

348

348-1871
1200501403716

71



始



エ 2267

訂 改



明治憲法史

法學博士工藤武重著

有斐閣發行



34A-187/1

訂改 明治憲政史 敍

(1)

曩者大正三年七月、明治憲政史上卷を發行し、六年六月、祝融の殃に遭ひ、其製本全部を喪ふ。越えて十一年五月、同書下卷を發行し、併せて前年焼失の上卷を再版し、翌十二年九月、關東一帶震災の際、兩卷の製本及紙型を舉げて、蕩然悉く之を烏有に歸す。著者は寧ろ舊著改訂の幸運に會したるを喜ひ、爾來拮据專念、偏に之か齊整修理に罷め、幾たひか裘葛を易へて、今や僅に其稿を脱す。乃ち茲に之を印刷に付し、兩卷を合せて一卷と爲し、再び同憂君子の教を請ふ。其次序體例、概ね舊著の式を襲ひ、而して其記述の内容に至ては、筆削一に意に向て馳せ、罅漏を補ひ、差謬を正し、繁冗を芟り、蕪雜を蠲き、行文詞章、亦

(2)

聊か洗練を加へ、通編希と舊觀を一新す。若し夫れ本書發行の趣旨は、舊著兩卷の小序略々之を盡したるを以て、便宜此に之を轉録し、累ねて屢々覆説するの勞を取らず。

昭和九年五月十日

工藤武重識

明治憲政史上卷小序

(1)

一 明治維新、先づ公論政治の廟謨を定め、次て憲法を布き、議會を設け、于に國家立憲の政體を創む。不幸にして其實質之に伴はず、閥族柄を弄し、群小政を議し、維新の洪圖、歳と共に荒む。余常に竊に意を治道の隆替に潜め、深く明治の政蹟に憾あり。乃ち敢て自ら揣らす、慨然起て筆政を張り、帝國憲政の由來を討ね、其推移の迹を敘し、題して明治憲政史と曰ひ、茲に上卷の稿を繕寫し、梓して以て世に問ふ。檢覈未だ到らず、推敲未だ完からずと雖も、志す所は即ち前に鑑み後を啓き、以て憲政の進運に資せんとするに在り。

二 帝國憲法は、卒然として天降地湧したるにあらず。閥族相結ひて自衛に勉め、志士交起て政權を要め、衝突争鬭、多年の久しきに涉り、時運竟に有司の專制を許さずして、茲に立憲政體の創設と爲る。本書「立憲前記」の一編、筆を明治維新の大號令に起し、憲法實施の際に及び、其間、大政制度の變遷、閥族政府の建設、國論の歸向、政黨の叢生、官民軋轢事情等を載録し、以て帝國の憲政、決して

成るの日に成りたるにあらざるの義を昭にす

三 憲法實施後、明治末年に至るまで、凡そ二十有三年の間、内閣を代ふること十有二、衆議院議員總選舉を行ふこと十有一、帝國議會を開くこと二十有八回に及ぶ。其期間に於ける政治の變遷は、總て『憲政正記』中に之を收め、以て憲政の推移する所を知らしむ。内閣の更迭及其施設、政黨の言動及其命運、政府と政黨との離合、内外重要の政治事項、議會經過の概要等、皆な收めて此裡に在り。憲政正記は、内閣毎に編を分ち、明治三十一年憲政黨内閣を以て、姑く上卷の筆を擱き、以下數代の内閣は、總て之を下卷に譲る。

四 著者別に帝國議會史及同史綱の著あり、前年既に之を天下に公にす。議會史中、私に自ら不備を感ずる點頗る多く、他日閒を得て、其全部に改訂を施さんことを期す。議會史は専ら議會の經過を記し、憲政史は汎く政治の變遷を述へ、努めて記述の重複するを避け、彼此相形し、正側相照し、以て事の真相を闡明する所あらんとす。然りと雖も兩者の包容、齊しく憲政の史實に關し、議會史單り院内の記事に純なる能はず、憲政史亦時に筆を此に及ぼさざるを得ず。

唯、其題目に主客の別あり、乃ち執筆の際、詳略加減を施すを懈らす。

五 余や頑鈍菲才、復た當世に意なく、漫に筆管を役し、楮表に懷を遣り、稿を天地の間に留め、用を百歳の後に待つ。是れ蓋し昇平の餘澤にして、逸民の慶幸なり。後の君子、志を邦家に抱く者、幸に此迂著に頼り、審に明治の政蹟を檢討し、既往の通弊に鑑み、來者の治道に資し、以て帝國憲政の進運を啓くことを得は、著者幾年の勞劬、亦竟に徒爾にあらざるなり。

大正三年五月

東京駒籠の曹歷社に於て

著

者

明治憲政史下卷小序

- 一 曩者本書上卷を刊行するの後、嗣て下卷の稿を起し、經營幾年、略明治の年代を終始し、姑く之を匣底に藏す。近時少しく世態國情に感ずる所あり、乃ち舊稿を修理し、之を剞劂に付す。本書編述の微意は、上卷々頭、既に之を披陳す。下卷の體例、亦概ね舊に率り、多少の損益を施したるに過ぎず。
- 二 著者の本書を編述するや、常に私に聖賢の遺教を奉し、知罪自ら警め、筆削維れ、慎み、要は大中正の斷を得て而して已む。稿略成るの後、朋を偷み、興に觸れ、絶えず校訂を累ね、雌黃縱橫、研鑽具に到り、時に全く結構を覆へし、案を改め、稿を更へたること、管に再四のみならず。未だ自ら其完備を許す能はずと雖も、稍苦窳の病に遠さかるものあるを覺ゆ。若し夫れ行文中間、駢儷の體を學ひ、對偶の格を擬したるもの、固と聲韻を諧調し、誦讀を便了せんとするの意に出つと雖も、雕蟲の小技、或は時人の嗤笑を免れざらんか。
- 三 曩者本書上卷を刊行するや、圖らずも帝國學士院の認識を辱うし、其銓衡

に由り、東照宮三百年祭記念會の獎學金を領す。是れ洵に異數の光榮にして、感激措く能はざる所。唯、葵氏尊崇の亡父をして、之を聞くあるに及はしめず、風樹の感、禁せんと欲して禁せず。茲に同會の規則に遵ひ、獎學金拜受の事を表示し、謹て謝意を致す。

四 岡野獎學會は、恩師法學博士岡野敬次郎先生の大學教授在職二十五年を記念せんか爲、舊臘新に起りたる財團法人にして、學術獎勵を以て其目的と爲す。先生常に拙著を推稱し、同會亦本書を以て、學術上稍觀るべきものありと爲し、財を捐て、其出版に資し、著者をして累ねて光榮に浴するの慶福を領せしむ、感荷曷そ夫れ堪ふへけんや。

五 夫れ文章は經國の大業、不朽の盛事、而して史筆固と才學識の三素を要し、凡手の克く企及すへき所にあらず。余や不敏、獨力以て明治政史編述の重任に膺り、孜孜矻矻茲に二十年、偏に憲政を扶翼し、治道に資補せんことを誓めたりと雖も、碌々たる庸才世に益なく、半生の事業徒爾を嗟す。適、拙著明治憲政史、誤て儒林群賢の寓目を惹き、連りに推輓の榮を蒙り、自ら顧みて忸怩禁すへ

からさるものあり。嗚呼士の世に處する、極めて難くして亦甚た易し。苟も其意を誠にし、其道を行ひ、我か本分を竭して、夫の天命を樂しまは、心廣く體胖かに、爵や祿や、亦自ら其中に在り。何そ必ずしも顧眄俗を趁ひ、窮達意に介するを須るんや。茲に本書刊行に臨み、儒林推稱の喜を記し、之を先考九泉の靈に告げ、小詩以て志を言ふ。曰く、

確關雲鎖隔西東。春帑參商夢互通。偏喜立言纔卒業。團欒羞稿祭先翁。東信狷夫勵史篇。慨時憂世氣衝天。筆端飛火君休怪。襁褓觀看淺嶽煙。

大正十一年四月

江戸三田慈眼精舎に於て

著者

訂改 明治憲政史總目錄

立憲前記

第一章 明治の新政

第一節 制度の改廢……………一

第二節 臺閣の變遷……………三

第三節 立憲の廟謨……………九

第二章 國民の覺醒、政府の抑壓……………一〇

第一節 國會開設の希望……………一〇

第二節 政黨結成の機運……………一六

第三節 政府の抑壓……………一五

附政黨の衰運、政事犯續發……………一五

第三章 內閣創制後の政局

第一節 第一次伊藤內閣……………一九三

 (宮中府中の混淆||官僚政治の趨勢)

第二節 井條約改正紛議……………二〇六

 (歐化政策||保守思想||官民軋轢)

第三節 黑田內閣……………二二七

 (樞密院創設||功臣網羅策)

第四節 憲法制定……………二二六

 (祖業恢宏||超然主義)

第五節 大條約改正紛議……………二五五

 (強硬政策||龍頭蛇尾)

第六節 專制過渡內閣……………二六三

憲政正記

第一編 第一次山縣內閣

第一章 政府の施設……………二六五

第二章 立憲政黨事情……………二七六

第三章 帝國議會兩院議員……………二九七

第四章 第一回帝國議會(官民衝突||豫算紛議||妥協)……………三二〇

第五章 內閣崩壞……………三三〇

第二編 第一次松方內閣……………三三三

第一章 內閣更迭 附政黨事情……………三三三

第二章 第二回帝國議會(豫算紛議||解散紛議)……………三三〇

第三章 選舉干涉 附政府の動搖……………三三五

第四章 第三回帝國議會(解散問題再審)……………三四三

第五章 內閣崩壞……………三四七

第三編 第二次伊藤內閣……………三五三

第一章 內閣更迭 附政黨事情……………三五二

第二章 第四回帝國議會(豫算紛議、政府)……………三五二

第三章 國權論勃興、黨情の變化……………三七九

第四章 第五回帝國議會(紛議重疊)……………三五一

第五章 解散後の政黨事情……………四二二

第六章 第六回帝國議會(再度の彈劾)……………四一九

第七章 對清開戰、韓國經營 附軍國情勢……………四三八

第八章 條約改正……………四四三

第九章 第七回帝國議會……………四五〇

第八章 第八回帝國議會……………四五〇

第十章 平和克復……………四六一

第十一章 附遼東還付、對韓政策變更 還遼責任論……………四七八

第十二章 附政黨事情、提携政治の起端 第九回帝國議會(政府彈劾の議)……………四八六

第十三章 內閣崩壞……………四九四

第四編 第二次松方內閣……………五〇四

第一章 內閣更迭(松隈聯立內閣)……………五〇四

第二章 附政黨事情、提携政治再演 第十回帝國議會……………五一四

第三章 內閣成素の一變(純薩內閣)……………五一八

附政黨事情……………五一八

第四章 第十一回帝國議會(案||政府不信任||解散)……………五三〇

附內閣崩壞

第五編 第三次伊藤內閣……………五三四

第一章 內閣更迭 附政黨事情……………五三四

第二章 第十二回帝國議會(增稅案||解散)……………五四三

附內閣崩壞

第六編 第一次大隈內閣……………五五〇

第一章 憲政黨結成政黨內閣組織……………五五〇

第二章 憲政黨分裂政黨內閣崩壞……………五六一

第七編 第二次山縣內閣……………五七六

第一章 藩閥內閣再興……………五七六

附政府憲政黨の提携

第二章 第十三回帝國議會(增稅案||議員誘惑||)……………五八五

第三章 獵官沮止(令改正文官任用)附政黨事情……………五九二

第四章 改正條約實施……………六〇四

第五章 第十四回帝國議會(官紀振肅問題||選舉法改正)……………六一一

第六章 北清團匪事變……………六一八

第七章 內閣崩壞……………六二三

第八編 第四次伊藤內閣……………六二七

第一章 政友會結成政黨內閣組織……………六二七

第二章 政黨事情 附地方政治荒廢……………六四五

第三章 第十五回帝國議會(貴族院の增稅異議||政爭勅裁)……………六五三

第四章 內閣崩壞……………六六一

第九編 第一次桂內閣……………六六九

第一章 內閣更迭 附政黨事情 六六九

第二章 第十六回帝國議會(豫算紛議 官 民衝突 妥協) 六七八

第三章 民黨聯盟、政府掩擊策 六八四

第四章 第十七回帝國議會(聯盟 民黨の 突進 解散) 六九六

第五章 憲政の逆轉 附政黨事情 七〇五

第六章 第十八回帝國議會(官民妥協 國 助計畫決定) 七二〇

第七章 權臣の暗闘、黨界混沌 七三六

第八章 第十九回帝國議會(勅語奉答 紛 議 解散) 七四五

第九章 滿洲問題、日露交涉 七四八

附日英同盟成立

第十章 對露開戰 附軍國情勢 七七一

第十一章 第二十回帝國議會 七六一

第十二章 戰況一斑 七九三

第十三章 平和克復 附日英同盟改締 八〇一

第十四章 國民の公憤、帝都の騷擾 八三三

附平和餘沫

第十五章 內閣崩壞 八四三

第十編 第一次西園寺內閣 八五二

第一章 內閣更迭 附政黨事情 八五一

第二章 第二十二回帝國議會(過渡期の 財 政 諸 計 畫) 八六六

第三章 第二十三回帝國議會(戰後 經營 郡 制 問題 紛 議) 八七三

第四章 財政計畫變更(緊縮 計 畫 增 稅 計 畫) 八八〇

第二十四回帝國議會

第五章 韓國統監政治 八八九

附滿洲經營方策、對外交涉事案

第六章 議員瀆職の醜聞……………九〇二
附政客侈奢、官吏暴富

第七章 內閣崩壞……………九一七

第十一編 第二次桂內閣……………九二三

第一章 內閣更迭……………九二三

第二章 憲政本黨の内訌……………九三三
附非政友各派合同の議

第三章 第二十五回帝國議會(公債及稅制整)……………九五三
第二十六回帝國議會(理安協額々)

第四章 韓國併合……………九六六

第五章 大逆陰謀、南北朝問題……………九八八

第六章 政府、政友會の情意投合……………九九三

附兩院各派の形勢

第七章 第二十七回帝國議會(各種彈劾案、非)……………一〇〇六

第八章 對外交涉事案……………一〇一五
米清排日傾向、日英同盟改締

第九章 條約改正(明第二次)……………一〇三五

第十章 內閣崩壞……………一〇三一

第十二編 第二次西園寺內閣……………一〇三五

第一章 內閣更迭 附政黨事情……………一〇三五

第二章 第二十八回帝國議會(緊縮豫算、稅)……………一〇四三
制整理の公約)

第三章 多數黨の專横、憲政の危機……………一〇四八

第四章 隣邦の革命 附帝國の對策……………一〇五七

第五章 明治天皇登遐……………一〇六七

總 目 錄 終

訂改 明治憲政史細別目錄

立憲前記

第一章 明治の新政

第一節 制度の改廢

- 王政維新、五章の聖誓、未曾有の變革……………一
- 億兆安撫、國威宣布の宸翰……………三
- 太政官復興、行政分科、三職配置……………五
- 徵士、貢士、公議輿論、下議事所、貢士對策所……………六
- 三權鼎立制、議政官上下二局、政體書……………八
- 議政官の存廢、上局會議……………九
- 公議所、藩治職制、各藩公議人……………一一
- 待詔局、言路洞開……………一二

- 各省設置、參議創制、立法行政兩權混一……………一三
- 集議院其組織及系統(集議院規)……………一四
- 海內歸一、東京奠都、中央集權、廢藩置縣……………一七
- 正院、左院及右院……………二〇
- 各省廢合、省卿の權能及責任……………二二
- 正院及左院の權能伸縮……………二三
- 集議院の末路及其廢止……………二四
- 公論制度の變遷、官權萬能の趨勢……………二五
- 元老院及大審院、漸次立憲の詔書……………二六
- 正院職制改正、名稱廢止……………二七
- 元老院の組織及權能……………二八
- 地方官會議、議院憲法、官選代議制……………三〇
- 地方長官信賴の優詔、會議の末路……………三三
- 地方民會設立の議、府縣會及區町村會……………三四

- 參議省卿兼任制の改廢、參事院設置……………三六
- 各省事務章程、閣制創設當時の省廳……………三八
- 第三節 臺閣の變遷**……………三九
- 閥族の專横、武門政治と藩閥政治……………三九
- 同舟吳越、情實纏綿……………四一
- 無題……………四三
- 高官任用資格、藩閥臣僚の實權、門地打破……………四三
- 公卿勢力の消長、台鼎の任……………四五
- 明治初年三職就任者……………四六
- 高官公選任用、定員減省……………四七
- 參議新任、各藩の衡爭……………四九
- 薩長兩藩主徵命、重臣羅致、薩長土肥四藩の均勢……………五一
- 高官更迭、諸藩士の省卿獨占……………五二
- 省卿の内閣參列、參議増員……………五三

- 廟堂の文武兩派、征韓論、五參議聯袂辭職……………五四
- 臺灣征討、內閣動搖……………五八
- 大阪會議、前參議復職、漸進立憲案(大阪會議 盟約案)……………五九
- 內閣各省分離論、島津久光の進退(其奏 議)……………六三
- 板垣退助の進退、土藩勢力の消長……………六五
- 木戸孝允の性格進退及其死、明西郷隆盛の死……………六七
- 大久保利通の死、其の人物及世評……………六八
- 三傑凋落後の政局、閣裡の暗闘……………七〇
- 專任參議、六部分擔、新任省卿……………七二
- 大隈重信の飛躍及其失脚、肥藩勢力の消長……………七四
- 伊藤博文の優勢、內閣總裁の實權、閣員異動……………七五
- 岩倉具視の死、其事業……………七七
- 內閣成素の變遷、薩長兩藩の勢威、明治の平族……………七九
- 參議異動表……………八一

- 各省長官異動表……………八七
- 第三節 立憲の廟謨……………九三
 - 五章聖誓と憲政、臺閣の立憲觀念(木戸孝允の政 規典則建白)……………九三
 - 立憲の必勢、閣裡の新舊思潮……………九六
 - 立憲策問、實施遲速論、功名心の衝突……………九九
 - 開拓使官有物拂下紛議、國會開設促進……………一〇三
 - 東北巡幸、廟謨一決、國會開設の勅諭……………一〇四
 - 國會開設時期の疑義、政府の指令……………一〇七
- 第一章 國民の覺醒、政府の抑壓……………一〇八
 - 第一節 國會開設の希望……………一〇八
 - 公論枉屈、志士奮起、官民反目の趨勢……………一〇八
 - 泰西學術の影響、英佛兩學派、自由民權論の淵源……………一一〇
 - 退職參議等民選議院設立の建白……………一一二

- 民選議院論辯難 一一九
- 愛國公黨其本誓岩倉具視狙撃 一三〇
- 政社叢生土佐の立志社板垣退助の聲望 一三三
- 佐賀の亂江藤新平の人物及其事業 一三三
- 不平士族の蠢動熊本及山口の亂 一三四
- 西南の亂勇退後の西郷隆盛 一三五
- 立志社員の活動政府顛覆の陰謀 一三七
- 愛國社全國同志各政社の聯合 一三八
- 國會期成同盟國會開設願望書 一三九
- 願望書執奏拒絕志士の憤慨 一四二
- 國會開設の建白及請願志士有司の問答 一四三
- 國論澎湃政府屈讓 一四五
- 第二節 政黨結成の機運 一四六
- 自由黨結成國會期成同盟の存廢 一四六

- 板垣退助の遊説岐阜の悲劇 一四七
- 改進黨結成、嚶鳴社、東洋議政會、鳴渡會 一四八
- 三田派の去就、自由、改進黨兩黨の同根、氣風の異同 一五三
- 帝政黨結成、當路有司の發意 一五五
- 地方群起の各政黨、中央三黨の流派 一五七
- 三黨信奉の標的、主權の論争、自由黨の言論 一五八
- 板垣退助の外遊、其感想、途説紛々 一六〇
- 政府の政黨離間策、三菱問題の紛議 一六二
- 第三節 政府の抑壓 一六五
- 附 政黨の衰運、政事犯續發
- 政府の抑壓政策、其反響 一六五
- 言路壅蔽、建白請願の制限 一六六
- 言論取締の變遷、讒謗律、新聞條例、出版條例 一六八
- 集會條例、條例適用の範圍 一七一

- 集會條例追加、各黨の條例遵奉……………一七三
- 府縣會議員聯合集會禁止……………一七五
- 警視廳の任務、民論抑壓機關……………一七六
- 政黨解散頻々、帝政黨解散……………一七六
- 自由黨解散、解黨趣意書……………一七九
- 改進黨の存續、正副總理等の脱黨……………一八六
- 福島事件、政府顛覆の陰謀……………一八六
- 高田事件、天誅組、大臣暗殺の陰謀……………一八九
- 加波山事件、爆裂彈使用の嚆矢……………一九〇
- 大阪事件、朝鮮擾亂の計畫……………一九一
- 飯田事件、其他の暴動……………一九三

第三章 内閣創制後の政局

- 第一節 第一次伊藤内閣……………一九三

- 内閣制創設、太政大臣の改革奏議……………一九三
- 内閣官制、總理大臣職權……………一九六
- 各省官制通則、各省大臣管掌……………一九八
- 高級諸官衙の廢合及新設……………一九九
- 伊藤内閣組織……………二〇〇
- 新官制勅語……………二〇一
- 事務整理綱領、官吏試験登庸制……………二〇一
- 内閣總理兼宮内長官、伊藤博文の心術……………二〇四
- 第二節 井條約改正紛議……………二〇六
- 改約小史、井上約案、内外の反對、改約中止……………二〇六
- 歐化粉飾政策、鹿鳴館、假裝會、頹風汚俗の誘致……………二一〇
- 法典編纂、改約事業の犠牲……………二一一

〔宮中府中の混淆〕官僚政治の趨勢

〔歐化政策〕保守思想〕官民軋轢

- 華族令、楚人冠……………二二二
- 保守思想醞釀、谷干城の進退、諸老臣の建言……………二二四
- 國民の公憤、希望條項、秘密出版、壯士活動……………二二六
- 宮中府中分離、外務大臣更迭、政府の示威訓令……………二二七
- 政海の狂瀾、保安條例、志士追放……………二二四

第三節 黑田内閣

〔樞密院創設 功臣網羅策〕

- 大隈重信の入閣、犬猿同棲……………二二七
- 樞密院創設、其官制……………二二八
- 黑田内閣組織、大隈の勢力及其意圖……………二三〇
- 井上馨の入閣、自治黨……………二三一
- 後藤象二郎の蹶起、大同團結の萌芽……………二三三
- 後藤の入閣、其辯疏、功臣網羅策の成功……………二三四

第四節 憲法制定

〔祖業恢宏 超然主義〕

- 元老院の憲法起草案中廢……………二二六
- 伊藤博文の受命及歐行、獨逸主義の浸潤……………二二七
- 憲法及附屬法令草案脱稿……………二三九
- 樞府の憲法制定會議、裁可……………二四〇
- 憲法發布、神靈詔文……………二四〇
- 憲法發布式、勅語……………二四二
- 盛典餘澤、贈位、養老、大赦……………二四三
- 憲法附屬法令發布、憲法上諭……………二四五
- 元老院の末路及其廢止……………二四七
- 超然主義の宣言、歴代政府の政黨對策……………二四八
- 伊藤博文の憲法論、政黨内閣制否認……………二五一
- 舉國歡喜、世界の偉觀……………二五四

第五節 大條約改正紛議

(強硬政策Ⅱ龍頭蛇尾)

- 對外強硬政策、改正約案の内容……………二五五
- 改約中止の國論、各派の反對同盟……………二五七
- 官界の論調、閣議膠離……………二五八
- 外人法官違憲問題、歸化法制定の議……………二五九
- 御前閣議、霞關の爆彈、改約中止、內閣崩壞……………二六一
- 第六節 專制過渡內閣……………二六二
- 假攝三條內閣、山縣內閣組織……………二六三
- 山縣內閣の終始……………二六四

憲政正記

第一編 第一次山縣內閣

- 第一章 政府の施設……………二六五

- 立憲初頭の內閣、閣員の配置……………二六五
- 內閣官制改正奏議、新官制……………二六六
- 政府の訓示、超然主義保守……………二七〇
- 再度の訓示、政府の政黨觀……………二七三
- 教育勅語……………二七七
- 第二章 立憲前後政黨事情……………二七八
- 大同團結の分裂、大同俱樂部、大同協和會……………二七八
- 板垣退助の調停、愛國公黨樹立の計畫……………二八〇
- 自由黨再興……………二八三
- 大同三派合同の議、庚寅俱樂部結成……………二八三
- 全國進歩主義政團聯合策、九州同志會の活動……………二八四
- 政社聯合禁令の厲行、進歩主義大政黨樹立の計畫……………二八六
- 立憲自由黨結成、結黨前後の紛擾……………二八七
- 立憲改進黨の地歩……………二九〇

- 熊本國權黨……………二九二
- 中立議員團、大成會、國民自由黨……………二九三
- 保守黨各派……………二九五
- 對等條約會……………二九六
- 第三章 帝國議會兩院議員……………二九七
- 兩院制度、立法の趣旨……………二九七
- 貴族院議員就任、其成素及總員……………二九九
- 貴族院組織の不備、各級議員(華族議員、多額納稅議員、官選議員)、減員私議……………三〇〇
- 貴族院議員の政治觀念、政府の諮問機關……………三〇三
- 貴族院正副議長任命(明治年代終末迄)……………三〇四
- 衆議院議員選舉法、選舉權狹隘……………三〇六
- 衆議院議員初次總選舉、成果概觀、減員私議……………三〇七
- 第四章 第一回帝國議會……………三一〇
- (官民衡爭 II 豫算紛議 II 妥協)

- 帝國議會初次召集、開院式、勅語及奉答……………三一〇
- 衆議院正副議長任命……………三一二
- 政府の施政方針……………三一三
- 二十四年度豫算紛議、民黨の査定案、政府の苦肉策、妥協々贊……………三一六
- 黃白政策の嚆矢、姑息政治の流毒……………三八
- 第五章 內閣崩壞……………三二〇
- 首相乞骸、其真意……………三二〇
- 三條實美の訃、其事業……………三二二
- 第一編 第一次松方內閣……………三二三
- 第一章 內閣更迭 附政黨事情……………三二三
- 元老の勢力、黑幕會議、後繼內閣銓衡……………三二三
- 松方內閣の組織、大津事變の突發……………三二四
- 政府の訓示、行政整理……………三二六

○自由改進兩黨の提携、板隈兩首領の會見、大隈免官……………三三八

○大成會の變化、巴俱樂部、協同俱樂部、自由俱樂部……………三三九

第二章 第二回帝國議會……………三三〇

(豫算紛議 II 解散)

○二十五豫算紛議(軍艦製造、製鋼所設立、鐵道國庫支辨)、薩長政府の自負費額削減、新事業否認……………三三〇

○衆議院解散、解散理由、豫算不成立……………三三三

第三章 選舉干涉 附政府の動搖……………三三五

○衆議院議員總選舉、公權蹂躪……………三三五

○選舉干涉事實公認、當局の自白……………三三七

○政府の動搖、內務大臣其他の更迭、宸翰問題……………三三九

○吏黨議員の増加、中央交渉部……………三四一

○民黨三派の優勢……………三四一

第四章 第三回帝國議會……………三四二

○衆議院正副議長任命……………三四二

○解散諸問題再審の斷案……………三四三

○選舉干涉非難、處決督促……………三四四

○政府の辯疏、停會……………三四五

○壯士橫行、政府の議員誘拐……………三四六

第五章 內閣崩壞……………三四七

○政府の責任觀念、內閣持續の廟議……………三四七

○震災救濟費怪聞、內務大臣其他の更迭……………三四八

○選舉干涉善後處分、地方長官反噬、政府の內訌……………三四〇

○首相乞骸、爆彈怪事……………三五二

第三編 第二次伊藤內閣……………三五二

第一章 內閣更迭 附政黨事情……………三五二

(解散問題再審 II 選舉干涉非難)

○ 閣族の決心、伊藤内閣組織、所謂元勳内閣……………三五三

○ 新内閣の樞軸、藤縣併立……………三五四

○ 政府の訓示、政黨疎外……………三五五

○ 選舉干渉の餘毒、其善後處分……………三五六

○ 國民協會、藩閥擁護團……………三五七

○ 自由、改進黨兩黨の態度、確執、離間……………三五九

○ 同盟俱樂部、東洋自由黨……………三六〇

第二章 第四回帝國議會……………三六一

（豫算紛議 II 政府彈劾 II 政爭勅裁）

○ 首相遭難、臨時首相代理……………三六一

○ 政府の施政方針……………三六二

○ 和協破壞の責、二十六年、度豫算紛議、休會、處決督促……………三六七

○ 政府彈劾、停會、休會……………三七〇

○ 詔勅換發、局面一變、豫算再審及協贊、民黨の變調……………三七三

○ 閣員の異動、山縣有朋、西郷從道の進退……………三七七

第三章 國權論勃興、黨情の變化……………三七九

○ 外政不振、外人跋扈、國民の對外觀念……………三七九

○ 條約改正と國論、内地雜居利弊論……………三八〇

○ 現行條約厲行の議……………三八二

○ 軍艦千島訴訟事件……………三八四

○ 大日本協會、國民協會の豹變……………三八五

○ 民黨聯合の破裂、改進黨及同盟俱樂部……………三八八

○ 自由黨の孤立、内訌……………三八九

○ 人權諸條例の改廢、政社の支部出張所……………三九〇

第四章 第五回帝國議會……………三九一

（紛議重疊 II 解散）

○ 衆議院議長不信任問題（決議、上奏、懲罰、休會、不明陳謝）……………三九一

○ 衆議院正副議長補闕任命……………三九四

- 官紀振肅問題、政府彈劾、樞密院の覆奏、勅諭、農商務大臣更迭……………三九五
- 條約履行建議案、軍艦千島事件上奏案……………三九八
- 行政整理の報告、議會の趨勢、二十七年豫算不成立……………四〇〇
- 衆議院解散、奏議掩蔽……………四〇一
- 解散の理由、貴族院議員の非難、首相の辯解……………四〇二
- 第五章 解散後の政黨事情……………四〇二
- 衆議院議員總選舉……………四〇二
- 自由黨の内紛、同志俱樂部……………四〇三
- 警察法規履行、大日本協會の存立禁止……………四〇五
- 國民政社結成……………四〇六
- 立憲革新黨結成……………四〇六
- 全國同志大會、聯合民黨の二大信條……………四〇八
- 第六章 第六回帝國議會……………四一九
- 〔再度の彈劾—解散連施〕……………四一九

- 衆議院正副議長任命……………四一九
- 前衆議院解散の理由、政府の希望……………四一九
- 解散不當の決議……………四二〇
- 解散問題審議、再度の政府彈劾……………四二二
- 奏議不省、解散連施、政府の奏議……………四二五
- 憲政上の惡例、條約改正の犠牲……………四二六
- 第七章 對清開戰、韓國經營……………四二八
- 附軍國情勢……………四二八
- 日韓修交小史、韓國獨立承認、大院君の亂……………四二八
- 韓國兩黨暗闘、暴動、天津條約、日清勢力の消長……………四三一
- 韓國東學黨の亂、清國の禍心、日清交渉……………四三四
- 日清國交斷絶、宣戰の詔勅……………四三五
- 列國の局外中立……………四三八
- 韓國經營、內政改革及清兵驅逐……………四三九

○宣戰前後の政黨界、對韓同盟會、主戰論……………四四〇

○衆議院議員總選舉、各派の意向、舉國一致……………四四一

○熾仁親王薨去……………四四二

第八章 條約改正……………四四三

○立憲以後の條約改正事業……………四四三

○衆議院の上奏、改正希望要目……………四四五

○對外硬派の決議、真正對等條約要求……………四四七

○政府の祕密嚴守、國論抑壓、改正條約調印……………四四九

○實質上の不對等條約、議定書及公文……………四五〇

○帝國議會協贊權蹂躪、海關稅獨制……………四五二

○國民の誤想、改約實施準備……………四五三

第九章 第七回帝國議會……………四五四

○臨時議會召集、衆議院正副議長任命……………四五四

○軍事費豫算、一舉協贊……………四五五

○閩國の決心、衆議院の建議……………四五五

○軍國要務經營方策……………四五八

○各派の意向、軍事費及^{二十八年}豫算協贊……………四九九

第十章 平和克復……………四六一

附遼東還付、對韓政策變更

○戰況一斑……………四六一

○列國の嫉視……………四六三

○清國乞和、講和會議、和約調印、償金及割地……………四六四

○平和克復の詔勅……………四六六

○三國の干涉、帝國の應諾、和約批准交換……………四六八

○遼東の詔勅、其條約……………四七〇

○臥薪嘗膽、論功行賞……………四七一

○遼東割取の利害、千古の失態……………四七二

○拓殖務省設置、臺灣總督府條例發布……………四七三

○ 還遼の影響、京城兩度の政變、對韓政策放棄、露勢進展…………… 四七五

 第十一章 還遼責任論…………… 四七八

 附政黨事情、提携政治の起端……………

○ 講和前後の政黨界…………… 四七八

○ 還遼責任論、各派の決議、政府の抑壓…………… 四七九

○ 自由黨と政府の提携、超然主義の運命…………… 四八一

○ 提携理由の表裏、憲政弛廢の趨勢、流毒の淵源…………… 四八四

○ 國民協會の態度…………… 四八五

 第十二章 第九回帝國議會…………… 四八六

 (政府彈劾の議、戰後經營案)

○ 臨時議會召集の希望、政府の施政方針…………… 四八六

○ 政府問責の諸案、否決、停會、撤回問題…………… 四八八

○ 戰後財政計畫、二十九年度豫算、軍備擴張、租稅增徴、歲計緊縮論、默從協贊…………… 四九一

 第十三章 內閣崩壞…………… 四九四

○ 提携の效果、政府の背信、自由黨の内訌…………… 四九四

○ 板垣退助の入閣、提携の報酬、内務大臣更迭…………… 四九六

○ 外務大藏兩大臣銓衡の苦心、閣員總辭職…………… 四九七

○ 伊藤內閣の回顧、其功罪…………… 五〇〇

 第四編 第二次松方內閣…………… 五〇四

 第一章 內閣更迭(松隈聯立內閣)…………… 五〇四

 附政黨事情、提携政治再演……………

○ 松隈聯立內閣組織、權勢の歸宿、伴食宰相…………… 五〇四

○ 政綱表示、政務調査…………… 五〇六

○ 進歩黨結成、其黨系…………… 五〇九

○ 進歩黨と政府の提携、政弊助長…………… 五一三

○ 自由黨と國民協會の向背…………… 五一四

 第二章 第十回帝國議會…………… 五一四

- 衆議院議長補闕任命……………五二四
- 議會の大勢、各黨沈黙、三十一年度豫算協賛……………五二四
- 新聞停刊制廢止、政府の反覆……………五二六
- 製艦恩賜金辭退、金貨本位制確立、重要事案……………五二七
- 第三章 内閣成素の一變(純薩内閣)……………五二八
- 附政黨事情
- 政府の放濫、隈薩兩派の衝突……………五二八
- 検査院長不法處分容認、臺灣法官違憲罷免……………五三〇
- 財政紊亂、増税計畫……………五三一
- 隈派聯袂辭職、内閣成素の一變……………五三二
- 進歩黨と政府の絶縁、黨人の獵官及罷免……………五三三
- 自由黨の衰運、政府の誘拐……………五三五
- 國民協會の憤慨、問責決議……………五三六
- 民黨の結束、財政整理同盟會、新聞同盟の聲援……………五三七

- 薩派及公同會……………五三八
- 貴族院被選議員總改選……………五三九
- 後藤象二郎の死……………五三九
- 第四章 第十一回帝國議會……………五三〇
- 附内閣崩壞
- 政府不信任決議案、衆議院解散……………五三〇
- 三十一年度豫算不成立……………五三一
- 閣員總辭職、非立憲頻々……………五三二
- 第五編 第三次伊藤内閣……………五三四
- 第一章 内閣更迭 附政黨事情……………五三四
- 伊藤内閣組織、政黨首領誘致の計畫……………五三四
- 自由黨と政府の提携、甘言、交驩……………五三六

- 自由黨と政府の絶縁、井上馨の舉措……………五三八
- 各派の意向、對外同志會……………五四〇
- 衆議院議員總選舉……………五四一
- 西勢東漸、帝國政府の傍觀……………五四一
- 第二章 第十二回帝國議會……………五四三
- (増稅案||解散)
- 附內閣崩壞……………
- 衆議院正副議長任命……………五四三
- 對外問題質問及上奏案……………五四三
- 増稅計畫、増租案否決……………五四四
- 衆議院解散……………五四五
- 官黨組織の議、內閣開城の議、御前の激論……………五四五
- 閣員總辭職、黨人推舉の議……………五四七
- 伊藤博文の進退及其苦衷……………五四八

第六編 第一次大隈內閣……………五五〇

第一章 憲政黨結成、政黨內閣組織……………五五〇

- 自由進歩兩黨の覺醒、合同、憲政黨結成……………五五〇
- 憲政黨內閣組織……………五五二
- 著大の政變、政權の移動、政府の訓示……………五五四
- 黨人の獵官、藩閥系官僚の陰謀……………五五六
- 行政整理、官治標準、増稅計畫……………五五七
- 政府の無爲、國民の失望……………五五九
- 衆議院議員總選舉、貴族院の形勢……………五六〇

第二章 憲政黨分裂、政黨內閣崩壞……………五六一

- 自由、進歩兩派の軋轢、政務荒廢……………五六一
- 兩派均勢論、自由派の不滿……………五六二
- 共和演說事件、尾崎行雄の辭表……………五六三

- 文部大臣更迭、兩派鬭爭……………五六四
- 自由派の苦計、憲政黨解散、憲政黨再興……………五六六
- 憲政黨併立、前憲政黨存立禁止、憲政本黨結成……………五六七
- 自由派大臣の辭表、內閣破壞の計畫……………五七〇
- 至尊宸憂、桂太郎の飛躍、其人物及籌略……………五七一
- 進歩派大臣の辭表、兩派の內閣獨占計畫……………五七三
- 政黨內閣の泯滅、藩閥內閣の再興……………五七四

第七編 第二次山縣內閣……………五七六

第一章 藩閥內閣再興……………五七六

附政府憲政黨の提携

- 閥族の政權慾、閣員銓衡の苦心、山縣內閣組織……………五七六
- 政府憲政黨の提携策、交渉不調、超然主義論爭……………五七九
- 再度の交渉、提携成立、其條件……………五八一

- 政府の提携表示、首相の演說……………五八二
- 衆議院各派の形勢……………五八四

第二章 第十三回帝國議會……………五八五

(増稅案II議員誘惑)

- 開院式遷延、衆議院正副議長任命……………五八五
- 三十二年度豫算及増稅諸案協賛……………五八六
- 増租と國論、妥協修正、増徴有期……………五八七
- 官紀紊亂、憲政汚瀆の實證、議員誘惑の常習犯……………五八九
- 議員歳費増額、道念弛廢の徵象……………五九一

第三章 獵官沮止(文官任用)附政黨事情……………五九二

- 文官任用令分限令、懲戒令發布、獵官門閉鎖(三令發布)……………五九二
- 憲政黨の怨嗟、文官特別任用制、政務官設置……………五九六
- 憲政黨の内訌、愛黨結束……………五九八
- 帝國黨結成、官僚の援助……………五九九

○憲政本黨の財政緊縮論、黨内二派……………六〇一

○府縣制及郡制改正、府縣會議員選舉干涉……………六〇二

第四章 改正條約實施……………六〇四

○改約前置條件……………六〇四

○法典編纂沿革、全部實施……………六〇四

○關稅定率法制定……………六〇七

○改正條約實施通告、政府の訓示、大詔渙發……………六〇八

○國權回復、内地開放、支那人雜居問題……………六一〇

第五章 第十四回帝國議會……………六一一

 (官紀振肅問題、選舉法改正)

○三十三年度豫算協贊、財政緊縮の論議……………六一一

○政府彈劾案(官紀紊亂及選舉干涉問題)……………六一二

○衆議院議員選舉法改正、大選舉區制……………六一四

○貴族院の變調、宗教法案否決……………六一六

○日清戰役軍事費決算檢査……………六一七

第六章 北清團匪事變……………六一八

○清國義和團の亂、列國聯合軍の北京入城……………六一八

○清帝蒙塵、北京の列國聯合政府……………六一〇

○和議成立、元兇處罰及償金支拂……………六一一

○露國の禍心、滿洲經營の初程……………六一二

第七章 內閣崩壞……………六一三

○政府憲政黨の反目、提携斷絶……………六一三

○財政困迫、內閣動搖……………六一四

○内外多難、首相乞骸……………六一五

第八編 第四次伊藤內閣……………六一七

第一章 政友會結成、政黨內閣組織……………六一七

○伊藤博文の政黨改革論、其意圖……………六一七

- 立憲政友會結成、其成素及勢力、黨首獨裁制(宣旨書)…………… 六三八
- 伊藤博文の現任延職、其引退…………… 六三三
- 憲政黨解散、黨員の感懷…………… 六三六
- 伊藤内閣組織、政黨内閣の形體、渡邊國武の舉措…………… 六三七
- 東京市政の疑獄、閣員連累、星亨の辭職(職理由書)…………… 六四一
- 第二章 政黨事情 附 地方政治荒廢…………… 六四五
- 政友會の黨勢擴張策、地方政治侵蝕…………… 六四五
- 憲政本黨の新總理大隈重信、本黨の内訌…………… 六四七
- 帝國黨の政黨内閣非難…………… 六四八
- 貴族院各派の憤起、排星運動…………… 六四八
- 國民同盟會、露勢擊攘の議(同盟會宣言書)…………… 六五〇
- 第三章 第十五回帝國議會…………… 六五三
- 增稅案、貴族院の異議、停會連施、元老の調停、詔勅渙發、局面一變(霞山日誌)…………… 六五三

- 租稅問題と貴族院の權能、各派の反覆…………… 六五七
- 違式の詔勅、閣員の待罪、衆議院の問責決議案…………… 六五八
- 三十四年度豫算協贊、兩院の小紛…………… 六六〇
- 第四章 内閣崩壞…………… 六六一
- 戰後經營の流弊、財政窮匱…………… 六六一
- 官業中止の廟議、贊否激論、當年度財政計畫變更…………… 六六二
- 次年度財政計畫紛議、閣議不統一、首相乞骸…………… 六六四
- 渡邊國武の抱負意氣及其進退(無邊手柬)…………… 六六五
- 首相罷免、臨時過渡内閣内閣瓦解…………… 六六七
- 第九編 第一次桂内閣…………… 六六九
- 第一章 内閣更迭 附 政黨事情…………… 六六九
- 組閣遷延、桂内閣組織…………… 六六九
- 新内閣の政系、時人の期待、政黨關係…………… 六七一

- 政綱一斑、民政刷新、財政緊縮、公債不募政策…………… 六七二
- 政友會の動搖、星亨横死、總裁外遊…………… 六七三
- 憲政本黨の政府接近計畫…………… 六七六
- 帝國黨、三四俱樂部…………… 六七七
- 貴族院各派の態度、兩院有志の協調…………… 六七八
- 第二章 第十六回帝國議會…………… 六七八
- (豫算紛議 || 官民衝突 || 妥協)
- 三十五年度豫算妥協々贊、行政整理の公約…………… 六七八
- 妥協事情、政府の決心、政友會の弱點…………… 六八一
- 憲政本黨の窮蹙、政府の欺瞞…………… 六八三
- 第三章 民黨聯盟、政府掩擊策…………… 六八四
- 議員任期滿限、官民偷安…………… 六八四
- 衆議院議員總選舉、新法實施…………… 六八六
- 行政整理の成果、國論の趨勢…………… 六八七

- 海軍擴張、特租繼續計畫、政府の誤信…………… 六八八
- 伊藤博文の財政緊縮論、僚友及閣員の拒否…………… 六九〇
- 政友、憲政兩黨の聯盟、藤隈兩首領の會見…………… 六九二
- 兩黨の政府掩擊策、黨首の激勵、黨員の意氣…………… 六九四
- 同志俱樂部、壬寅會、帝國黨…………… 六九五
- 第四章 第十七回帝國議會…………… 六九六
- (聯盟民黨の突進 || 解散)
- 衆議院正副議長任命…………… 六九六
- 三十六年度豫算、國防増租、行政整理の諸案、停會…………… 六九七
- 政府の陋計、議員の胸底、兩黨幹部の苦慮…………… 六九八
- 貴族院有志の調停、兩黨の拒絶…………… 七〇〇
- 停會連施、調停再演、政府の讓歩、協議不調…………… 七〇二
- 衆議院解散、政府の言明、豫算不成立…………… 七〇三
- 第五章 憲政の逆轉 附政黨事情…………… 七〇五

- 衆議院議員總選舉、民黨兩派協調、政府の干渉……………七〇五
- 政友會の紛擾、黨弊革新の議……………七〇六
- 政友會革新派の分類、幹部の措置……………七〇九
- 廟謨一變(海軍擴張、新財源)、桂、藤兩首領の妥協……………七一
- 政友會の論調、妥協非認、政府問責の議……………七三
- 妥協正式交渉、政友會の妥協容認、黨運衰頹……………七四
- 妥協餘論、一世の非難……………七二七
- 局面一變後の憲政本黨、黨運衰頹……………七二八
- 中正俱樂部、政友俱樂部、帝國黨……………七二九
- 第六章 第十八回帝國議會……………七二〇
- (官民妥協Ⅱ 國防計畫決定)
- 衆議院正副議長任命……………七二〇
- 海軍計畫確立、募債政策復舊、行政整理公約……………七二〇
- 政府彈劾の議、解散責任解除……………七二二

- 追加豫算濫發、否決費目の支出……………七二三
- 閣員問責の二決議(教科書疑獄、取所法令濫施)、當該大臣の進退……………七二五
- 第七章 權臣の暗闘、黨界混沌……………七二六
- 黨首元老擇一問題、首相乞骸……………七二六
- 至尊宸憂、伊藤の政黨離脫、首相留任……………七二九
- 權臣の惡戯、樞密顧問定員増加……………七三一
- 閣員の異動……………七三二
- 再次の行政整理、消極方針、次年度豫算……………七三三
- 妥協後の政友會、黨内紛擾、總裁更任……………七三五
- 政友憲政兩黨の頹勢挽回策、提携談再燃……………七三六
- 自由黨再興計畫、同志研究會、交友俱樂部……………七三七
- 對露同志會、主戰論、滿洲問題と政黨(對露同志會宣言)……………七三九
- 衆議院議長片岡健吉の死……………七四二
- 前貴族院議長近衛篤磨の死……………七四四

第八章 第十九回帝國議會

(勅語奉答紛議 解散)

- 衆議院議長補闕任命……………七四五
- 衆議院の勅語奉答議事、彈劾議決、解散……………七四五
- 三十七年度豫算不成立……………七四八

第九章 滿洲問題、日露交渉

附日英同盟成立

- 露國の滿洲經營、列國の防制、英獨協商、露清密約紛議……………七四八
- 清帝回鑾、對露撤兵要求、滿洲還付條約……………七五二
- 日英同盟、帝國政府の聲明(日英協約)……………七五三
- 露國の違約、對清強要、列國の舉措、清國の決心……………七五八
- 帝國の廟謨、對露交渉提言……………七六一
- 日露交渉開始、帝國の讓歩、露國の確執……………七六二
- 時局遷延、帝國の和戰兩策、日露國交斷絶(斷文告、知狀)……………七六六

- 滿韓交換策、帝國の天佑……………七六九
- 國論の趨勢、主戰論……………七七〇

第十章 對露開戰 附軍國情勢

- 對露軍事行動開始、宣戰の詔勅……………七七三
- 敵國の怨言、帝國の應酬……………七七四
- 列國の局外中立、清國の地歩、交戰地域限局……………七七五
- 韓國指導協約、顧問雇聘協約……………七七六
- 對東外交の緩慢、國論の要望……………七七七
- 宣戰當時の國情、聖慮、民心、舉國一致……………七七八
- 衆議院議員總選舉……………七七八
- 政黨事情、官民和合(甲辰俱樂部、無名俱樂部、自由黨、同攻會、有志會)……………七八〇
- 貴族院被選議員總改選……………七八一

第十一章 第二十回帝國議會

臨時議會召集、衆議院正副議長任命……………七八二

- 軍事費豫算、非常特別税、特別増租法の命數…………… 七六二
- 政府の方針、議會の決心、國民後援の決議…………… 七六四
- 君民合體、軍事費豫算追加、再度の増税計畫…………… 七六五
- 三十八年度豫算協賛、緊縮方針、行政整理論争…………… 七六八
- 會計紊亂追窮の議(兵營建築工費不當救濟)…………… 七六九
- 軍國議會の成果、戰勝の因、憲政の賜…………… 七七一
- 第十二章 戰況一斑**…………… 七九二
- 遼東封鎖、黃海及蔚山沖海戰、敵國東洋艦隊殲滅…………… 七九三
- 日本海海戰、波羅的艦隊殲滅…………… 七九四
- 旅順要塞攻陥、其軍司令官の高風…………… 七九五
- 滿洲軍三道駢進、遼陽占領…………… 七九八
- 沙河會戰、奉天占領、長柵以外の對陣…………… 七九九
- 樺太回復、北韓方面の軍事活動…………… 八〇〇
- 第十三章 平和克復 附日英同盟改締**…………… 八〇一

- 米國の講和勸告、提議の由來、列國の總意…………… 八〇一
- 交戦兩國の回答、帝國政府の心算…………… 八〇三
- 講和會議、帝國の要求、露國の拒絕、償金及割地問題、彼我主張の硬軟、帝國累次の讓歩、和約調印…………… 八〇六
- 帝國全權の苦衷、天下後世の清議…………… 八一一
- 和約批准交換、平和克復の詔勅(日露講和條約(節略))…………… 八一二
- 日英同盟改締…………… 八二七
- 日韓協約改締、外交權收受…………… 八一九
- 日清條約、日露和約承諾、滿洲處分諸案…………… 八二二
- 第十四章 國民の公憤、帝都の騷擾**…………… 八三三
- 附平和餘沫**
- 講和と時論、私擬講和條件…………… 八三三
- 屈辱條約排撃の國論…………… 八三六
- 國民大會、政府の彈壓、帝都空前の騷擾、都下戒嚴…………… 八三七

- 騷擾波及、在外同胞の感想、軍人の衷情……………八三〇
- 批准拒絶の議、國民委員大會、奏議頻々……………八三三
- 各政黨の講和態度……………八三三
- 樞密院の奉答、事案一決……………八三三
- 班師凱旋、論功行賞、民心沮喪……………八三四
- 戒嚴令及新聞拘束令、其實施、厲行廢止……………八三五
- 暴行者檢舉、檢舉偏頗、兇徒嘯聚の疑獄……………八三六
- 戰勝の餘德、露清兩國の覺醒……………八三八
- 露國の憲政、國內の紛擾……………八三九
- 清國立憲の機運、太后有司の苦慮……………八四一

第十五章 內閣崩壞

- 政局否塞、閣員問責の議……………八四三
- 閣員の待罪、恩宥、內務、文部兩大臣更迭……………八四六
- 首相の祕計、和約關聯問題處理、閣員總辭職……………八四七

- 桂內閣の回顧、最長期內閣、其功罪……………八四八

第十編 第一次西園寺內閣

第一章 內閣更迭 附政黨事情

- 西園寺內閣組織、政權授受事情……………八五一
- 閣員の色彩、政系、新舊內閣關係、遺策踏襲の約……………八五三
- 政綱一斑……………八五五
- 警視廳廢止の議、官制改正、暴動頻出……………八五六
- 政友會の地歩及其勢力、黨員自制……………八五八
- 憲政本黨の去就、內訌連年、旗幟變更……………八五九
- 藩閥系各派の合同、大同俱樂部……………八六〇
- 政交俱樂部、猶興會、政界革新の議……………八六三
- 貴族院各派の意向、其政黨觀……………八六四

第二章 第二十二回帝國議會

- ……………八六六

（過渡期の財政諸計畫）

- 勅語、頌徳表……………八六六
- 衆議院議長補闕任命……………八六七
- 過渡期の財政、非常豫算及^{三十九年度}豫算協賛……………八六七
- 減債基金設定、非常特別稅存續、稅制整理公約……………八七〇
- 鐵道國有決定、閣裡の異論、外務大臣更迭……………八七三
- 第三章 第二十三回帝國議會……………八七三
- （戰後經營Ⅱ郡制問題紛議）
- 戰後經營の起程、歲計膨脹、偏武非難、^{四十年度}豫算協賛……………八七三
- 郡制廢止案の紛議、憲政大同兩派の結束……………八七五
- 郡制案贊否、塗説紛々……………八七六
- 第四章 財政計畫變更（^{緊縮方針}稅計畫）……………八八〇
- 第二十四回帝國議會……………八八〇
- 財政窘迫、元老の忠告、事業繰延、增稅計畫……………八八〇

- 鐵道豫算紛議、内閣動搖、大藏、逓信兩大臣更迭……………八八二
- 衆議院各派の向背……………八八四
- 浮泛政策非難、問責決議案……………八八五
- 財政計畫變更、^{四十一年度}豫算及增稅案協賛……………八八六
- 稅制整理遂行、關係各案の運命……………八八七
- 第五章 韓國統監政治……………八八九
- 附滿洲經營方針、對外交涉事案……………八八九
- 統監政治開始、韓王之陰謀及其讓位、帝國の對策……………八九一
- 日韓協約改締、韓國軍隊解散、國防權收受……………八九二
- 韓民の心事、所在暴動、帝國軍隊の鎮定……………八九四
- 滿洲經營方針、撤兵及開放、關東都督府設置、南滿洲鐵道會社創立……………八九五
- 日佛及日露協約、日露通商條約、對露諸案解決……………八九七
- 萬國平和會議、紛爭處理條約、軍備縮少の議……………八九八
- 日米仲裁々判條約……………九〇一

第六章 議員瀆職の醜聞

附政客侈奢、官吏暴富

- 衆議院議員總選舉……………九〇二
 - 議員の素質汚下、射利瀆職、忘公營私、窮餘の濫行、生計の補給、議案贊否の標準……………九〇三
 - 議員瀆職事例彙纂、政界裏面の實相……………九〇五
 - 日糖の醜獄、處刑二十人、免而無恥徒……………九〇七
 - 貴族院議員腐敗一斑、黃白要請の謎語……………九一〇
 - 政客侈奢、意氣銷沈、虛榮遊蕩、國用濫糜、官紀弛廢、議員瀆職の源泉……………九一二
 - 官吏暴富、其實情、其原因、世態の變遷……………九一五
- 第七章 內閣崩壞……………九一七
- 內閣動搖、順境の逆運……………九一七
 - 桂派の陰謀、財政計畫其他の論難……………九一八
 - 閣員總辭職……………九二〇

- 政變と政友會、不平勃發……………九二一

第十一編 第二次桂內閣……………九二三

第一章 內閣更迭……………九二三

- 桂內閣組織……………九二三
 - 新內閣と政黨、桂園兩首領の默契……………九二四
 - 公債及稅制整理、消極主義の發動……………九二六
 - 戊申詔書、政府の訓示……………九二八
 - 皇室典範運用諸令發布……………九二九
 - 哈爾濱の兇變、伊藤博文の一生……………九三〇
- 第二章 憲政本黨の內訌……………九三三
- 附非政友各派合同の議……………九三三
- 政友會の勢力及其向背、總裁の訓示……………九三三
 - 又新會、戊申俱樂部、大同俱樂部……………九三五

○憲政本黨内訌顛末……………九三五

○改革本領兩派の對抗(改革派の政權奪取、黨則改、正、役員、總、總理、追放)……………九三六

○第二十三回議會中の本黨(改革派の全盛、旗幟變更、大同派提携、前閣系接近)……………九三八

○第二十四回議會中の本黨(黨紀廓清運、黨内小康運)……………九三九

○第二十五回議會中の本黨(内訌再燃、院内總理推舉の紛、兩派の激争、本黨改造運動)……………九四〇

○第二十六回議會中の本黨(改革派の衰運及、降伏、兩派和協)……………九四二

○非政友各派合同の議(第二十五回議會中)協議不調……………九四三

○合同談再燃(第二十六回議會中)協議不調、中央俱樂部結成、立憲國民黨結成、三派鼎立の黨界(國民黨宣言及綱領、中央俱樂部趣旨)……………九四五

○憲法發布二十年紀念祝賀會……………九五二

第三章 第二十五回帝國議會……………九五三

 (公債及税制整理ニ妥協頻々)

○衆議院正副議長任命……………九五三

○公債整理成果(四十二年度豫算、公債不募、事業緊縮)……………九五四

○政府政友會の妥協諸案協賛……………九五五

○議員提出税制諸案、織物税廢止運動……………九五六

○日露戰役軍事費決算検査……………九五八

○税制整理成果(四十三年度豫算)……………九五九

○政府政友會の妥協、減租、増俸、諸案協賛……………九六〇

○妥協事情、政友會議員總會の光景……………九六二

○法律廢止の緊急勅令、事後承諾要求論争……………九六四

第四章 韓國併合……………九六六

○千歳の快舉、昭代の盛事……………九六六

○併韓廟謨決定、日韓兩國の論調……………九六六

○併韓以前の施爲、司法權收受、軍部廢止、警察權收受……………九六八

○併韓交渉、條約調印、合邦成立(日韓併合條約)……………九七〇

○併韓餘音、大詔渙發……………九七四

○帝國政府の聲明、舊韓國對外條約處理……………九七六

- 韓國內情、其官民の言動、王者の苦衷、最後の哀號……………九七六
- 政府の獨斷、緊急命令、關聯各種法令……………九八〇
- 朝鮮總督府設置、統監政治荒怠、總督新政(統監)……………九八三
- 第五章 大逆陰謀、南北朝問題**……………九八八
- 大逆、公判、死刑、恩典……………九八八
- 閣員の待罪、赦免……………九八九
- 國史紛更の教科書、南北兩朝正閏問題……………九八九
- 大詔渙發、內帑恩賜、施藥救療、濟生會設立……………九九〇
- 無限の恨事、閣員の責任……………九九一
- 第六章 政府、政友會の情意投合**……………九九三
- 附兩院各派の形勢……………九九三
- 難問重疊、首相の奇計、事前の總括的妥協策、政府、政友會の提携……………九九三
- 提携會宴、情意投合……………九九六
- 國民黨の政府反對……………九九八

- 中央俱樂部の政府謳歌……………九九九
- 貴族院令中改正、被選議員總改選……………一〇〇〇
- 貴族院各級議員の配屬及各派の形勢……………一〇〇一
- 子爵議員、研究會、選舉母體、尙友會、談話會の起仆……………一〇〇一
- 男爵議員、木曜會、清交俱樂部、選舉母體二七會、軍人議員の増加……………一〇〇二
- 伯爵議員、扶桑會、辛亥俱樂部、選舉母體の紛擾……………一〇〇三
- 官選議員、幸俱樂部、茶話會及無所屬團……………一〇〇四
- 交友俱樂部、土曜會……………一〇〇五
- 皇族議員、公侯爵議員、多額納稅議員、純無所屬議員……………一〇〇五
- 議員の所屬別……………一〇〇五
- 第七章 第二十七回帝國議會**……………一〇〇六
- (各種彈劾案、非政府黨の屏息)
- 四十四年度豫算、緊縮方針、新規施設、妥協々費……………一〇〇六
- 閣員問責決議案(大逆事件及南北朝問題)……………一〇〇八

- 條約改正屈讓の論議 1011
- 併韓關聯緊急勅令事後承諾、朝鮮總督委任立法令 1012
- 鐵道港灣積極經營の議、政友會の隆運 1013
- 第八章 對外交涉事案** 1015
- 米清排日傾向、日英同盟改締
- 清國の利權回復論、日貨排斥、交涉事案頻出 1015
- 安奉鐵道改築問題 1016
- 日清滿洲協約、間島協約 1017
- 日露協約補成、兩國親善 1018
- 日米太平洋覺書 1019
- 米國の排日氣勢、學童追放、暴行類々、帝國の對策、移民渡米禁止及滿韓集中策、爾後の日米關係 1021
- 日英同盟改締 1024
- 第九章 條約改正(明治第二次)** 1025

- 條約改正準備、現約廢棄の通告、新約締結 1025
- 關稅定率法改正、外人土地所有權許容 1026
- 日英條約改正、關稅問題紛議、帝國の屈讓 1028
- 日米條約改正、移民問題障礙、帝國の屈讓 1029
- 爾餘列國條約改正、新約概觀 1030
- 第十章 內閣崩壞** 1031
- 民心離畔、首相引退の發意 1031
- 諸般懸案處理、閣員總辭職 1032
- 政紛救解の三策、歴代首相の特質 1033
- 第十二編 第二次西園寺內閣** 1035
- 第一章 內閣更迭 附政黨事情** 1035
- 西園寺內閣組織、閣員の配置異動及其色彩 1035
- 戦後の財政情態、政針の轉換 1037

- 制度整理調査、功程遅々……………一〇三九
- 新内閣と政友會、總裁の訓示黨情……………一〇四〇
- 國民黨の政府反對……………一〇四一
- 中央俱樂部の政府反對……………一〇四二
- 第二章 第二十八回帝國議會**……………一〇四三
- (緊縮豫算Ⅱ 税制整理の公約)
- 衆議院議長補闕任命……………一〇四三
- 四十五豫算協賛、緊縮方針、次年度國防財源問題……………一〇四三
- 所得税法迅速改正の希望、税制整理の公約……………一〇四六
- 衆議院議員選舉法改正案、小選舉區制、不成立……………一〇四七
- 第三章 多數黨の專横、憲政の危機**……………一〇四八
- 衆議院議員總選舉、選舉人の矇昧、所謂政黨地盤……………一〇四八
- 多數黨の專横……………一〇五〇
- 立法部の曠職、政府隸屬機關、專制思慕の情調……………一〇五一

- 議政要部獨占、議長の偏頗……………一〇五三
- 委員會壟斷、議案活殺權、資格及懲罰問題……………一〇五四
- 議場の醜態、議員の惡戯……………一〇五六
- 第四章 隣邦の革命 附帝國の對策**……………一〇五七
- 清國の憲政準備、皇室の凶事……………一〇五七
- 南清の革命軍、排滿興漢、南京政府假設……………一〇五八
- 南北對峙、革命軍優勢、清帝退位、社稷覆滅……………一〇六〇
- 南北最後の交渉、中華民國共和政府建設、爾後の形勢……………一〇六二
- 帝國外交の緩急、帝政擁護、南方彈壓策……………一〇六三
- 對支國論の趨勢、共和政府承認の議……………一〇六四
- 共和杞憂、帝國の國礎……………一〇六六
- 第五章 明治天皇登遐**……………一〇六七
- 國家諒闇、御誄、内閣總理大臣誄詞……………一〇六七
- 聖徳大業の素因……………一〇六九

○ 叙慮宏遠、憲政弛廢……………104

細別目錄終



明治憲政史

法學博士 工藤武重 著

第一章 明治の新政

第一節 制度の改廢

王政維新。五章の聖誓。未曾有の變革。

神武紀元二千五百二十七年、慶應三年丁卯正月九日、明治天皇踐祚。(二十代孝
明天皇第二皇子、御名) 詔して幕府を廢し、國家統治の大權を朝廷に攬り、天皇政
臨仁、實算甫めて十六。) 詔して幕府を廢し、國家統治の大權を朝廷に攬り、天皇政

を親らして、天下と更始す。願ふ、武門政權を攘むもの凡そ七百年、今や天運循環、皇威恢宏、茲に神武肇國の古制を復し、庶民再び日月の光を仰くことを得たり。次年戊辰八月二十七日、即位の大禮を行ひ、九月八日、元を明治と改め、大に制度を整へ、益、紀綱を張り、以て維新の丕基を鞏うし、以て復古の鴻業を完うする所あらんとす。此年三月十四日、天皇紫宸殿に御し、公卿群宰を會し、五事を以て神明に誓ふ。聖誓に曰く、

- 一、廣く會議を興し、萬機公論に決すへし
- 一、上下心を一にして、盛に經綸を行ふへし
- 一、官武一途庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめん事を要す
- 一、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くへし
- 一、智識を世界に求め、大に皇基を振起すへし

我國未曾有の變革を爲んとし、朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ、大に斯國是を定め、萬民保全の道を立んとす。衆亦此旨趣に基き、協心努力せよ。嗚呼、偉哉皇猷、煥乎として、其れ光輝あり。竊に惟ふに、聖誓既に著はして、未曾

有の變革と曰ふ。乃ち叡旨の存する所、單り古制を復興するを以て足れりとせず、且つ進んで曠古の大業を啓かんとするに在るや、明らけし。是れ固より有司專制の能くする所にあらず、唯、衆と偕に計を畫し、而して後に始めて之を庶幾すへきのみ。聖誓の首章に宣明する所、實に未曾有の變革を遂行する所以の第一義にして、而して所謂「廣く會議を興し、萬機公論に決す」とは、正に近世の所謂憲法政治の義に合す。我か帝國立憲の制、其由て來る所、蓋し亦遠く且つ深しと謂ふへし。

億兆安撫國威宣布の宸翰

五章聖誓の日、普く大詔を天下に頒ち、自今躬を以て盛に天職を行ひ、祖宗の皇謨を推擴し、進んで萬里の波濤を開拓せんとするの叡旨を宣す。世に之を稱して億兆安撫國威宣布の宸翰と謂ふ。左の如し。

朕幼弱を以て、猝に大統を紹き、爾來何を以て萬國に對立し、列祖に事へ奉らんやと朝夕恐懼に堪へざるなり、竊に考るに、中葉朝政衰てより、武家權を專

らにし表には朝廷を推尊して實は敬して是を遠け億兆の父母として絶て赤子の情を知ること能はざる様計りなし遂に億兆の君たるも唯名のみになり果て其か爲に今日朝廷の尊重は古に倍せしか如くにて朝威は倍衰へ上下相離るゝこと霄壤の如し斯る形勢にて何を以て天下に君臨せんや今般朝政一新の時に膺り天下億兆一人も其所を得ざる時は皆朕か罪なれば今日の事朕自ら身骨を勞し心志を苦め艱難の先に立ち古列祖の盡させ給ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ始て天職を奉して億兆の君たる所に背かざるへし往昔列祖萬機を親らし不臣の者あれば自ら將として之を征し給ひ朝廷の政總て簡易にして此の如く尊重ならざる故君臣相親み上下相愛し德澤天下に洽く國威海外に輝きしなり然るに近來宇内大に開け各國四方に相雄飛するの時に當り獨り我國のみ世界の形勢に疎く舊習を固守し一新の效をはからず朕徒らに九重中に安居し一日の安きを偷み百年の憂を忘るゝ時は遂に各國の凌侮を受け上は列聖を辱しめ奉り下は億兆を苦めんことを恐る故に朕こゝに百官諸侯と廣く相誓ひ列祖の御偉業を繼述

し一身の艱難辛苦を問はず親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂には萬里の波濤を拓開し國威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置かんことを欲す汝億兆舊來の陋習に慣れ尊重のみを朝廷の事となし神州の危急を知らず朕一たひ足を舉れば非常に驚き種々の疑惑を生し萬口紛紜として朕か志を爲さゝらしむる時は是れ朕をして君たる道を失はしむるのみならず従て列祖の天下を失はしむるなり汝億兆能く能く朕か志を體認し相率ゐて私見を去り公議を採り朕か業を助けて神州を保全し列聖の神靈を慰め奉らしめは生前の幸甚ならん

太政官復興。行政分科。三職配置。

慶應三年十二月九日、王政復古の大號令を天下に發す。同時に攝政關白、征夷大將軍等の諸職を廢し、新に總裁、議定、參與の三職を置き、以て維新政府の首腦と爲す。翌明治元年正月、(改元以前)王朝の古制に則り、太政官を復興し、官中に神祇、内國、外國、海陸軍、會計、刑法制度の七科を設け、各科に事務總督及事務掛を置

き、總裁職萬機を裁決し、議定職議事を決定し、兼て各科を分督し、參與職議事に參與し、兼て各科の事務を分掌す。總裁は親王を以て之に充て、議定は親王公卿諸侯を以て之に充て、參與は公卿諸侯大夫士庶人を以て之に充つ。翌二月、七科の名稱を改めて七局と爲し、其管掌は概ね舊に仍り、七局の上に新に總裁局を設け、局中に正副總裁、輔弼、顧問、辨事等を置き、萬機一に此に決し、而して七局に督、正權輔、正權判事等を置き、以て各般行政の事務に服せしむ。總裁局副總裁、輔弼、七局督は、議定之に任し、總裁局顧問、辨事、七局輔以下は、議定又は參與之に任す。(親王を以て總裁に任すること、前制を改めず。)

徵士貢士。公議輿論。下議事所。貢士對策所。

新政府は、汎く英才を天下に求め、之に顧問して新政を行はんと欲し、元年二月、新に徵士及貢士の制を設く。徵士は各藩及都部に拔擢する英才にして、之を參與に任し、若くは別に一官を授け、之をして行政各局の事務に服せしむ。徵士に定員なく、其任期四年を限る。若し其才能、能く其任に適する者は、特に衆

議に諮うて、更に任期四年を延ぶ。徵士拜命の日、直に朝臣の稱を得、其舊藩本貫と相關せず。參與及諸官の員、自ら制限あり、悉く天下の賢士を羅致する能はず。此を以て行政各局の外、別に下議事所なるものを設け、貢士を以て其議員に充て、以て天下の公議輿論を取る。公文中、「公議輿論」の四字を見るは、實に此に防まる。各藩主、其藩臣中に選ひ、有用の才を擧げて之を官に致す者、之を名けて貢士と曰ふ。貢士に定員あり、大藩は三員を薦め、中藩は二員を薦め、小藩は一員を薦め、而して藩の大小、一に提封の多寡に従ふ。(大藩は四十萬石以上、中藩は十萬石以上、小藩は一萬石以上、九萬石に至り、貢士の任期に定限なく、唯、其藩主の進退する所に由る。貢士は下議事所に列する議事官にして、其才能最も秀る者は、特に衆議に諮うて、之を徵士と爲し、參與又は行政各局の別官に任す。下議事所の外、別に貢士對策所を開き、案を掲げて貢士の意見を徵し、若くは之をして任意に策を獻せしむ。皆な公論に聽き、由て以て政を爲さんとするの趣旨に出るにあらずるはなし。私に意ふ、下議事所なるものは、夫れ猶ほ後年の衆議院の如きか。其組織整はずと雖も、其權能限りありと雖も、士庶を招きて國務を諮ふは

則ち一なり、公論を徴して施政に資するは則ち一なり。維新の政府、公議輿論を取るに急なること、洵に此の如きものあり。爾時單に下議事所を設けて、上議事所の制は之を見ず。乃ち其制なしと雖も、若し下議事所を以て衆議院に比することを得ば、議定及參與の會議は即ち上議事所、而して宛も貴族院を以て内閣を兼ねるものに類す。事頗る變體に屬すと雖も、後年帝國議會兩院の制、蓋し此に兆せずと謂ふへからず。

三權鼎立制。議政官上下二局。政體書。

元年閏四月、再以太政官職制を釐革し、西法に模倣して立法、行法、司法の三權を分つ。其制、太政官内に議政、行政、神祇、會計、軍務、外國、刑法の七官を設け、(三年四月に設く)議政官を以て立法の府と爲し、行政官以下五官をして、各、行法の權を分掌せしめ、而して司法の權を刑法官に屬す。別に府藩縣の制を立て、地方行政の準を定む。新設の議政官、之を分ちて上下二局と爲す。上局は議定及參與を以て之を組織し、其管掌は、「創立政體、造作法制、決定機務、銓衡三等官以上、明

賞罰、定條約、宣和戰」是なり。下局は貢士を以て其議員と爲し、議長二人を置き、行政官辨事をして之を兼ねしめ、上局の命を以て、下記諸件を審議す、曰く、「租稅之章程、驛遞之章程、造貨幣、定權量、與外國結條約、內外通商章程、拓疆、宣戰講和、水陸捕拿、招兵聚糧、定兵賦、築城砦、或武庫於藩地、彼藩與此藩爭訟」是なり。夫の舊制の總裁職は、總裁局と共に之を廢し、行政官に輔相二人を置き、議政官上局の議定をして之を兼ねしめ、天皇を輔佐し、議事を奉宣し、國內の事務を督し、官中の庶務を總判する事を掌らしめ、其下に正權辨事を置き、神祇官以下五官に、正副知官事及正權判官事等を置き、各官知官事は、親王、公卿、諸侯を以て之に充て、行政官辨事各官副知官事及判官事は、公卿、諸侯、大夫、士庶人を以て之に充つ。此職制釐革の際、政府は政體書なるものを發し、以て今次制度編成の要義を示し、下僚及國民に訓示して、近世政法の理を知らしむ。

議政官の存廢。上局會議。

右新定職制中、政府の最も重きを置く所は、蓋し三權鼎立の制に在り。然も之

を實政に施すに及んで、立法と行法と互に相交錯し、議政官往々立法の任を超えて、行法の權を侵し、固く其畛域を守らんと欲するも得へからず。此を以て元年九月、姑く議政官の行務を停め、議定參與をして行政官に班し、輔相の次位に立ち、以て立法行法の機務に參せしむ。未だ幾くならずして舊制に復し、次て二年五月、議政官を廢し、新に上局會議を起す。其會議に議員たる者は、各官正副知官事以下在京の高等官員にして、親王、公卿、府香間祇候の諸侯をして議事に參せしめ、輔相、議定、參與、亦便宜之に加はる。上局會議の組織略、成らんとするや、二等官以上を召して親諭を賜ふ。曰く、

朕向に汝百官群臣と五事を掲げ天地神明に質し綱紀を皇張し億兆を綏安するを誓ふ然るに兵馬倉卒未だ其績を底さず朕夙夜上は以て神明に畏れ下は以て億兆に備つ今や乃ち親臨汝百官群臣を朝會し大に施設するの方法を諮詢す是神州安危の決今日にあり誠に宜く腹心を披き肺腑を表し可否を獻替すへし朕將に勵精竭力大に經營する所あらんとす汝百官群臣其勗哉

五月二十一日以來、上局會議を開き、皇道興隆、知藩事新置、蝦夷開拓、外國交際及會計等の諸件を諮議す。夫の明治二年度歲計豫算の如き、亦此會議の審按を

經たるものなり。

公議所。藩治職制。各藩公議人。

議政官尙ほ存するの日、各藩の貢士を以て、其下局議員に充てたりと雖も、往々にして對策及第の弊を生し、徒に空論に馳せて、實務に適せず。此を以て元年八月、姑く貢士の對策を停め、爾來大に議事の制を按し、新に公議所なるものを設け、公卿、諸侯及各藩公議人を以て其議員に充て、廣く天下の衆議公論を取らんとす。爾時列藩の數無慮三百、各、利害を異にし、趨向を殊にし、其藩論亦區々として定まる所あらず。政府深く之を憂ひ、謂へらく、「先つ列藩の議論を統一し、上下の情意を疏通するにあらずんば、新政の實績得て收むへからず」と。此に於て新に藩治職制を編み、各藩に執政、參政及公議人を置き、之をして常に朝旨を體して藩論を定め、以て中央及地方の施設、互に齟齬することなからしむ。今次公議所の設置、亦是れ國情を疏通し、新政を宣敷せんとするの趣旨に出て、各藩公議人をして、内に在りては則ち朝旨を一藩に伸へ、出ては則ち中央政

府公議所の議員に任し、以て其藩論を发言せしむ。公議人は當初公務人と稱し、貢士を以て之に任したりと雖も、次て改めて公議人と稱し、之を執政參政の中に選ひ、每藩均しく一員を擧ぐ。貢士の名稱、蓋し公議所の設置と共に廢む。公議所は、政府苦辛の餘に成る議政機關にして、其組織略、整ふや、二年二月二十五日を以て、左の親諭を賜ふ。

朕將に東臨公卿群牧を會合し、博く衆議を諮詢し、國家治安の大基を建んとす。抑制度律令は政治の本、億兆の頼る所、以て輕しく定む可らず。今や公議所法則略、既に定ると奏す。宜く速に開局し、局中禮法を貴ひ、協和を旨とし、心を公平に存し、議を精確に期し、専ら皇祖の遺典に基き、人情時勢の宜に適し、先後緩急の分を審にし、順次に細議し、以て聞せよ。朕親しく之を裁決せん。

待詔局。言路洞開。

既に英才微貢の制を設け、次て各藩公議人を招き、會同審議、以て天下の公論を竭さしむ。但、此等正格吏員の數、固と定限を存し、爲に志士或は草野に隠れ、朝旨未だ國內に伸ひざらんことを虞る。此を以て、車駕東幸の後、新に待詔局を

東京に設け、大に言路を洞開し、汎く草莽處士の獻策を徵し、之をして各、其言を盡して、復た韜む所なからしむ。二年三月十二日の布告に曰く、

大政更始以來、舊弊一洗、言路洞開、上下貫徹、少も壅塞無之。天下有志の者、錫丹誠、爲國家無忌憚、建言致候に付、追御採用、相成候得共、猶實效之不立、廉々有之。畢竟御趣旨貫徹不致、有志之者、選舉に相漏候哉。と深く御煩念、被爲在候に付、此度於東京、城待詔局被爲開候間、有志之者、草莽卑賤に至、迄御爲筋之儀、早々建言可致、篤と議論相違、其所長を以て、夫々御用可被仰付、御趣意に候間、尙後潛伏、隱遁、鬱々其志を不達者有之候ては、至誠盡忠之素志に相悖り、候間、尙上一致偏に盡力可致、旨被仰出候事。

各省設置。參議創制。立法行政兩權混一。

二年七月、大に職制を改め、政府自ら稱して大寶舊官の名に據り、維新更始の實を取ると謂ふ。其制、神祇官を太政官の上に置き、太政官中に民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省及大學校、彈正臺、皇太后宮職、皇后宮職、春宮坊、府藩縣海軍、陸軍、留守官、宣敎使、開拓使、按察使等を設け、上局會議及公議所を廢して、集議院を興し、待詔局を改めて待詔院と曰ひ、尋て待詔院を集議院に併す。此變革に際

し、議定參與の職を廢し、太政官に左右大臣各一員、大納言參議各三員、及大中少辨、正權大少史等を置き、左右大臣は、天皇を輔佐し、大政を統理し、官事を總判する事を掌り、納言參議は、大政に參與し、可否を獻替し、宣旨を敷奏する事を掌り、各省に卿一員、大少輔各一員、及正權大少丞等を置き、各當該の行政事務を分掌せしむ。(神祇官及省外各官の職掌は、今省略に従ふ。)願ふに、政府曩者泰西の學說に倣ひ、三權鼎立の制を創め、政體書を發して、其旨を弘めたりと雖も、今や以て實際に便ならずと爲し、斷然此改革を敢てし、全然立法行政の兩權を混一す。但、集議院の新設、僅に立法權の一部を割きて之に付すること、次項叙説する所の如し。

集議院。其組織及系統。

新設集議院は、公議所の組織を潤色して、其名稱を更めたる議政機關にして、夫の太政官下議事所、議政官下局、貢士對策所に系統す。按するに政府は、大に重きを公議所の設立に置き、新政の成績、一に之を此機關の發動に待たんとし、其組織將に成らんとするの時に際し、俄然之に代へて集議院を設け、其議員を府

藩縣大參事の中に擧げ、以て全國の公論を取らんとす。亦是れ一種變體の代議制にして、徐々憲政に進むの階梯ならずとせず。集議院規則中、其職掌を定めて曰く、「集議院は、廣く衆議を諮詢し、國家治安の大基を建たまふ御心を體し奉り、億兆心力を盡すの場所なり。故に議事は、詔書を遵奉し、太政官と心志を合し、専ら政治の根本を旨とし、普く時務に涉り、皇國內氣脈睽離せざるを要す」と。行文稍、明瞭を缺くと雖も、其意、汎く國論に聽き、以て庶政を行はんとするに在るや、之を想見するに難からず。集議院成るの後、政府は各種議案を取りて、之を其會議に付す。次て待詔院を集議院に併するに及んで、院内別に一局を設け、汎く庶民の建白を受く。是れ待詔院の職務を繼承するものにして、集議院は審に建白の可否を討議し、之を可決すれば、則ち其大要を提記し、之を政府に傳送し、努めて壅塞の弊なからんことを期す。

(集議院規則一斑) 試に集議院規則及職員令中の要目數條を摘記し、以て其院の組織、紀律、議事方法等の一端を示すこと左の如し。是れ立憲以後

の議院法、衆議院議員選舉法、衆議院規則等に該當するものにして、其間頗る零細煩瑣に渉るものありと雖も、彼此相對照して、古今變遷の跡を見れば、轉、感興の料たるべきものなきにあらず。

集議院に長官次官各一人を置く議事を納れ院務を總判するを掌る、外に正權判官、正權大少主典等を置く○議員中より幹事十二名を公選し正權判官に準し可相勤事、但權判官の次席たるべく候○府藩縣とも議員は正權大參事申より選出すべき事○議員は二十五歳以上たるへし在職は四年を以て限とし二年毎に其半を改選す時宜に因り直に其人を再舉するも妨なし但操行を按し勤怠を察し臨時に淘汰するは此限にあらす○議員の進退は官許を乞ふべき事○各員移住又は退職する者は速に代員を選ふへし若し病あつて六十日に滿る者之に準す○會議の席に於ては議員位次總て同等たるべき事○議案は太政官より下すへし當院より立つる議案は太政官に白して會議に付すへし○毎月二七の日を以て定日とし辰の刻判著、辰の半刻議事を始むへし○毎月間を以て番號を定め席次評論の順序とす○評論の體裁簡易明瞭を主とし忠厚の意に基くを要す但一篇の大意を節略し日誌編輯に便にす○鐘四聲を以て席に就き答二聲を以て議事を始め答一聲を以て討論を止む議事終ると雖も鐘二聲を聞かされれば退院を許さす○每會議案を頒ち各員受て歸り評論を加へ次會壇上にて之を讀み異同を討論し第三會に至り熟考可否

を決すへし○長官議員の決答を集めて之を點檢し可とする者五分の三以上なれば衆に告げて可と決し否とする者五分の三以上なれば衆に告げて否と決し並に天裁を仰く○議員開席の者は評論並に可否を他の一員に託すへし託を受けたる者開席の評論を讀むへし但一員にて二員の託を受くることを得ず○可否とも五分の三に至らざる時は追て之を他日の會議に付す○議員五分の二開席の日は評論を休むへし○議事參聽を欲する者は當院支關に願ひ出て許可を受くへし但每會三十人の參聽を許す

海内歸一。東京奠都。中央集權。廢藩置縣。

曩者征夷大將軍源慶喜、政權を朝廷に奉還するの後、深く君側執政の專肆に憤り、部下恩を荷ふの士、亦大に薩長雄藩に銜み、間、異圖を懷き、物情恟々たり。朝議終に征東の師を起し、先づ江戸城を收め、慶喜を水戸に幽す。東北列藩、頗る薩長を疑ひ、敢て王命を矯めて、私心を濟すものと爲し、相偕に之に抗す。王師乃ち進んで奥羽に入り、干戈累月、僅に之を掃蕩し、海内竟に一に歸す。元年七月十七日、聖詔渙發し、自今江戸を改めて東京と稱し、永く皇居を此に奠め、親臨

以て四方に令す。蓋し幕府の盛時、其威權能く侯伯を壓し、海内幸に治平を保持したりと雖も、嘉永安政以降、一たひ外交の政を誤るに及んで、大に天下の公憤を速き、尊王討幕の聲、山河に磅礴し、而して幕府微力、自ら之を制御する能はず、陵夷して元治慶應に至り、終に衰亡に歸す。明治政府深く此に鑒み、乃ち漸次地方の權を殺き、之を中央に集め、勉めて尾大不掉の弊を防ぎ、以て綱紀の統一を圖る。太政官の復興、其旨固より此に在り。英才徵貢の制度、公議所及集議院の設置、共に公議輿論に聽き、以て維新の治を爲さんとするに在りと雖も、蓋し亦所謂其尤を抜き、其良を取り、冀北の馬群を空うし、以て地方各藩の羽翼を殺かんとするの計に出づ。其思慮亦密ならずと謂ふへからず、其籌圖亦巧ならずと謂ふへからず。此より厥後、政府常に此策を施して懈るなく、爲に權力一に中央に集り、政府の基礎益々鞏固を加ふ。國情既に此の如く、永く封建の制を保たんと欲するも、終に得へからず。三四雄藩、審に此勢を察し、相議りて封土版籍を奉還せんことを請ひ、列藩相踵て之に倣ふ。二年六月詔して之を聽し、假に知藩事を置き、各藩主を以て之に任し、其下に正權大少參事を置き、(權有)

無は、各藩の便宜に任す。以て藩内の民政を掌らしむ。此時公卿諸侯の稱を廢して華族と爲し、又徵士及公議人を廢す。(貢士は、曩日各藩公議所を、置くの際、既に之を廢す。)尋て藩制を改め、藩廳の組織及其度支の法を定め、正權大參事中、一人を東京に留め、之を集議院議員に充つ。爾來政府益々權を中央に集め、終に敢然大策を定め、悉く列藩を廢して縣と爲し、地方全土を擧げて、之を中央政府の下に隸す。此に至りて數百年來封建の制、名實共に熄み、再ひ郡縣の舊章に復す。事は四年辛未七月に在り。詔して曰く、

朕惟ふに更始の時に際し、内以て億兆を保安し、外以て萬國と對峙せんと欲せは、宜く名實相副ひ、政令一に歸せしむへし。朕曩に諸藩版籍奉還の議を聽納し、新に知藩事を命し、各其職を奉せしむ。然るに數百年因襲の久き、或は其名ありて其實擧らざるものあり、何を以て億兆を保安し、萬國と對峙するを得んや。朕深く之を慨す、仍て今更に藩を廢し、縣と爲す。是れ務めて冗を去り、簡に就き、有名無實の弊を除き、政令多岐の憂なからしめんとす。汝群臣其れ朕か意を體せよ。

正院左院及右院

廢藩置縣の月、重ねて中央政府の職制を改め、新に正院、左院、右院を太政官中に設け、翌八月、又少しく之を潤色す。正院を以て萬機總判の府と爲し、左右兩院をして、各、立法行政の審議に任せしめ、而して各省を三院の外に置き、太政官を本官とし、各省を太政官の分官とし、寮司を官省の支官とす。三院の組織管掌、略、左の如し。(左記解説、主として當時の公文に據る。故に間々後年の用字熟語と相違ふものあるを免れざるへし。)

正院 正院は、天皇親臨して萬機を總判するの所とす。太政大臣一員、天皇を輔翼し、庶政を總判し、祭祀、外交、宣戰、媾和、立約の權及海陸兩軍の事を統治す。左右大臣各一員、(七月の改正職制は、無定員の納言を置き、八月の納言に代ふるに左右大臣を以てす。)其職掌太政大臣に亞き、太政大臣關位の時、代りて其事を執る。參議無定員、大政に參與し、官事を議判し、大臣を輔佐して、庶政を贊成する事を掌る。以上太政大臣、左右大臣、參議の三職を以て、天皇輔翼の重官と爲し、之を各省長官の上に班す。凡そ立法、施政、司法の事務は、左右兩院、各、其章程に準して正院に致し、正院之を裁制す。左院の奏議にして、行政の實際に涉るものは、之を右院に下して、其利害を按せし

め、右院の奏議にして、宜しく議員の公論を採るべきものは、之を左院に下して、其當否を議せしむ。但、左右兩院の奏議を取捨し、又其施行の緩急を定むるは、一に正院の權内に存し、兩院之を争ふことを得ず。勅書に副署するは、太政大臣の任とし、制度條例勅旨特例は、總て太政官の名を以て之を頒布す。

左院 左院は、議員立法を議するの所とす。院に議長一員を置き、參議をして之を兼ねしめ、又は一等議官を以て之に任す。議員に定數なく、其官等は、一等より三等に至る。議員の選舉免黜、一に正院の審判に従ふ。(此項後日改訂、正院に先立ち、左院の具案を徵するを要す。)左院の開閉及其議事章程の改廢亦同し。凡そ制度條例を創立し、又は成規舊則を増損更革するは、皆な左院の衆説を盡し、可否を決定して之を正院に致す。後日屢、章程を潤色し、左院の權能を殺きて、之を正院に移したること、後段記する所の如し。

右院 右院は、各省當務の法案を草し、及行政實際の利害を審議する所にして、各省の長官及次官、其議員に任す。凡そ各省當務の法案は、主任長官其稿を起し、可否の決を正院に致し、裁可を待ちて之を施行す。

各省廢合。省卿の權能及責任。

往者二年七月、職制改革の後、各省に多少の廢合あり。大藏・兵部・宮内・外務の四省は、依然として之を存し、三年閏十月、工部省を起し、四年七月の改革、刑部省及彈正臺を廢して司法省を置き、大學校を廢して文部省を置き、民部省を大藏省に併せ、神祇官を神祇省と改む。同時に各省長官の權能及責任を定めて曰く、「卿は天皇庶政を課分し、百揆を統叙せしむる爲に、其委任を受る宰臣にして、總て部事の熙らざるを以て、己れ其責に任し、縱ひ失錯あるも、己れ其譴を受け、聖明の累と爲すべからず。但し卿を缺くときは、輔其責に任すべし」又曰く、「卿は専ら其部事を總判する全權を有す。敢て他部の權を干犯すること、を許さず。若し事他部に涉るものは、小事と雖も必ず商議量定を要す」云々。是れ他日各省事務章程通則の基礎を爲すものなり。今次改革の後、又各省に多少の廢合あり。即ち五年二月、兵部省を割きて陸軍・海軍兩省を置き、同年三月、神祇省を廢して教部省を置き、同年十月、教部・文部兩省を併せて文部省と謂ひ、六年十一月、新に内務省を置く。内務省の管掌は、略前年の民部省の管掌を

襲ふものにして、勸業・警保・戶籍・驛遞・土木・測量、凡そ一切の民政中、他省の管掌に屬せざるもの、悉く之を該ぬ。爲に内務卿の權力自ら強大にして、隱然各省首班の地位を占め、一省の長官を以てして、内閣三職を凌ぐの勢あり。

正院及左院の權能伸縮。

六年五月、少しく正院の章程を改め、且つ其權能を擴張す。曰く、「太政大臣は、天皇を輔弼し、萬機を統理し、諸上書を奏聞し、制可の裁印を鈐す」又曰く、「參議は、内閣の議官にして、諸の機務を議判す」又曰く、「凡そ立法の事務は、正院の特權に屬す。内閣議官先つ其得失緩急を議判し、允裁を得、下司に付して之を奉行せしむ」と。且つ其章程中、具さに正院管掌の事務を列記し、民政・理財・軍備・外交、凡そ百般の政務、皆な該ねざる所なし。翌六月、集議院を左院に合するの際、少しく左院の章程及管掌を改む。曰く、「左院は、國憲及民法を編纂し、正院の命に應じて法案を起草し、人民の建白を可否して、之を正院に致す」と。建白を可否するは、即ち以往集議院所管の職掌を此に移したるものにして、國憲及民法

の編纂も、亦前來の管掌と多少の異同あるを見る。又議官の等級を擴めて、一等より五等と爲し、之を常任の官とし、常任官の外、各省及地方奏任以上の官員をして議官を兼ねしめ、各省長官をして會議に列せしむ。次て翌七年二月、再び左院職制及事務章程を改め、明に其權能を縮少す。曰く「本院は議政官にして、正院の輔佐となり、其垂問の事を議する所なり」と。輔佐と曰ひ、垂問と曰ひ、是れ新に左院の權能を制限したるものにして、總て此趣旨を以て各條規を改め、正院より垂問すべき事項を規定す。按するに當初の章程、左院は即ち立法の事を議するの所たるを明記し、爾來改正を加ふる毎に、其權能を縮少し、終に立法權の正院に屬することを彰明し、一點の疑義を挾むの餘地なからしむ。正院爾く既に立法の權を握り、併せて行政を獎督するの權を有す、其管掌、亦廣且つ大なりと謂ふへし。

集議院の末路及其廢止。

往年集議院の設、其旨汎く衆議に諮ひ、以て國家治安の大本を樹てんとするに

出つ。(所規則中)此院や、敢て立法の專權を有するにあらずと雖も、議政官上下二局及公議所を廢するの後、實に唯一の議政機關たり。然れとも政府の之を視ること甚た重からず、議員亦自ら侮り、能く力を議政に效すなく、唯、時に相會して區々の論議を闘はし、若くは庶民の建白を領するのみ。既にして廢藩置縣の一舉、集議院の主力たる藩選議員をして、其選出の根據を失ふに至らしめ、末路爲に益、萎靡す。此を以て左院新に成るの翌月、之を左院に隸し、尋て六年六月に及んで、全然之を廢す。

公論制度の變遷。官權萬能の趨勢

曰く廣く會議を興す、曰く萬機公論に決す。是れ即ち官權を制限し、民意を伸張する所以にして、所謂立憲代議の義、亦此に外ならず。太政官下議事所や、議政官下局や、貢士對策所や、公議所や、集議院や、皆な廣く公論を徵せんとして興したる會議にして、其議員の任に上る者、敢て人民の正式に公選したる所にあらずと雖も、之を時世の情態に省み、又人智の程度に攷ふれば、此變則の選舉法

や、亦是れ機宜に適する所にして、其會議は、蓋し亦立憲代議の制に近きものと謂ふを妨げず。今夫れ新設の左院なるもの、其組織整ふと雖も、其權能明なりと雖も、入て其院に列し、其議に參する者皆な官の任意登庸する所にして、普く全國に公選するにあらず。此に至りて所謂廣く會議を興し、萬機公論に決するの聖旨、蕩然として熄み、法規日に備りて、民權月に屈す。唯、是れ數年間の事、而して制度の變化、實に此の如し、學者以て知らざるへからず。

元老院及大審院。漸次立憲の詔書。

此時に當りて内外重要の問題、頻々續出し、廷臣の意見、往々一致を缺き、斷然勇退する者、亦鮮からずと雖も、夫の大坂會議の結果、各員の意思、纔に疏通し、再び相駢ひて廟堂に立つ。(次師に)新政府、大に政體を調査し、略、三權鼎立の制を定め、正院を以て萬機總判の府と爲し、左右兩院を廢止し、新に元老大審兩院を設け、之をして立法司法を分掌せしめ、別に地方官會議を開き、以て憲制の下院に擬し、漸次歩を立憲政體に進めんとす。此計畫の成熟するや、八年四月十四日

を以て、左の大詔を發す。

朕即位の初首として群臣を會し五事を以て神明に誓ひ國是を定め萬民保全の道を求む幸に祖宗の靈と群臣の力とに頼り以て今日の小康を得たり願に中興日淺く内治の事當に振作更張すへき者少しとせず朕今誓文の意を擴充し茲に元老院を設け以て立法の源を廣め大審院を置き以て審判の權を鞏くし又地方官を召集し以て民情を通し公益を圖り漸次に國家立憲の政體を立て汝衆庶と俱に其慶に頼んと欲す汝衆庶或は舊に泥み故に慣るること莫く又或は進むに軽く爲すに急なること莫く其れ能朕か旨を體して翼贊する所あれ

正院職制改正。名稱廢止。

右元老大審兩院設置の日、正院の職制及章程を改正す。大抵舊制を襲ひ、僅に潤色を施すに止まる。曰く「正院は、天皇陛下萬機を總裁し、太政大臣之を輔弼し、左右大臣參議之に議判參與して、庶政を統理する所なり」又曰く「立法行政

の事務を區別し、立法に關するものは、之を元老院の會議に付すへし」又曰く「凡そ允裁を乞ふ奏書は、之を本帖副本の二通に寫し、本帖には參議連印、大臣鈐印して、御批允裁を受くへし」又曰く「凡そ制度條例及勅旨特例の事件は、太政大臣の奉勅を以て發すへし」と。此改正の結果、自ら大臣參議の職掌を改め、太政大臣をして天皇を輔弼し、立法行政の可否を獻替する事を掌らしめ、左右大臣をして諸機務を議判する事を掌らしめ、參議をして諸機務に參與する事を掌らしむ。(舊制、左右大臣は太政大臣と共に、天皇を輔弼して、萬機を統理する事を掌り、參議は諸機務を議判する事を掌る。)次て八年九月、法制局を正院に置き、法令を起草修正する事を掌らしむ。十年一月、正院の名稱を廢し、太政官及大臣參議の職は、依然として之を存す。

元老院の組織及權能。

元老、大審兩院の設置は、制度改革の較、重要なるものなり。大審院の事、今之を論せずして可なり、且らく元老院の組織管掌を説かん。法令先づ其權能を定めて謂へらく「元老院は議法官にして、凡そ新法の制定及舊法の改正を議定

する所なり」と。議官の資格及任命に關しては即ち曰く「議官は特選を以て之に任す。議官に勅任せらるゝ者は、(一)華族、(二)嘗て勅奏官に任せられたる者、(三)國家に功勞ある者、(四)政事法律の學識を有する者とす」と。元老院の開閉は、詔命を以てし、議案は、勅旨を奉して内閣之を交付す。別に元老院は、新法制定又は舊法改廢の意見を上奏するの權を有し、又立法に關する人民の建白を受理することを得。蓋し建白の受理は、當初左院の管掌に屬し、左院廢止の後、姑く正院分局に於て之を受理し、今次之を元老院の管掌に移し、建白事項を立法に限り、詳に其規則を定む。元老院に議長一員、副議長一員、幹事二員、議官若干員を置き、議長は議事を整理し、條例規則を執行し、副議長は臨時議長を代理し、幹事は庶務會計を幹理し、議官は議案を議する事を掌る。爾く元老院は、立法の源を廣めんとして起りたりと雖も、爾後參事院、法制局、制度調査局等の機關を特設し、之をして法令の審議立案の事に從はしめ、漸次元老院の權能を減殺し、爲に同院は、徒に立法の空權を領するに過ぎず。其推移の次第の如きは、叙して後章に在り。

地方官會議。議院憲法。官選代議制。

地方官會議の制たる、敢て八年四月の大詔に依り、始めて成立を見たるにあらすして、前年早く既に其制を設け、之か規則を頒ちたり。是より先き六年四月、試に地方長官を大藏省に招き、民治及財政の意見を徴し、其成果稍、觀るべきものあり。既にして民選議院設立の議、朝野を振盪し、政黨政團所在に觸起し、交其希望を表明するや、政府亦少しく國論に省み、又爾時民智の程度に考へ、曩者大藏省會議の故智を學ひ、地方長官を東京に集め、之をして國民に代りて國政を議せしめ、議政の智能を養ひ、漸次此旨を擴めて、以て真正立憲の制に及ぼさんとし、急に之か法規を編制し、名けて議院憲法と曰ひ、七年五月二日を以て、關係諸法規を天下に頒つ。議院憲法發布の詔に曰く、

朕、朕神の初神明に誓ひし旨意に基き、漸次に之を擴充し、全國人民の代議人を召集し、公議輿論を以て律法を定め、上下協和民情暢達の道を開き、全國人民をして各其業に安んじ、以て國家の重を擔任すべきの義務あることを知らしめんことを期望す。故に先づ地方の長官を召集し、人民に代りて協同公議せしむ。乃ち議院憲法を頒示す。各員夫れ之を遵守せよ。

議院憲法を按ずるに、曰く、「會議は、各地方長官、事を議するの會にして、毎年度之を開くを以て常例とす」と。所謂「事を議する」の範圍、稍、明晰を缺くと雖も、前掲聖詔の旨意を推考せば、何等の制限を議事々項に置かざるを知るに足る。憲法又曰く、「一切の議案は、議長より之を衆議に付し、其可否を決定して奏すへし。其施行すると否らさるとは、朕自ら之を裁すへし」と。即ち會議は、一切の議案を可否するの權を有するも、之か許否の權は、一に天皇に存するの義を明にするものなり。若し夫れ議院の組織、議事の方法、院内の紀律等は、憲法及議院規則中に之を規定し、「大小會議」等の意義を凡例説明し、「第一第二第三次會」等の新語を註釋し、又「議長其席に出る時は、議員及書記官起ちて禮を爲すへし」、「議員議事堂に入れば、帽を脱するを禮とす」との規定を設け、議員に教ゆるに禮法を以てし、用意頗る微細に涉るを見る。唯、爰に解すへからざるものは、會議に參列する地方長官の資格是なり。議院規則中に曰く、「各地方の知事令、本官の専務ありと雖も、議院に參したるときは、孰れも一般人民の代議士と心得へし」と。後日此條規の後段を改め、「一般人民に代りて、其便否を

協同公議すへし」と正したりと雖も、地方長官を以て國民の代議士と爲すの趣旨に至りては、彼此齊しく一なり。夫れ國民自ら其良を選び、之をして己に代りて國政を議せしむるもの、是れ之を代議の制と謂ふ。今夫れ地方長官は、官の任命する所、國民の公選にあらず。之を稱して國民の代議士と謂ひ、其會議を目するに代議院を以てするは、畢竟附會の強辯のみ。

地方長官信賴の優詔 會議の末路

議院憲法既に成り、將に第一回地方官會議を開かんとするの時に際し、會、臺灣征討の事起り、爲に姑く召集を延期し、次て前掲八年四月十四日の大詔渙發し、政府は此大詔に基き、同年六月二十日、始めて地方官會議を召集す。此日車駕親臨して開院の式を行ひ、詔勅を賜ふ。曰く、「朕經國治民の易からざるを思ひ、深く公論衆議に望むことあり。今汝各官、地方の重任に居り、親しく民情を知る。誠に能く同心協力し、事緒多端なるも、務て其急を先にし、議論異同あるも、要するに其歸を一にし、専ら衆庶の爲に公益を圖らば、則ち斯會や、將に國家無

疆の幸福を開くの始たらん」云々。地方官會議は、毎年一回之を開くを常規と爲すと雖も、明治八年始めて之を開きたる後、翌九年は東北巡幸の故を以て、其翌十年は西南戦争の故を以て、共に會議を停め、十一年第二回會議を開き、十二年亦休會し、十三年第三回會議を開き、會期終了の後、二月二十七日、天皇親しく舖を參列の地方長官に賜ひ、信賴激獎の優詔を垂る。左の如し。

朕即位の初祖宗の威靈に倚り、大政を興復し、繼て郡縣の制を發し、曠古非常の改革を行ふ當時、朕猶幼冲にあるも、爾等臣僚と朝夕孜々する所のもの未だ嘗て一日も國を安し民を利するにあらずんば、あらず爾來數年舉行する所皆漸次に立憲の基を經始して、朕が初志を暢達するの階、梯進路なり、顧みるに、維新以來、百般經營の事略其緒に就くも、前途猶遠く未だ其功を終へず、人民新に變亂を離れ、教育の道未だ偏れからず、士の學文ある者多くは、産業なく、農商の資産ある者概れ智識に乏し、是れ皆爾等の知る所なり、朕常に在廷臣僚と遠く慮て深く謀る所のものは、國の政事の宜く歩を逐て進み、漸を以て施し之を行ふに順序を以てすへし、爾等地方各官民情に通す必ず能く、朕が心を諒せん、地方施治の事、朕一に舉て以て、爾等に委す、士の恒産を得ざる者、爾等之を勸導し、以て其業に就かしめよ、農商の未だ教學に沾ばざる者、爾等之を薰陶し、以て其智識を長せしめよ、人民の政論に熱心し、大局を解せずして、或は彈進過激に涉る者、爾等之を訓告戒飭し、方向を誤らしむること勿れ、要之

爾等則議の在る所を體し人民を匡直輔翼し以て朕が漸次に歩を進むるの志を贊せよ

地方長官會議を正式に召集したるは、前記三回にして、爾後概ね毎年之を召集したりと雖も、唯、以て中央政府の方針を指示し、若くは地方長官の意見を諮問するの一機關と爲したるに過ぎずして、官民共に之を視ること甚た重からず。既にして帝國憲法を布き、真正代議制度を設くるに及んで、此官選代議制、全然無用に歸す。然も立憲の後、概ね毎年之を召集し、呼んで地方官會議と唱ふるもの、唯、是れ便宜舊名を襲ふに過ぎずして、其實質は全然一變せり。

地方民會設立の議。府縣會及區町村會。

地方官會議の議案中、最も世人の視聽を惹きたるものは、地方民會設立の件是なり。當時立憲の思潮、滔々として全國に瀾り、國民切に民選國會の設立を希望し、已むを得ずんは先づ地方民會を設け、漸次國會に及ぼさんことを論議して休まず。政府亦此に慮あり、乃ち地方民會を設け、之をして其地方の民費及

公益に關する事項を審議せしめんとし、之を八年第一回の地方官會議に提案す。但、其議員は、人民の公選を以て之を擧ぐべきか、將た現在區戸長を以て其議員に充つべきか、容易く兩者の利害を斷する能はずして、之を其會議に諮ふ。可否の議論甚た盛にして、窮竟姑く區戸長を議員と爲し、以て地方民會を起すの議を決す。是れ寧ろ國民の滿意せざる所にして、政府亦時運と相副はざるを念ひ、未だ之を實施するに及はず。既にして政府は、民選府縣會を起して、地方代議制を樹立するの大策を定め、其案を十一年開催の地方官會議に提出し、其議決を經、十二年以後、全國に府縣會を開く。府縣會は、地方税を以て支辨すへき經費の豫算、及其徵收方法を議定するを本能とし、地方長官の諮問に對へ、又内務卿に建議することを得。議員たるを得べき者は、滿二十五歳以上の男子にして、其府縣内に本籍を定め、滿三年以上住居し、其府縣内に於て地租十圓以上を納むる者に限り、議員を選擧するを得べき者は、滿二十歳以上の男子にして、其郡區内に本籍を定め、其府縣内に於て地租五圓以上を納むる者に限る。府縣會設立の後、更に區町村會を設け、其區町村の公共に關する事件、及其經費

の收入方法を議定する機關と爲し、十三年開催の地方長官會議の議決を、直に之を實施す。

參議省卿兼任制の改廢。參事院設置。

二年七月の改革、始めて參議の官を設けてより、其職掌屢變す。當初の官制は即ち曰く「參議は、大政に參與し、可否を獻替し、宣旨を敷奏するを掌る」と。次て之を改めて「參議は、大政に參與し、官事を議判し、大臣納言を輔佐して、庶政を贊成するを掌る」と爲し、更に「參議は、内閣の議官にして、諸の機務を議判す」と改め、後ち「議判」の二字に易ふるに「參與」の二字を以てするに至れり。當初此官を設くるや、天皇輔翼の重官とし、之を各省長官の上に班したりと雖も、漸次其制を改め、六七年以降、專任參議を置くの外、各省長官を擧げて參議に任し、之をして省卿を兼ねしむるの例を啓く。廷臣中、兼任制の非を論し、爲に内閣の動搖を來したりと雖も、依然として其制を改むる所なし。既にして政府亦多年の實驗に鑑み、兼任制の施政に便ならざるを察し、十三年二月、斷して

内閣と各省とを分離し、參議をして専ら機務參與の任に膺らしめ、各省に專任の長官を置き、之をして各當務執行の責に任せしめ、別に太政官中に法制會計、軍事内務司法、外務の六部を設け、各部に主任を置き、參議を以て之に充つ。此制を行ふこと未だ二年に滿たずして、十四年十月、再び參議各省長官兼任の舊制に復す。同時に太政官中の六部を廢し、新に參事院を設け、院内に内局及外務、軍事、財務、司法、法制の六部を置き、議官中より部長を擧げ、一參議をして其議長を兼任せしむ。參事院章程第一條に曰く「參事院は太政官に屬し、内閣の命に依り、法律規則の草定審査に參預するの所とす」と。其權能の如きは、頗る廣汎にして、大抵左記數項の事務を行ふ。

本院の發議を以てし又は内閣の命に因り法律規則案を起草し理由を具へて内閣に上申す○各省より上稟する所の法律規則案を審査し意見を具へ或は修正を加へて内閣に上申す○元老院に於て議決する所の法案を審査し時宜に依り意見書を具へて内閣の命を請ひ元老院の再議を求むることを得或は内閣の命に依り本院の委員を差し元老院と叶議することを得○院省使廳府縣より上稟したる諸般の文書を内閣より下付するときは意見を具へて上申す○各省の年報及諸般の報

告を勘査す○行政官と司法官との際の際の権限の争若くは地方議會と地方官との間に起る所の法律上又は權限の争を審理す○法律規則の疑義に付省使廳府縣の質問に答へ説明を與ふ

各省事務章程。閣制創設當時の省廳。

參議各省長官兼任制の復舊と同時に、各省事務章程通則を設け、長官の權限及其責任を明にす。曰く「各省卿は、各省の行政事務を總理す」曰く「各省卿は、其主管の事務に付、法律規則を制定し、又は之か廢止改正を要することあるときは、案を具へて上奏し、裁可を請ふへし」曰く「凡そ法律規則布達の其主管の事務に屬するものは、各省卿之に副署し、其執行の責に任すへし。若し兩省以上關係するものは、關涉の省卿均しく之に連署し、其責に任すへし」曰く「各省卿は、該省所部の官屬を統率監督し、之に指令訓示を下付し、主管の事務に付、地方官を監督し、毎年一月、前年の功程を上奏すへし」と。蓋し維新已降、幾たひか各省の廢合あり。十四年十月改正の際、現に存在するものは、宮内外務、內務、大藏、陸軍、海軍、文部、工部、司法、農商務の十省是なり。宮内省は固と行政部の外

に立ち、外務以下八省は、其設立既に久しく、單り農商務省は、最近十四年四月の新設に係る。省外の高級官廳に、參事院、元老院、開拓使、參謀本部あり。參事院及元老院の設置事情は、前來既に叙する所の如く、開拓使は明治初年之を創設し、參謀本部は十一年の創設に係る。外務省以下九省並に參事院以下四廳の長官は、悉く參議をして之を兼ねしめ、之をして入ては内閣の議に參し、出ては當該の行政事務を統理せしむ。次て十五年二月、開拓使を廢したる外、依然他の各省廳を存し、之を持続して十八年内閣制度創立の時に及ぶ。

第二節 臺閣の變遷

閥族の專横。武門政治と藩閥政治。

平踏れて源繼き、北條亡ひて足利出つ。古來奸雄の政權を争奪するや、詐術詭計、施して至らざるなく、其心事の陋眞に厭ふへし。今夫れ三四雄藩の徒、口を

大義名分に藉りて、徳川幕府を傾覆し、自ら取て之に代り、漸次勢力を政局に植え、煥乎たる五章の聖誓を忘れ、政權を閥族同臭の手に私す。是れ正に平氏を殲して源氏を起し、北條氏に代ふるに足利氏を以てするものにして、其大義名分を紊り、國家民人を賊ふこと、何そ夫の外戚政治、執權政治、武門政治と擇はんや。蓋し維新の初に當りてや、廟堂の上、赤誠國を憂ふるの士、未だ必ずしも是れなかりしにあらず。此輩身を藩閥に起すと雖も、名利の念極めて淡く、常に衆と共に國家を經紀せんことを期せざるはなし。但、奈何せん此種高潔の君子甚た乏しく、滔々たる者、概ね皆な舊勳に伐り、榮地を戀ひ、群小彙進して廟堂に立ち、凡そ一法令を布き、一政策を施す、先づ自家の私便を慮り、國家の公益の如きは、之を次位に置く。此の如きもの日又月、藩閥の基礎、爲に益、鞏く、終に牢乎不拔の勢を爲し、單り專制時代二十有餘年の間、肆に權勢の地を占めたるに止らず、既に憲法を條章し、議會を開設するの後、依然として政權を壟斷し、以て明治の年代を終始し、延て大正に及び、國民をして尙ほ永く其弊に堪へざらしむ。言ふ勿れ、閥族の政權を把持するは、即ち復古の功業に負ふの報酬なりと。

吁、何そ兵を擁して官庫に入り、其貨を奪ひ、是れ死を犯して獲る所のものと言ふに異らんや。(此一句、試に薩長土肥四藩主の捧げたる版籍奉還奏議中の文字を借る。)夫れ外戚政治と曰ひ、執權政治と曰ひ、將た武門政治と曰ふ、皆な是れ爾時政權の歸宿する所に按し、史家の私に名號する所。藩閥の族黨、頭尾政權を壟斷したる明治年間は、宜しく之を目するに閥政時代を以てせざるへからず。世人漫に明治二十三年の憲法實施を前後し、以て專制憲政兩時代を分界すと雖も、是れ唯、制度の皮相に拘泥する見解にして、其實質に至りては、前後共に閥政時代たるを免れず。

同舟吳越。情實纏綿。

未だ關中に入らず、乃ち漢楚相携へて進む。既に強秦を滅す、乃ち其搏噬爭衡、亦何の憚る所ぞ。當年我國の形勢、蓋し或は之に肖たり。曰く幕府の權、之を朝に收めざるへからず、王政之を古に復さざるへからずと。其言や甚た美、然れとも此論を爲す者、未だ必ずしも單り大義名分に慮るのみにあらず、蓋し亦私に自ら期する所あり。此を以て各藩各人、相抑へ相忍ひ、與に共に力を戮せ

て幕府を仆さんことを圖り、幕府既に仆るゝに及んで、入て新政府の要地を占め、互に權力を争ひ、藩々相闘き、藩内相軋り、暗闘排擠休む時なく、前日同舟の客、一朝にして吳越と爲る。但、夫の真心國を憂ふるの廷臣、固より此卑念を抱くなく、或は同僚の心事を陋とし、去て山林に韜晦し、或は尙ほ留りて、新政に鞅掌す。後者の意氣、大に貴ふへしと雖も、公明の見を以て、正大の政を施くことを努めずして、徒に各藩の權衡を制し、若くは各員の調和を保つに力め、一切を擧げて之か犠牲に供す。此を以て適才の用うへきありと雖も、之を要地に置く能はず。匪違の罪すへきありと雖も、之を閣外に逐ふ能はず。情實纏綿、彌縫百端、僅に以て政府の形態を維持したるのみ。凡そ維新政府の成績の擧らざりしもの、畢竟内部の軋轢と、姑息なる調和策の致す所なり。

無題。

官權を濫用して、浮雲の富貴を貪りたる大臣あり。紙幣を賈造○○○○○
○。軍機を漏洩○○○○○。賄賂收受は官吏の特權なりと爲し、租稅中

飽○○○○○○○○。常に○○○○○○賭博を營み、甚しきは即ち
○○○○○毒殺○○○○○。若くは○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○。然も夫の調和論者輒ち曰く「若し明に某の罪を糺
し、某の任を解かば、各藩勢力の均衡、此に於てか破れ、延て臺閣の基礎を撼搖す
るに至らん。如かず枉けて之を不問に付し、以て臺閣の安穩を保護せんには」
と。○○○○○○○○○○。嗚呼復た道ふに忍ひんや。

武重特に此に附記す。大正二年九月十三日深夜、稿を閲して此に至り、深く當年臺閣の事に感ずるあり。更に去年今夜、榮公忠死の跡を追憶し、感慨無量、心肝爲に裂けんと欲す。恭く公の神靈に酌し、冷酒一盞、聊か胸中の磊塊を洗ひ、燈を挑み筆を奮ひ且つ稿を繼ぐ。三更起て破窓を推せば、陰雲徂徠、月輪光を失ふ。(十四日晩天記之)

高官任用資格。藩閥臣僚の實權。門地打破。

熟ら維新當年高級官吏任用の制を按するに、親王專任の官あり、總裁職是なり。親王公卿諸侯を以て之に任するの官あり、議定職是なり。公卿諸侯大夫士庶

人を以て之に任ずるの官あり、參與職是なり。當時頻々職制を改め、官名亦屢變すと雖も、之を概するに中央政府の首脳部は、公卿諸侯悉く之を占め、諸藩士は自ら屬僚の地に甘んず。此等官職に就くの諸藩士、皆な是れ維新の事業に參畫し、相偕に新政府の建設に努力したる雋才にして、其識見才幹は、寧ろ公卿諸侯を凌ぎ、下僚の身を以て上官を左右し、政治の實權を其手裡に握る。二年七月の改革、以往の議定參與を混一して、新に參議の職を設け、諸藩士を以て其員を満たしたりと雖も、各省長官の任は、依然公卿諸侯之を占む。諸藩士を以て各省長官に任したるは、四年六月の改革以後にして、爾後太政大臣、左右大臣、納言及一二特殊官職の外、臺閣に公卿諸侯の隻影を留めず。抑も政務の擧否は、偏に任用如何に存す。徒に門葉を貴ひ、格例に泥むの弊、終に國家の進運を誤るは、東西古今、殷鑑昭々たり。新政府深く此に省み、階級維れ貴ふの時代に當りて、士庶を擧用して朝班に列し、之をして天威に咫尺し、縱橫國命を執らしむ。是れ眞に破格の異例と謂ふべく、世を擧げて希望を新政に屬したるもの、寔に偶然にあらざるなり。但、諸藩士躍進して、益、顯榮の地に就くに及んで、端

なく當年布衣の事を忘れ、意滿ち心傲りて、國民の期待に孤負す、是れ之を憾むへしと爲す。

公卿勢力の消長。台鼎の任。

公卿なる者、吟詠に耽り、風月を侶とし、世と相關せざるもの幾百年。黒船來航の事あるに及んで、此輩亦慨然として起ち、力を竭して王事に勤む。本來執袴の公子、或は世上風波の險に堪へざらんことを虞る。幸にして平居頗る生計の資に窮し、爲に沈湎流連の誘惑を免れ、能く其意氣精力を保維し、夫の鹿野の武人浪士と伍して、相偕に時局に周旋することを得たり。此を以て復古の業成るの後、公卿亦新政府に勢力を爲し、議定參與の任に上る者頗る多く、各藩臣僚の上位に立ち、若くは之と相比肩して政務に鞅掌す。既にして公卿の勢力、漸次減退し、明治四五年の交、相尋て廟堂を去り、再び風月吟詠の人と爲る。但、台鼎の任は、親王、公卿若くは諸侯を以て之に補し、輒く之を藩臣に委せず。神祇、宮内等の特殊官職、亦概ね其長官を公卿に取るを例とす。

王政復古の大號令を發布するの日、(慶應三年十月九日)直に新政府の三職を任命す。
 熾仁親王總裁たり。嘉彰親王冕親王中山忠能正親町三條實愛中御門經之能忠
以下三德川慶勝藩主松平慶永藩主島津忠義藩主山内豊信藩主淺野茂勳藩主
 共に議定たり。大原重徳萬里小路博房長谷信篤岩倉具視橋本實梁以上五荒
 川良知丹羽賢田中輔以上三中根師質酒井忠温毛受洪以上三西郷隆盛大
 久保利通岩下方平以上三後藤元曄福岡孝弟神山郡廉以上三辻維嶽久保
 田秀雄櫻井元憲以上三共に參與たり。列藩中大號令の議に與りたるは、即
 ち尾張越前薩摩土佐安藝の五藩にして、爲に議定參與の任を拜したる者は、親
 王公卿以外唯、五藩の君臣に止まる。長門藩の君臣、夙に尊攘の義を唱へ、周旋
 經營太た力めたりと雖も、中道誤て朝議に觸れ、京師に出入する能はず。大號
 令發布の日、始めて恩宥を蒙り、次て其藩主毛利元徳は議定に、其藩士木戸孝允、
 廣澤眞臣等は參與に任命せらる。明治元年二月職制更定の際、熾仁親王總裁
 たり、三條實美岩倉具視、共に議定を以て副總裁たり、中山忠能、正親町三條實愛、

共に議定を以て輔弼たり、小松清廉後藤元曄木戸孝允、共に參與を以て總裁局
 顧問たり。元年閏四月職制更定の際、三條實美岩倉具視中山忠能正親町三條
 實愛徳大寺實則中御門經之以上六松平慶永藩主蜂須賀茂詔藩主鍋島直正藩主
 主を以て議定と爲し、實美具視二人、輔相を兼ね、小松清廉藩主大久保利通藩主
 木戸孝允藩主後藤元曄藩主廣澤眞臣藩主副島種臣藩主横井時存藩主三岡公
 正藩主福岡孝弟藩主を以て參與と爲す。爾來公卿諸侯、各藩士、頻々議定、參與
 の職に就き、二年七月廢官(參議を以て議定參與に代ふ)に至るまで、議定たる者三十餘人、參與
 たる者一百餘人を算する至る。參與中、身を各藩に起す者五十餘人にして、其
 他は即ち公卿及諸侯なりとす。

高官公選任用。定員減省。

僅に一年有半の間、議定及參與に任せらるゝ者、約一百四十人に及ぶ。縱令頻
 煩に任免代謝を行ひたりとするも、其數の夥多なること、亦一驚するに堪へた
 り。此の如きもの、徒に各藩勢力の權衡を制するに努め、若くは情實を以て登

庸を叨りにするの致す所にして、智愚堂に満ち、冗員累々として、治務却て擧らす。此を以て二年五月、議定參與の員を減し、試に公選の方法を以て、輔相以下一般朝官を任用するの計に出つ。蓋し元年閏四月發布したる政體書中、「在朝諸官四年交代、公選入札」の目あり。今や期に先ちて公選入札を行ふ所以のものは、情弊深甚にして、一日も之か矯正を緩うすへからざるものあるに由る。應に選舉すへき朝官は、輔相一人、議定四人、參與六人、並に内廷職知事、六官知事、同副知事及他の三等官にして、輔相、議定、内廷職知事、六官知事は、之を公卿諸侯の中に選ひ、參與、六官副知事以下は、其門地の貴賤を問はずして之を選ふ。而して選舉權を行ふ者は、現任三等官以上の總員にして、選舉は投票の方法に依る。五月十三日、始めて選舉を行ふ。此日天皇親しく選舉會場に臨み、詔して曰く、「朕惟ふに、治亂安危の本は、任用其人を得ると得ざるとに在り。今敬みて列祖の靈に告げ、公選の法を設け、更に輔相、議定、參與を登庸す。(初日先づ三行ふを以て、斯く宜ふ。)神靈降鑑、過なからしめんことを」と。諸員恭て命を拜し、先づ輔相の選舉を行ひ、御前に於て投票を披檢し、三條實美多數の投票を得、直に輔相に

勅任せらる。次て新任輔相管理の下、議定以下を選舉し、岩倉具視、徳大寺實則、鍋島直正、共に議定に當選し(名缺く)東久世通禧公、木戸孝允、大久保利通、後藤藤象二郎(後年象二郎を以て行はる。)、副島種臣、板垣退助(後年退助を以て行はる。)、共に參與に當選し、是れ亦直に勅任を蒙り、次て内廷職知事以下を選舉す。惟ふに選舉を以て朝官を登庸するか如きは、眞に曠古の異例にして、此異例を試みたるの一事、亦以て以往の登庸に弊竇の伴ひたるを知るに足る。然れとも朝官選舉の事、一たひ之を行ひたるも、以後此例を襲ひたるを聞かず。

參議新任。各藩の衡爭。

始めて參議の官を設けたるは、二年七月職制改正の際にして、前參與副島種臣肥前、前原一誠長門の二人、即時之に任し、未だ幾くならずして待詔院出仕、大久保利通薩摩、民部大輔廣澤眞臣長門の二人、亦同官を拜す。翌三年、刑部大輔佐々木高行土佐、刑部大輔齋藤利行土佐、待詔院出仕木戸孝允長門、大藏大輔大隈重信肥前、順次相踵て參議に任せられ、其間前原一誠は兵部大輔に轉し、(三年十月)廣澤眞臣は刺客に

殞れ(四年)他の六人者は、依然其職を保持して、四年六七月内閣改造の際に及ぶ。當時大臣・納言の任に在りたる者は、右大臣三條實美・大納言岩倉具視・同徳大寺實則・同正親町三條實愛にして、鍋島直正・中御門經之亦順次大納言に任せられたりと雖も、相踵て其職を辭す。蓋し新政府は、常に薩長土肥四藩の權衡を制するに意を用ひたりと雖も、現在參議配置の迹を見るに、土肥兩藩各二人を出し、薩長兩藩は各一人を出すに止り、且つ肥前藩主鍋島直正・大納言を以て一時臺閣に列し、爲に肥藩の勢力遂に他の三藩に超越するの觀を呈す。但、四年三月、禁衛の親兵を編するに際し、薩長土三藩の兵を徵して、特に肥藩を省きたるは、蓋し彼を以て此に代へ、以て相互權衡を制せんとするものなり。然れども藩閥閥裡尙ほ參議の郷貫に按して、各藩の勢力をトし、其配置の偏頗にして、其選擇の粗漏なるを論し、沙上の偶語、各所に絶えず。特に薩長兩藩の臣僚は、維新の勲業に第二位を占むる肥藩を以てして、却て勢力を廟堂に張るを嫉み、内部の暗闘、頗る急なるものあり。

薩長兩藩主徵命。重臣羅致。薩長土肥四藩の均勢。

單り廷臣の配置及各藩の權衡に省みて、爲に政府に銜むのみならず、更に見を當路と異にし、望を新政に絶ち、斷然去て故山に歸臥する者、其人甚だ鮮からず。夫の薩長兩藩主の如き、轉、新政に歎らす、乃ち飄然采地に歸り、強て自ら晦まし、空しく其舊臣等の廟堂に施爲する所を傍觀するのみ。皇上深く宸襟を惱まし、優詔屢、兩藩主父子を徵すと雖も、或は病に託し、若くは事故に妨げられ、輒く東上の計を斷せず。三年冬、累ねて勅使大納言岩倉具視を兩藩に遣はし、參議大久保利通・同木戸孝允之に隨ひ、聖旨を藩主父子に傳へて、其入朝を促し、利通・孝允二人、傍より交、其主を説く。時に薩藩島津久光(現主の生父)病あり。乃ち同藩大參事西郷隆盛に命し、己に代りて入朝せしむ。長藩毛利敬親(現主の生父)亦疾篤くして、朝すること能はず。乃ち遺表して策を獻す。利通・孝允等轉して土佐に赴き、高知藩大參事板垣退助を説き、拉して東京に還る、時に四年二月なり。前年以來、政府は廢藩置縣の計を樹て、速に之を決行して、以て中央政府の基礎を鞏うする所あらんとす。是れ眞に至高の政務にして、有力の政府を以てするに

あらずんば、輒く之を斷し、又其後を善くすること能はず。政府屢、薩長兩藩主の入朝を促し、又各藩重臣を羅致するに勉めたるもの、實に此か爲なり。今や各藩の將星、略、東京に集まる。隆盛等議して曰く、「從來參議の數、徒に多きに過ぎ、議論囂起して、實績之に伴はず。若かす一人を推して參議と爲し、他は皆な退て各省に據り、參議の羽翼として、與に偕に新政の進行に資せんには」と。衆概ね之を可とし、交、孝允を推すと雖も、孝允輒く之を肯んせず。協議多時に互り、終に隆盛を説き、之をして孝允と相駢ひて、俱に參議たらしむるの議を定む。六月二十五日、現任六參議の官を免し、新に隆盛を參議に任し、即日孝允を參議に復し、七月十四日、廢藩置縣の令を布き、同日、新に退助を參議に任し、重信を參議に復す。此に至りて薩長土肥の四藩、各參議一人を出し、皮相恰も權衡を保つ體を備ふることを得たり。

高官更迭。諸藩士の省卿獨占。

參議の更任と相前後して、大臣及各省長官の更任を行ふ。即ち大納言岩倉具

視、同徳大寺實則、同正親町三條實愛の官を免し、具視を以て外務卿と爲し、前參議大久保利通を以て大藏卿と爲し、民部大輔大木喬任(肥)を以て民部卿と爲し、幾くならずして喬任を文部卿兼教部卿と爲す。次て四年七月、太政官制を改むるに及んで、右大臣三條實美を以て太政大臣と爲し、工部大輔後藤象二郎を以て左院議長と爲し、(左院議長、後年の元老院議長は、開拓長官及參謀本部長と共)各省大少輔以下に多少の異動あり。同年十月、外務卿岩倉具視を右大臣兼特命全權大使に任し、之を海外に差遣し、前參議副島種臣を外務卿に任し、五年四月に及んで、左院副議長江藤新平(肥前藩士。當時嵐嶽と稱し。)を司法卿に任す。此に至りて各省長官の任は、悉く舊藩臣の手裡に歸し、又各省中、其長官を闕位するものは、舊藩出身の徒を次官に任し、之をして長官の事を行はしむ。

省卿の内閣參列。參議増員。

職制明に參議の定員を限ることなしと雖も、四年六・七月内閣改造の際、西郷隆盛、木戸孝允、板垣退助、大隈重信の四人を參議に任してより以來、久しきに互り

て其員を増減することなく、四人専ら大政に參與し、官事を議判するの任に膺る。既にして六年四月、左院議長後藤象二郎、文部卿兼教部卿大木喬任、司法卿江藤新平を參議に任し、次て同年十月、大藏卿大久保利通、外務卿副島種臣を參議に任す。此に至りて各省長官は、悉く參議の任に就き、參議の本官を以て、各省長官を兼ね、參議制創設以來の例規たる内閣各省分立の制を撤し、茲に兩者混一の端を啓く。蓋し從來諸藩士の各省に入る者、皆な次官以下の地位に在りたりと雖も、今や各省長官の任は、悉く舊藩士を以て之を滿たし、其任に上る者、皆な現任參議の同輩なるを以て、參議をして各省長官の上に立たしむるの現制は、彼我の權衡を保つに於て、不便尠からざるものありと爲し、乃ち此兼任の制を設けたる所以なり。

廟堂の文武兩派。 征韓論。 五參議聯袂辭職。

此時に當りて、國政運用に關する廷臣の主説、大要二派に別れ、一は我武を海外に張り、大に國威を揚げんとし、他は業を興し産を獎め、以て國力を養はんとす。

此主説の異同は、事毎に閣議の扞格を來し、終に征韓論に逢着して、兩者の意見全然相衝く。抑も朝鮮國、古來我國と深縁あり。此を以て王政復古の業成るや、我れ乃ち對馬守宗重正を遣はし、告ぐるに復古の事を以てし、且つ舊交を修むるの議を提す。國書中「皇帝」「勅諭」等の字を用ゐ、之を從來の國書に比し、聊か其例を異にする所あり。朝鮮政府之を奇しむ、凡そ此等の文字、宗主國支那の元首、特り之を用うへしと爲し、辭を此に藉きて、終に修交を拒む。爾後我れ屢、修交の使を發し、又漂流を送遣したりと雖も、彼れ單り漂流を受けて、修交は之を肯んせず。我か邦人、痛く其無禮を悲り、征韓の論、油然として國內に湧く。既にして朝鮮政府の亡狀、愈、出て、愈、甚しく、故なく兩國官吏の會見場を撤し、普く國內に令して、日本人と交際するを禁し、慢罵迫害、至らざる所なし。事既に此に至る、我か政府終に晏如たる能はず、閣員軍人屢、相會して之か對策を議す。唯、其平生の主説に異同あり、爲に其斷案亦自ら一なる能はず。國權論派は曰く、「彼れ弱邦朝鮮の輕侮を蒙り、黙々として之を不問に付するか如きは、終に我か國威を保維する所以にあらず。今日の策、先づ禮を以て彼か屢次の

無禮を責め、開國修交を促し、彼れ尙ほ覺醒せずんば、之に次くに兵を以てするに在り。今に於て此策を斷するは、單り我か威武を海外に輝かすに止らず、併せて國內不平士族の幽憤を漏らし、維新の業を大成する所以なり」と。内治論派は曰く「否、今の時は大に國富民力を養ひ、制度典章を整へ、以て維新の名實を完うするに急なり。復た何の暇ありて事を外國に構へんや」と。時に右大臣岩倉具視參議木戸孝允、大藏卿大久保利通等、條約改正の要務を帶ひて出て、歐米各國に使し、内に在るの參議等、太政大臣三條實美を戴きて、中外の機務に服す。陸軍大將參議西郷隆盛、深く朝鮮の事に憤り、先づ問罪の使を派し、征韓斷行の素地を作さんとし、自ら薦めて大使の任を求む。外務卿副島種臣、近く清國より歸り、切に征韓の已むべからざるを感し、是れ亦自ら問罪大使の任に膺らんとす。參議板垣退助、參議兼左院議長後藤象二郎、參議兼司法卿江藤新平等、亦皆な盛に征韓論を絶叫し、參議大隈重信、參議兼文部卿大木喬任等、其無謀失計たるを争ひ、而して軍人の多數は、問罪使派遣を以て迂遠と爲し、直に出兵問罪の意見を樹て、國論概ね之を壯とし、廟議亦略、主戰に傾く。此論戰方さ

に酣なるの時に當り、具視等急に海外より歸る。此輩夙に固く内治論を執り、平和の間に國運の進暢を圖らんことを期す。今や海外に遊ひ、親しく各國の實情を視察し、之を自國に比較し、貧富文野の懸隔、背壤管ならざるに驚き、益、内政刷新を以て、方今の急務と爲し、歸來直に廟議に參し、極力征韓の無謀なるを争ふ。論戰幾日、辯難益、激越に赴き、頗る不穩の情勢を形し、議長太政大臣實美、爲に俄に昏倒し、自ら會議を裁すること能はず。右大臣具視、亦疾と稱して朝せず、閣議爲に全く空す。天皇親しく具視の邸に幸し、懇に大命を下し、之を起して假に太政大臣の事を行はしむ。爾後具視主宰の下、御前會議を催し、重ねて相互激論を圖はし、終に勅裁を以て、爰に征韓の議を停む、時に六年十月なり。此に於て隆盛、種臣、退助、象二郎、新平、相駢ひて其職を辭し、軍人にして隆盛と進退を共にしたる者亦鮮からず。此政變の際、工部大輔伊藤博文^{門長}を參議兼工部卿に任し、海軍大輔勝安芳^{河駘}を參議兼海軍卿に任し、特命全權公使寺島宗則^{摩薩}を參議兼外務卿に任し、參議大隈重信をして大藏卿を兼ねしめ、參議大木喬任をして司法卿を兼ねしむ。次て十一月、新に内務省を設け、參議大久保利通

をして内務卿を兼ねしめ、翌七年一月、参議木戸孝允をして文部卿を兼ねしむ。此際政府は、特に内閣顧問の官を設け、島津久光を延きて之に任し、次て翌七年四月、久光を左大臣に任す。

臺灣征討 内閣動搖

征韓の論議に熄むの後、未だ幾くならずして征臺の師を起し、再び内閣の基礎を撼搖せり。此より先き臺灣の生蕃屢、我が琉球及内地の漂民を虐殺し、頗る亡狀を極む。時の外務卿副島種臣、全權辨理大臣の任を帯ひて清國に赴き、大に之を北京政府に争ひたりと雖も、彼國は臺灣を以て化外の地と爲し、輒く我が交渉に應ぜず。我が政府、乃ち七年四月を以て臺灣征討の師を起し、日ならずして之を壓伏す。清國政府之に異議を挟み、葛藤兩國の間に生ずるに及んで、参議兼内務卿大久保利通、全權辨理大臣の任を帯ひて清國に赴き、樽俎折衝、終に彼をして我が征臺の當理たるを認めしめ、償金を得て和議を訂し、十二月を以て兵を撤す。初め征臺論の起るや、参議兼文部卿木戸孝允、前年征韓論を

排撃したる理據を以て、累ねて征臺の不可を争ひ、議容れられずして、蹶然廟堂を去る。政府は其去るに任せ、次て八月、左院議長伊知地正治摩薩を参議兼左院議長に、陸軍卿山縣有朋長を参議兼陸軍卿に、开拓次官黒田清隆摩薩を参議兼开拓長官に任す。孝允退くの後、利通の威權、獨り朝に熾なり。

大阪會議 前参議復職 漸進立憲案

此より先き六年五月、時の大藏大輔井上馨、財政意見を當路と異にし、上書して現制の弊を論じ、議容れられずして朝を去り、爾來大阪に住し、銳意貨殖の事に従ふ。頃來廟堂の勢力、較、薩藩に偏し、長土肥三藩の地歩、漸く墜つるを見て、公私の爲に深く之を憂へ、乃ち辭職の各参議を舊職に復し、以て勢力の權衡を制せんと欲し、自ら首唱して現前各参議を大阪に招き、周旋調停太た力む。會する者は、参議大久保利通、参議伊藤博文、前参議木戸孝允、前参議板垣退助及首唱者井上馨の五人にして、世に之を大阪會議と謂ふ。會議は、八年一月より之を開き、審議數回を累ぬ。各自抱懷する所の意見、間、異同なきにあらすと雖も、其

皇猷を贊襄して、維新の大業を終始せんとするに至りては、即ち一なり。寔に能く此志望を達せんとせば、必ずや重臣の戮力に待たざるべからず。會議席上、退助は其宿説國會開設の議を唱へ、之を實施するの急務なるを辯論し、維新の大業を完うするの道、斷して此外に出でずと爲す。孝允亦夙に立憲論を執ると雖も、但、時勢民智に省み、遽に民選國會を開設するを不可とし、乃ち姑く地方長官を會同し、之をして變則に民意を言せしめ、且つ町村會等の下層民會を起し、漸次之を上層に及ぼすの説を立つ。利通の意見は聊か之と異り、民選國會は、早晚必ずや開設せざるべからずと雖も、今未だ其時期にあらずと爲す。爾く各自共に立憲の希望を同うし、唯、其異る所は、之か施設の緩急あるのみ。此を以て互に讓歩抑損し、折衷して至當の制度を立て、又地方官會議を召集するの計畫を定め、一致協力、以て國事に膺らんことを相約す。越て三月、孝允退助共に參議の職に復し、臺閣の上、略、權力の平衡するを見る。既にして元老大審兩院の設置、及地方官會議召集の廟謨一決し、終に發して八年四月十四日の大詔と爲る。

(大阪會議盟約案) 大阪會議席上、一會員は左記盟約案を提出す。此案は、正式の議決を経るに及ばずと雖も、各員の希望、概ね之に合致す。

我輩深く我國從前變革の所由を觀て、方今の景況を察し、將來の勢を慮り、我君民の幸福を衛り、上下の安寧を保つの道を立んか爲め、今や同志相求めて、其定説主論を合し、竟に立君定律の政體を定め、之を濟すに議院の制度を以てし、我國家の律法をして天下に明白ならしめ、而して上下因て其權利を享受せしめんことを期す。然るに、誠に此定説を張り、此目的を達せんと欲せば、決して之を尋常期月の間の一時容易の功に俛仰し得可き者にあらざるべし。忍耐勉勵して、造次顛沛も必ず、茲に於ては縱令一旦に敗れ、一時に挫くるも、誓ふて之を終始に貫き、死に之くも他なかる可し。是故に我輩同志相和し相合ふて、終始一の如くならんことを豫圖せざる可からず。即我同志の士相誓ふて、其約束を立る者左の如し。

我輩は立君定律の政體を以て、其定説と爲す可し。○我輩は此定説を實施せんか爲被議院制度を探り、以て我律法を天下に明確にするを勉む可し。○我輩既に此定説を合し、斯事を成さんと欲す故に、我輩は唯た我同志一團の定論あつて、其一人一個の私論なきを要す。○若し我同志中に在つて、事物に付き、其見を立る者相異なる所あり、反覆辯論するも、尙一致し難きときは、假りに議長其兩説の殊異する處を以て、其さに之を我同志の全員に達へ、其可否する所の多票に從て、之を一定すべし、而し

て他の寡票の如きも必ず退て後言ある可からず。○我同志の政府に進退する其一人の進退あつて其一人一個の進退あるへからず是を以て我同志は常に相往來して其交を密にし其情を親み其相視る互に兄弟の如く窮達患難我同志皆之を共にし必ず我同志の全力を一にして以て我定説を張り我目的を達するを勉む可し

内閣各省分離論。島津久光の進退。

前年參議各省長官兼任の例を啓きてより、廷臣往々にして其弊を論し、凡そ閣議の放漫に流れ、大臣責任の大義、明晰を缺く所以のもの、畢竟兼任制の致す所なりと爲す。此議論は日一日に其聲を高うし、次て朝鮮江華島事件の起るに及んで、兩者分離論益々熾し。(八年八月、帝國軍艦雲揚號、朝鮮東南海岸を測量し、將に薪水を江華島に取らんとするの際、島民俄に砲を發ち、我か水兵二名を傷け、亡狀輒く休まず。我艦乃ち之に應じ、砲墩を破壊し、暴民を擊攘し、之を本國政府に報す。政府此報を得て、直に善後を策し、外交に次くに兵を以てする所あらんとし、形勢稍不穩に赴きたりと雖も、交渉の結果、帝國は江華島事件の罪

を寛恕し、之を機として日韓修交條約を結ぶ。事は後編に詳なり。參議各省長官分離論者謂へらく、「日常の政務、尙ほ且つ兼任制の妨くる所と爲り好適の斷案を下すこと能はず。今次突發せる對外重要案件の如き、先つ此弊制を改め、專任參議を以て、儼に善後を策するにあらざれば、國權の保維得て期すべからず」と。左大臣島津久光固く此論を執り、盛に之を廷に争ふ。太政大臣三條實美、自ら之を決すること能はず、闕下に伏して聖斷を仰ぐ。聖斷、姑く此職制問題の決を延へ、之を朝鮮問題處理の後に譲らしむ。久光尙ほ以て不可と爲し、兼任制撤廢の急務なる所以を論し、書を上りて之を極言したりと雖も、輒く採納を得ず。久光一日も此朝廷に留任するを欲せず、乃ち直に去て鹿兒島に歸臥す、時に八年十月なり。久光、曩者舊臣路に當る者の請に依り、枉けて仕官したりと雖も、夙に政府の政策の急進に流るゝを戚み、又百事徒に外風を模倣して、本邦固有の美を放擲するを憤り、愷々として甚た樂まず。今や此職制問題を以て、斷然其進退を決するに至れり。

(島津久光の奏議) 引退直前上奏する所に係る

上言す夫政治の要たるや廟議一和して萬民を保全するに在り然るに太政大臣三條實美百官統轄の術に乏しく事務を行ふ忽卒遅緩に流れ黜陟の典情實愛憎に出て不信を海内に示し苛令重賦人心疑懼怨懟を抱き既に瓦解の形を生ず且參議輩各省の長官を兼任し皆な自ら志にして無用の冗費を厭はず不意に土木を起し國家の類を顧みず人民保護の實なく外交も亦宜きを失ひ金貨濫出遂に輕侮の形を致し皇國已に不測の禍に陥らんとす故に大に英斷の政を行ひ億兆の耳目を一新せすんば皇運を挽回する能はざるは有識者の知る所なり然るに實美一毫も顧念せず因循姑息非を遂ぐることを益確く彌外國の鼻息を伺はんとするか如し長大息の極と云ふへし今般板垣退助の建言其當を得たりとす然るに三條實美事を左右に託し遷延數月の久きを經て遂に朝鮮の事起るを幸とし陛下の聰明を眩惑し奉り之を拒むに至る夫朝鮮の事たるや廟議一和せされば舉措必ず當を失ふへし今や政府責任の大臣は只參議に依頼し參議は黨援相結ひ紛々錯雜何を以てか外征に違あらんや早く其兼任を罷め其人員を減し廟議一致政體榮然たらしめ而して後外征の事を議すへきなり夫實美の責任を忘れ何を以てか萬機を掌ることを得んや獨り實美のみならず各省院使察府縣の長官等も皆責任なし故を以て若し事故あれば罪の歸する所なく振て非を天皇陛下に歸し奉る不臣の至りと謂ふへし夫れ此の如くなれば蒼生何を以て安堵し國基何を以て鞏固ならんや伏て惟れば

天下は天祖の天下にして陛下は天祖に代らせ玉ひて萬民を統御し玉ふ御大任なれば速に其根源の宿弊を一洗し天祖の神慮を安せられ下億兆を撫育し玉ひ寶祚を不朽に傳へてこそ御孝道の第一と申奉るべく且去年以來重職を辱し愚勉從事洪恩の萬一を報し奉らんと欲し實美等と協議すと雖も曖昧模糊未だ事を行ふに至らず嗚呼太政大臣として此の如くなれば國家衰運の然らしむると雖も亦臣か不肯にして是を調和する能はざるの致す所ならん雖然陛下今臣か言を用ゐて實美を黜け玉はすんば皇國は終に西洋各國の奴隸たらんこと鏡に懸て見るか如し實に危急存亡の秋なり臣空しく大臣の職を穢し傍觀坐視するに忍ひず因て先一封の書を上り愚衷を陳す今に至りて可否の勅諭を拜承せず然るに再び忌諱を仰らす讜怒を畏れず國家の爲に鄙言を吐露し恭て勅裁を待ち奉る臣恐惶の至に堪へず斧鉞の罪を待つ臣久光誠恐誠惶頓首敬白

板垣退助の進退。土藩勢力の消長。

大阪會議の結果、再び重臣を廟堂に羅致することを得たりと雖も、各員の意思未だ必ずしも相和せずして、動もすれば輒ち睽離の狀を呈す。此時に當りて政府は、讒謗律及新聞條例を發布し、大に言議の禁を嚴にす。參議板垣退助、大

阪會議の主張を敷衍し、極力言論抑壓の非を鳴らすと雖も、廟議の斥くる所と爲り、不平滿腹、同僚の到底借に爲すあるに足らざるを知り、然も姑く自ら抑へて廟堂に立つ。既にして江華島事件の起るに及んで、左大臣島津久光等と共に、其持論たる參議各省長官分離論を高調し、盛に之を廟堂に争ひたりと雖も、日ならずして解決延期の聖斷を拜し、宿説の終に行ふへからざるを悟り、斷然意を決して骸骨を乞ひ、久光辭職の日、齊しく允裁を得たり。顧ふに土佐藩の明治政府に於ける勢力たる、之を他の雄藩に比し、未だ甚だ大なりと謂ふへからず。僅に板垣退助及後藤象二郎の徒あり、初より新政府に要地を占め、隱然其藩の勢力を代表したりと雖も、偶、征韓論の破裂に遭ひ、二人相偕に參議の職を辭し、次て大阪會議の結果、退助再ひ入りて參議と爲り、象二郎亦元老院副議長の任に就きたりと雖も、是れ亦日ならずして借に其職を辭し、爾來一人の土佐系大臣を廟堂に留めず。是より厥後、土佐人は主として其力を政黨界に揮ひ、政府に對抗して、宿弊を掃蕩する所あらんとし、而して政府は、薩長肥三藩の勢力を以て、其成素と爲すの機運を開く。

木戸孝允の性格進退及其死。附西郷隆盛の死。

木戸孝允、忠誠恪勤、日夕匪躬の節を效し、曾て少らくも寧所する所あらず。其思慮極めて周匝にして、經綸亦凡を抜き、自ら妄斷せず、他に雷同せず、必ず先つ至切の計畫を立て、然る後に着々之を執行す。其虛心坦懐にして、名利比周の念に乏しきは、藩閥園裡、希に觀る所にして、立憲思想の富贍なる、亦實に斯人を推す。唯、然り、此を以て其意見往々同儕と乖ひ、自ら相互の融和を缺き、其晩年の進退、稍、倉忙に渉る。七年四月、征臺の議相合はずして朝を去り、八年三月、大阪會議の結果再ひ入て參議に復し、庶政參畫の任に膺ると雖も、日を経る久しきに及んで、端なく意見の衝突を來し、剩へ痼疾漸く重きを加へ、乃ち屢、上表して骸骨を乞ふ。九年三月、勅して參議の任を解き、更に内閣顧問に任して、啓沃の誠を效さしむ。西南の亂起るや、輩に西京に隨ひ、躬に病あるを忘れて、偏に國事に勤む。孝允夙に西郷隆盛の心事の高潔なるを尙ひ、其今回の舉措、全然常軌を逸するを憾み、痛憤悒惱、病爲に益、篤く、十年五月二十六日、終に西京の客

寓に歿す。天子宸悼、恩賚太た渥し。賜ふ所の御誄に曰く、「公誠忠愛、夙傾心于皇室、獻替規畫、大展力於邦猷。贊維新之洪圖、襄中興之偉業、功全德豐、有始有終。洵是國之柱石、實爲朕之股肱。茲聞溢亡、曷勝痛悼。因贈正二位、併賜金幣」と。既にして九月二十四日、隆盛亦鹿兒島城山の麓に殞れ、賊軍四散して、西南始めて靜謐に歸す。

大久保利通の死。其の人物及世評。

維新の功臣鮮からず、擧げられて要職に就きたる者、亦僕指するに勝へずと雖も、嶄然群才を抜き、勢力の中心を占めたる者、實に木戸孝允、西郷隆盛、大久保利通の三人を推し、世に之を評して維新の三傑と謂ふ。三人者、先輩同志と偕に力を戮せ、維新回天の事業を遂行し、明治政府成るの後、相駢ひて廟堂に立ち、夙夜孜々として皇猷を贊襄す。但、其議論性格各相異り、爲に離合常なく、行藏亦一なる能はず。曩者隆盛、征韓論を以て朝を退くの後、孝允利通の二人、主として政柄を執り、又能く薩長の權衡を保つことを得たりと雖も、尋て孝允一進一

退し、終に内閣顧問の閑地に就くに及んで、利通獨力を以て内閣を支持し、居然として國家の重きに任し、赫々たる威權、全朝を壓す。十一年五月十四日、利通將に朝せんとし、途赤阪門内清水谷を過く。適、刺客の傷くる所と爲り、傷甚た深くして、立地に其命を殞す。刺客は加賀の人島田一郎等六人。此輩嘗て隆盛に師事し、深く其徳風に薫し、私に利通に銜み、終に此舉あり。天子宸悼、誄を賜うて其勳績を褒稱す。曰く、「忠純許國、策鴻圖於復古、公誠奉君、贊丕績於維新。剛毅不撓、外樹殊勳、英明善斷、內奏偉功。洵是股肱之良、實爲柱石之臣。茲聞溢亡、曷勝痛悼。仍贈右大臣正二位、併賜金幣五千圓」と。利通、高邁の識を抱き、剛勇の氣を負ひ、沈毅果敢、自ら信すること太た厚く、其認めて以て是とする所、斷々乎として之を專決し、世評時論、都て之を雲烟に付す。是れ其毀譽相半はし、終に奇禍を買ひたる所以なり。嘗て屬僚に語りて曰く、「能く中興の事業を大成するもの、略三十年の歳月を要す。十年毎に一期を劃し、初期即ち其基を啓き、中期即ち其歩を進め、末期即ち其功を收む」と。又曰く、「帝國亦早晚憲政を樹立せざるを得ず。中興の事業を大成するもの、偏に憲政の運用に竣つ」と。

乃ち知る、利通亦徒に専断自ら喜ぶ者にあらずして、其胸中、夙に立憲の計圖を藏したることを。不幸にして未だ其抱懐を伸ふるに及はず、中道端なく毒刃に殞れ、世上漫に姦桀の名を留む。遮莫時人の一毀一譽、巨人利通に於て何かあらん。苟も憲政を布き、社稷民人を社することを得は、其制度の何人の手に成るを問はずして、利通の願や乃ち足る。

三傑凋落後の政局。閣裡の暗闘。

歳華僅に一週するの間、維新の三傑相踵て逝く。是れ實に邦家の一大損失にして、特に利通の一死、爲に臺閣の威望を滅殺し、又自ら勢力の所在を變轉し、其影響の及ぶ所、決して夫の職制改正又は吏僚更迭の比にあらず。蓋し當時參議に現任する者凡て七人。曰く大久保利通、曰く大隈重信、曰く大木喬任、曰く伊藤博文、曰く寺島宗則、曰く山縣有朋、曰く黒田清隆。齊しく參議と云ふと雖も、政治の實權は、一に利通の手裡に存し、他は皆な利通の下風に立ち、俯伏して其命を聽くに過ぎず。今俄に此巨頭を喪ひ、衆參議呆然として適從する所に

惑ひ、若くは竊に我が進路の開通を悦ひ、同儕互に相排擠し、内部の暗闘頗る急なるものあり。此際最も權力爭奪に腐心し、略、互角の勢を保ちたる者を、重信及博文の二人と爲す。重信は夙に利通に傾倒し、明治初年、參議の要職に就き、才華を現はし、機鋒を韜み、巧に同儕の間に周旋し、漸次進て臺閣の要地を占む。博文は身を孝允の門下に起し、重信に後るゝこと數年にして、參議の班に列し、常に權勢の在る所に阿附し、孝允の權勢稍衰ふるや、翻然として全盛の利通に奔る。二人實に利通死後の好敵手にして、其輸贏奈何は、萬目の齊しく凝視したる所。而して先づ内務卿の要職に任し、以て利通の勢力を繼きたる者を博文と爲す。爾後職制の改廢、閣員の任免、概ね兩才暗闘の餘に出るにあらざるはなし。變後の閣員更任は、十一年七月を以て之を行ひ、博文をして參議を以て内務卿を兼ねしめ、同時に特命全權公使西郷從道摩薩を參議兼文部卿に、海軍大輔川村純義摩薩を參議兼海軍卿に、元老院議官井上馨門長を參議兼工部卿に任す。太政大臣三條實美、右大臣岩倉具視、參議兼大藏卿大隈重信、參議兼司法卿大木喬任、參議兼外務卿寺島宗則、參議兼陸軍卿山縣有朋、參議兼開拓長官黒田

清隆、竝に故の如し。次て同年十一月、參議山縣有朋の兼陸軍卿を免して兼參謀本部長と爲し、參議西郷從道の兼文部卿を免して兼陸軍卿と爲し、翌十二年九月、參議寺島宗則の兼外務卿を免して兼文部卿と爲し、參議井上馨の兼工部卿を免して兼外務卿と爲し、司法大輔山田顯義門長を參議に新任し、之をして工部卿を兼ねしむ。

專任參議。六部分擔。新任省卿。

内閣各省分離論は、多年の宿題にして、利弊の研究具さに熟す。政府は終に兩者分離の斷に出て、十三年二月、參議の兼任を解き、新に各省長官を專任し、同時に元老院議長熾仁親王を左大臣に任し、以て同官の闕位を補ふ。但し今次參議專任の制を設くと雖も、省外の元老院議長參謀本部長、開拓長官は、仍ほ參議をして之を兼任せしめ、而して外務卿は、時恰も條約改正交渉中なるの故を以て、暫く現任者の地位を動かさず。今次の改革に際し、參議に專任したる者は、大隈重信、伊藤博文、寺島宗則、川村純義、山田顯義、西郷從道の六人にして、別に大

木喬任は參議を以て元老院議長を兼ね、山縣有朋は參議を以て參謀本部長を兼ね、黒田清隆は參議を以て開拓長官を兼ね、井上馨は參議を以て外務卿を兼ね。以上參議の任に在る者、總て十人を算へ、之をして太政官内新設の六部に屬して、其主任事項を分擔調査せしむ。即ち法制部は喬任、顯義之に主任し、會計部は宗則、重信、博文之に主任し、軍事部は有朋、從道、純義之に主任し、内務部は清隆、博文、從道之に主任し、司法部は宗則、顯義之に主任し、外務部は重信、純義、馨之に主任す。若し夫れ專任各省卿を擧ぐれば、大藏大輔松方正義を内務卿に任し、元老院議官佐野常民を大藏卿に任し、内務大輔大警視大山巖を陸軍卿に任し、外務大輔特命全權公使榎本武揚を海軍卿に任し、元老院副議長河野敏鎌を文部卿に任し、工部大輔山尾庸三を工部卿に任し、文部大輔田中不二麿を司法卿に任す。既にして十四年四月、新に農商務省を設け、文部卿河野敏鎌を農商務卿に任し、元老院議官福岡孝弟を文部卿に任す。同時に榎本武揚の海軍卿を免し、參議川村純義を以て之に代ふ。

大隈重信の飛躍及其失脚。肥藩勢力の消長。

重信・博文の暗闘、日に益々長す。内閣と各省とを分離し、參議分掌の制を設けたるか如き、固と二人の合意に成ると雖も、要は權勢割據の地を作りたるに外ならず。博文曩者内務卿に任じ、以て重信の大藏卿たるに敵し、今や博文は内務會計兩部に主任し、重信は外務會計兩部に主任し、共に互角の勢を張りて相下らず。次て十三年三月、大藏省の會計局を廢めて、新に會計検査院を設け、太政官に直屬して、政府の會計を監督審査するの機關と爲し、十四年四月、内務省を割きて農商務省を置き、之をして農商産業の行政を管掌せしめ、翌五月、統計院を太政官内に置き、之をして諸般統計表を編成公布せしめ、凡そ政治經濟並百般の事務、悉く準を統計に取らんとす。是等制度の設置、亦是れ二人の合意に成る所にして、進歩の跡亦認むへからざるにあらずと雖も、此地に割據する者は、概ね重信腹心の輩ならざるはなし。加之重信は權勢扶植に全力を用ゐ、洋儒福澤諭吉に求めて、其及門の徒を羅致し、之を各官衙の要部に配置し、牢乎拔くへからざるの根柢を作る。羽翼既に成り、勢力亦確し。此に於て一大飛躍

を試み、民論と相和して、國會急設の密奏を企て、又爾時の醜案開拓使官有物拂下の非を叫び、政府の同僚に對して戰を挑む。同僚亦起て之に應じ、相結ひて重信に抗し、茲に端なく夫の征韓論以來の紛擾を再演す。抗爭累月、(其間、車駕あり。)形勢漸次重信に可ならずして、十月十一日、終に其官を免せられ、(其翌日、明治二十三年を期して國會を開設するの大詔下る。)之と相聯り、平生の同志及門下の大小吏僚、悉く其職を辭し、官界一人も重信の徒與を存せず。願ふ、曩者土藩出身の大臣、相踵て廟堂を去るの後、内閣の成素を一變し、薩長肥三藩の勢力を以て、其基礎と爲したりと雖も、今や重信の失脚、内閣の成素を再變し、肥藩は政府の圈外に立ち、茲に薩長藩閥政府の基礎を作る。是れ亦著大の政變なりと謂はざるへからず。(大隈免官の事たる、國會開設の勅諭と密接の關係を有し、憲政史上、最も重要な事項なるを以て、其詳細の記述は、之を別章に譲り、此には唯、其顛末を概叙し、藩閥勢力の消長を示すに止む。と)

伊藤博文の優勢。内閣總裁の實權。閣員異動。

大隈重信追放の即日、政府直に内閣官制を改め、再び參議各省長官兼任の舊に

復し、新に參事院を太政官に設け、伊藤博文、首席參議を以て參事院議長を兼ね、爾餘の參議をして各省長官を兼ねしむ。蓋し内閣と各省とを分離し、參議をして太政官内新設の六部を分擔せしむるの制度たる、是れ重信と博文と相拮抗せんか爲、苦辛の餘に按出したる所にして、未だ能く一人を以て、内閣全局を統轄するに足らず。今や重信は閣外の人と爲り、他の同儕、復た憚るに足る者なし。博文乃ち此官制改正を企て、以往十參議の分擔したる太政官六部を廢し、其管掌を參事院内に移し、自ら其長官に任して之を統轄す。即ち閣員齊しく參議と云ふと雖も、參事院議長は實に内閣の總裁にして、其權能の大なること、他の參議省卿の比にあらず。此改革に伴へる内閣員の異動を舉ぐれば、伊藤博文參議兼參事院議長たり、寺島宗則參議兼元老院議長たり、大木喬任參議兼司法卿たり、山田顯義參議兼内務卿たり、川村純義參議兼海軍卿たり、西郷從道參議兼農商務卿たり。内務卿松方正義陸、陸軍卿大山巖陸、文部卿福岡孝弟土、元老院副議長佐々木高行土を各參議に新任し、正義を大藏卿に、巖を陸軍卿に、孝弟を文部卿に、高行を工部卿に、各兼任せしむ。參議兼參謀本部長山縣有

朋參議兼開拓長官黒田清隆參議兼外務卿井上馨、竝に故の如し。次て十五年二月、開拓使を廢し、長官清隆を内閣顧問に任し、翌三月、參議伊藤博文、憲法調査の大命を奉して海外に航し、同時に兼參事院議長の任を解き、山縣有朋之に兼任す。次て寺島宗則、特命全權公使に任せられ、元老院議長の任は、佐野常民之を襲ふ。十六年七月、右大臣岩倉具視、疾を以て其官を辭し、爾後其後任を置かず。同年十二月、參議山縣有朋の兼參事院議長を免して兼内務卿と爲し、參議山田顯義の兼内務卿を免して兼司法卿と爲し、參議大木喬任の兼司法卿を免して兼文部卿と爲し、參議福岡孝弟の兼文部卿を免して兼參事院議長と爲す。尋て參議伊藤博文歸朝の後、宮内卿徳大寺實則を侍從長に移し、博文自ら薦めて宮内卿に任し、憲法起草の業に服すると共に、兼ねて帝室の事務を總判し、以上の任免更迭を経て、十八年内閣制度創設の時に及ぶ。

岩倉具視の死。其事業。

十六年七月二十日、前右大臣岩倉具視薨す。具視剛邁果敢、夙に王室の式微を

憤り、慨然として維新回天の事業に參畫し、明治政府成るの後、副總裁、輔相、大納言、外務卿等の要職を経て、終に右大臣に進み、在職十有三年の久しきに及び、至誠公に奉ずること、終始一の如し。晩にして重患に罹り、自ら起つ能はざるを知り、屢、骸骨を乞ひ、且つ上表して微衷を披く。曰ふ「國家非常の時に際し、大に典憲を定めて、皇猷を振張し、萬世繼くべきの計を爲すは、陛下の遠く祖宗に續き、近く先帝に承くる所にして、而して鴻業未だ大成を頌するに至らず。是れ臣か驚鈍を量らず、電勉列に就き、以て今日に至る所以なり」云々。詳に此奏議を翫味せば、以て具視立憲の概念を知るべく、單に其人平生の言動を見て、斷ずるに專擅政治家の標本を以てするか如きは、蓋し亦酷評たるを免れず。遮莫具視の乞骸益、切實なるに及んで、勅旨始めて其本官を免し、特に「前右大臣」の稱を賜ひ、位次仍ほ舊に依らしむ。不幸にして其病益重く、翌日終に起たず。皇上宸悼、朝を廢し、死刑を停め、太政大臣を贈り、大に其光烈を揚く。御誄に曰く「大節善斷、贊旋轉之偉業、純忠持正、畫經綸之宏猷。洵是國家棟梁、寔爲臣民儀表。況朕幼冲登祚、一賴匡輔、啓沃納誨、誼均師父。天慙不遺、曷勝痛悼。其可特

贈太政大臣。」と。

内閣成素の變遷。薩長兩藩の勢威。明治の平族。

顧ふに薩長土肥の四藩、其維新回天の事業に盡したる功績は、昭々乎として終に之を没すへからず。四藩の舊臣、其功績を待み、新政府の實權を握り、其勢力、時に一消一長すと雖も、閣裡必ずや其代表者の影を留めざるはなし。幾くならすして時運變轉、土藩先づ政府の園外に出て、尋て肥藩の勢力亦終に墜ち、政權全く薩長二雄藩の手裡に歸し、身を薩長に起し、若くは心を薩長に化する者、獨り政權を握り、大小の國事、一に其私意に決し、一般國民をして之に關るを得せしめず。加之海陸軍の要部は、兩藩出身者之を分領し、且つ薩人は警視廳及北海道を占め、長人は内務省及府縣に據り、凡そ大小の官衙、到る所兩藩舊臣の資引比周を見ざるはなし。史を按ずるに、昔者平相國清盛の政柄を弄ふや、同族にして公卿たる者十六人、昇殿を聽さるゝ者三十餘人、衛府國司の任に在る者六十餘人、其采邑は汎く天下の半に跨り、一門富貴を窮極し、放肆專横至らさ

るなく、終に時人をして「平氏にあらざれば則ち人にあらす」を叫はしむるを致す。然りと雖も榮枯禍福、素と緇へる繩の如く、望月常に大空に麗らす(道長原の述懐、此世を我世と思ふ望月)。芳草亦終に秋風に凋む。(舞姫妓王の抒情、崩しの野邊はて果いつれか秋)。當年榮華一世を傾けたる平族を以てするも、太政入道の屍塊未だ冷ならざるに(傳へ曰ふ、清盛熱病に罹り、水に浴すれば水輒ち熱)。遽に諸源の掩撃する所と爲り、驕陽寢く虞淵に春き(清盛、扇を擧げて落日を)。水底子に都城をトし(二位尼、安德幼帝を奉して海に投ず。其遺詠、今そ知)。憐むへし舉族介蟲と化し、西海長く千秋の恨を留む。(西海古來一種の介蟲を産し、其甲皮に人)。明治閥族の専横、敢て當年の平族に譲らす。而して之と相争衡するの民軍、常に一和を圖き、同儕相忌み、同志相軋り、間、或は逆鱗を政海に操り(梶原景時、逆鱗の經計所の斥くる)。故らに必勝の機を逸し、憲政の進運を沮碍して、唯、敵軍に倖す。眼を放ては鴨越道嶮にして、一ノ谷守備堅く、藩閥城頭、時に絃歌を聴く(無官大夫教業の笛を弄ひたる故事)。

參議異動表

明治二年參議制設置以降、同十八年同官廢止に至る迄、參議就任者の氏名を列記すること左の如し。之を列記するに當り、試に重要案件に依りて時代を劃し、附するに各員の郷貫兼官任免年月、異動事由等を以てし、以て各時代に於ける各藩勢力の消長を知るの便に供す。(氏名の下に「前任」を以て、参議就任と其時を同うせず。)

參議創制時代 自二年七月内閣改設前 至四年六月内閣改設後

專任參議	副島種臣 <small>(肥)</small>	四年七月罷任
專任參議	前原一誠 <small>(長)</small>	二年七月罷任
專任參議	大久保利通 <small>(薩)</small>	四年七月罷任
專任參議	廣澤眞臣 <small>(長)</small>	四年七月遺任
專任參議	佐々木高行 <small>(土)</small>	三年六月罷任
專任參議	齋藤利行 <small>(土)</small>	三年六月罷任
專任參議	木戸孝允 <small>(長)</small>	四年六月罷任 <small>(即日復職)</small>

兼文部卿	木戸孝允(長)	前任	七月	繼	罷
兼大藏卿	大隈重信(肥)	前任	繼續		
兼司法卿	大木喬任(肥)	前任	繼續		
兼內務卿	大久保利通(薩)	前任	繼續		
兼工部卿	伊藤博文(長)	前任	繼續		
兼海軍卿	勝安芳(駿)	前任	繼續		
兼外務卿	寺島宗則(薩)	前任	繼續		
兼左院議長	伊知地正治(薩)	前任	繼續		
兼陸軍卿	山縣有朋(長)	前任	繼續		
兼開拓長官	黒田清隆(薩)	前任	繼續		

大阪會議以後 自十八年一月至十八年五月

兼大藏卿 大隈重信(肥) 前任繼續

兼司法卿 大木喬任(肥) 前任繼續

專任參議	大隈重信(肥)	四年	六月	罷任	(翌月復職)
專任參議	木戸孝允(長)	四年	六月	任	
專任參議	西郷隆盛(薩)	四年	六月	罷任	
專任參議	板垣退助(土)	四年	七月	罷任	
專任參議	大隈重信(肥)	四年	七月	任	
兼左院議長	後藤象二郎(土)	六年	四月	罷任	
兼文部卿	大木喬任(肥)	六年	四月	任	
兼司法卿	江藤新平(肥)	六年	四月	罷任	
兼大藏卿	大久保利通(薩)	六年	十月	任	
兼外務卿	副島種臣(肥)	六年	十月	罷任	

征韓論以後 自十八年一月至十八年十月 征韓論破裂

征韓論以前 自四年六月至四年十月 內閣改造前後

兼内務卿	大久保利通 <small>(薩)</small> 十一任 繼續五月遭害
兼工部卿	伊藤博文 <small>(長)</small> 前任 繼續
兼海軍卿	勝安芳 <small>(駿)</small> 八任 十一年一月罷
兼外務卿	寺島宗則 <small>(薩)</small> 前任 繼續
兼左院議長	伊知地正治 <small>(薩)</small> 八任 六月罷
兼陸軍卿	山縣有朋 <small>(長)</small> 前任 繼續
兼開拓長官	黒田清隆 <small>(薩)</small> 前任 繼續
專任參議	木戸孝允 <small>(長)</small> 八任 三月罷
專任參議	板垣退助 <small>(土)</small> 八任 三月罷

隈藤暗闘時代 自十一年五月至十三年二月

兼大藏卿	大隈重信 <small>(肥)</small> 前任 繼續
兼司法卿	大木喬任 <small>(肥)</small> 前任 繼續
兼内務卿	伊藤博文 <small>(長)</small> 前任 繼續

兼外務卿 <small>(兼文部卿)</small>	寺島宗則 <small>(薩)</small> 前任 繼續
兼陸軍卿 <small>(兼參謀本部長)</small>	山縣有朋 <small>(長)</small> 前任 繼續
兼開拓長官	黒田清隆 <small>(薩)</small> 前任 繼續
兼文部卿 <small>(兼陸軍卿)</small>	西郷從道 <small>(薩)</small> 十一年七月任
兼海軍卿	川村純義 <small>(薩)</small> 十一年七月任
兼工部卿 <small>(兼外務卿)</small>	井上馨 <small>(長)</small> 十一年七月任
兼工部卿	山田顯義 <small>(長)</small> 十二年九月任

參議省卿分任時代 自十三年十月至十四年十月

專任參議	大隈重信 <small>(肥)</small> 十四年十月罷
專任參議	伊藤博文 <small>(長)</small> 前任 繼續
專任參議	寺島宗則 <small>(薩)</small> 前任 繼續
專任參議	川村純義 <small>(薩)</small> 十四年四月 海軍卿專任
專任參議	山田顯義 <small>(長)</small> 前任 繼續

專任參議 西郷從道(薩) 前任繼續
 兼元老院議長 大木喬任(肥) 前任繼續
 兼參謀本部長 山縣有朋(長) 前任繼續
 兼開拓長官 黒田清隆(薩) 前任繼續
 兼外務卿 井上馨(長) 前任繼續

兼任制復舊後、内閣創制迄 自十四年十月至十八年十二月

(此期間に於て、各參議の兼官に幾多の異動あり、別項に詳なり。)

兼參事院議長 伊藤博文(長) 前任繼續
 兼元老院議長 寺島宗則(薩) 前任繼續
 兼參謀本部長 山縣有朋(長) 前任繼續
 兼開拓長官 黒田清隆(薩) 前任繼續
 兼外務卿 井上馨(長) 前任繼續
 兼内務卿 山田顯義(長) 前任繼續

兼大藏卿 松方正義(薩) 十四年十月任
 兼陸軍卿 大山巖(薩) 十四年十月任
 兼海軍卿 川村純義(薩) 十四年十月再任
 兼文部卿 福岡孝弟(土) 十四年十月任
 兼工部卿 佐々木高行(土) 十四年十月任
 兼司法卿 大木喬任(肥) 前任繼續
 兼農商務卿 西郷從道(薩) 前任繼續

各省長官異動表

明治初年以降、同十八年十二月に至る迄、歴代各省長官の氏名を列記し、且つ其任免年月及異動事由等を示すこと左の如し。

大藏卿

大藏省は、當初會計科、會計局、會計官と稱し、博經親王・西四辻公業・淺野

茂勳・中御門經之・岩倉具視・萬里小路博房、相隨て其長官に任す。二年七月、改めて大藏省を置き、其長官を大藏卿と稱す。外に民部省あり、兩省の管掌相綜錯し、兩省長官概ね常に兼任す。四年七月に及んで、民部省を大藏省に併す。

松平慶永 二年八月、民部卿を以て大藏卿を兼ね。

伊達宗城 二年九月、民部卿兼大藏卿に任し、次て大藏卿に専任す。

大久保利通 四年七月改革の際、大藏卿に任す。舊藩臣の大臣に班列する嚆矢たり。六年十月罷め、翌月内務卿に轉任す。

大隈重信 六年十月征韓論破裂の際、大久保利通に代りて就任し、十三年二月内閣各省分離の際、參議に専任す。

佐野常民 十三年二月就任、十四年十月罷む。(參議省卿分任制度中在任。)

松方正義 十四年十月就任、十八年十二月内閣制創設の時に及ぶ。

内務卿

正親町三條實愛・徳大寺實則・松平慶永・山内豐信・嘉言親王、相隨て内國事務の長官に任す。既にして其事務は大藏省の管掌に移り、又民部省に移り、六年十一月に及んで、新に内務省を置く。

大久保利通 六年十一月内務省設置の際就任。十一年五月兇變當日迄在任。

伊藤博文 十一年七月就任、十三年二月參議に専任す。

松方正義 十三年二月就任、十四年十月大藏卿に轉任す。

山田顯義 十四年十月就任、十六年十二月司法卿に轉任す。

山縣有朋 十六年十二月就任、十八年十二月内閣制創設の時に及ぶ。

外務卿

明治以降、三條實美・晃親王・伊達宗城・東久世通禧・澤宣嘉、相隨て外務長官たり。二年七月、改めて外務省を置く。

澤宣嘉 二年七月就任。

岩倉具視 四年七月就任。

副島種臣 四年十月就任、六年十月、征韓の議容れられずして朝を去る。

寺島宗則 六年十月就任、十二年九月文部卿に轉任す。

井上馨 十二年九月就任、參議省卿分任兼任の制度の變革に關せず、通して其任に居り、十八年十二月内閣制創設の時に及ぶ。

司法卿

司法省は、初め刑法科、刑法局、刑法官、刑部省と稱し、長谷信篤、細川喜延、近衛忠房、山内豊信、大原重徳、池田章政、正親町三條實愛、相踵て其長官に任し、四年七月、刑部省と彈正臺とを併せて司法省を置く。

江藤新平 司法省創立の後、姑く其長官を闕く。五年四月、江藤新平就任、六年十月、征韓の議容れられずして朝を去る。

大木喬任 六年十月就任、十三年二月、参議專任制の時に及び、同時に元老院議長に轉任す。

田中不二麿 十三年二月就任、十四年十月、参事院副議長に轉任す。

大木喬任 十四年十月再任、十六年十二月、文部卿に轉任す。

山田顯義 十六年十二月就任、十八年十二月内閣制創設の時に及ぶ。

文部卿

當初、知學事、大學別當等、文教の事を督し、山内豊信、正親町三條實愛、松平慶永之に任す。四年七月、改めて文部省を置く。同時に教部省あり、或は獨立し、或は文部省に併せ、次て之を廢す。正親町三條實愛、大木喬任之が長官たり。

大木喬任 四年七月、文部省設置の際就任、六年十月、司法卿に轉任す。

木戸孝允 七年一月就任、同年五月罷む。(爾後數年間、文部卿を闕く。)

西郷從道 十一年七月就任、同年十一月、陸軍卿に轉任す。(爾後姑く文部卿を闕く。)

寺島宗則 十二年九月就任、十三年二月、参議に專任す。

河野敏鎌 十三年二月就任、十四年四月、農商務卿に轉任す。

福岡孝弟 十四年四月就任、十六年十二月、参事院議長に轉任す。

大木喬任 十六年十二月就任、十八年十二月内閣制創設の時に及ぶ。

陸軍卿

陸軍省の前身は、海陸軍科、軍防局、軍務官、兵部省と稱し、一官兩軍を併せ管し、岩倉具視、嘉彰親王、島津忠義、織仁親王、相踵て其長官たり。五年二月、兵部省を割きて、陸軍省を置く。

山縣有朋 陸軍省設置後、姑く長官を闕き、六年六月、山縣有朋始めて就任し、十一年十二月、参謀本部長に轉任す。(其間一時陸軍卿を闕きたるこあり。)

西郷從道 十一年十二月就任、十三年二月、参議に專任す。

大山巖 十三年二月就任、爾後依然留任して、十八年十二月内閣制創設の時に及ぶ。

海軍卿

勝安芳 海軍省設置後、姑く長官を闕き、六年十月勝安芳始めて就任し、八年十一月罷む。(爾後二三年間海軍卿を闕く。)

川村純義 十一年七月就任、十三年二月参議に専任す。

榎本武揚 十三年二月就任、十四年四月罷む。

川村純義 十四年四月再任、爾後依然留任して十八年十二月内閣制創設の時に及ぶ。

工部卿

伊藤博文 三年十月工部省を起し、久しく其長官を闕く。六年十月、伊藤博文始めて就任。十一年七月大久保死後の改革に際し、内務卿に轉任す。

井上馨 十一年七月就任、十二年九月外務卿に轉任す。

山田顯義 十二年九月就任、十三年二月参議に専任す。

山尾庸三 十三年二月就任、十四年十月罷む。

佐々木高行 十四年十月就任、十八年十二月廢省の時に及ぶ。

農商務卿

河野敏鎌 十四年四月農商務省設置、即時就任、同年十月大隈重信と共に退官。

西郷從道 十四年十月就任、十八年十二月、内閣制創設の時に及ぶ。

第三節 立憲の廟謨

五章聖誓と憲政。臺閣の立憲觀念。

惟ふに元年五章の聖誓たる、其旨畢竟立憲に歸す。憲法を布き、國會を開き、況く天下の公議輿論を取るにあらざれば、終に叡旨を達成すること能はざるを以てなり。聖誓の當時、熾仁親王總裁たり、三條實美岩倉具視、共に議定を以て副總裁たり。皆な是れ當年新政府の首腦にして、親しく聖誓に翼賛し、且つ「今日之急務、永世の基礎、復た此外に出つへからず」と爲し、死を以て叡旨を奉體せんことを奏聞す。(連署奉答文) 爾後三人者、常に憲制の美を稱し、早晚必ずや之を本邦に樹立せざるへからずと爲す。特に具視の如き、普く歐米各國を歴遊し、親しく制度典章を視察し、輿論政治の妙趣を悟り、之を尊重するの念、一層の切を加へ、其臨終の遺表、言議頗る此に及ひたること、曩に略之を記したり。台鼎の外、新政府の樞機に參與したる者、其人既に蕃く、其意見亦必ずしも一なら

すと雖も、概ね皆な憲制施行の要務たるを認了せざるはなし。夫の西郷隆盛等數參議の引退や、主として因を征韓論に發すと雖も、亦深く有司專制の弊を慨し、公論政府の建設を希望するに出つ。果然退職參議等數輩は、連署して民選議院設立を建白せり。極力征韓論を排して、内閣を支持したる大久保利通、木戸孝允の二人、内外施設の先後に關しては、退職參議等と意見を異にすと雖も、敢て永く專制の柄を獨占するに意あるにあらず。二人夙に參議の要職に就き、心力を傾注して國事に勵み、凡そ五章聖誓の叡旨を貫き、萬世不易の國礎を鞏うするの道、汎く議員を全國に選ひ、其公論を聽きて政を爲すに在りと爲し、立憲の希望、毫も人に譲らず。但、彼は速に民選議院設立を希望し、此は暫く其時期を緩にせんとするの別あるのみ。

(木戸孝允の政規典則建白) 參議木戸孝允、歐米官遊の際、親しく各國の盛衰興亡する所以を原ね、之を其國憲制の有無消長に歸し、歸來直に意見書を當路に寄せ、憲制樹立の要務たる所以を論述す。此書を寄せたるは六

年九月にして、夫の退職參議等民選議院設立の建白に先たつこと數月の前に在り。左に其一部を撮録す。當時未だ「憲法」なる成語を存せず、書中に所謂「政規典則」とは、略「憲法制度の義に同じ。

(前略) 戊辰の春東北の地未だ平定せざるの初早已に百官有司より天下の侯伯に至まで之を京城に徵集し親しく天地神祇を祈り誓文五條を作り之を天下に公告し以て朝意の歸著する所を證し人民の方向を一定せり其題言に大に國是を定め制度規律を立つるは誓文を以て目的となすの語あり是を以て遂に版籍奉還の請を許し侯伯を廢し國力の分裂を一統するもの豈五洲強國の通論に基するに非るを得んや然らば則此五條實に我邦政規の基たり夫れ政規は一國の是とする所に因て之を確定し百官有司の意に隨て臆斷するを禁し萬機の事務總て其旨に則りて處置するを要するに在れば慮る所の深き期する所の遠き當時の士民誰か數慮の隆渾に感し敢て之を奉載せざるものあらんや但文明の國に在つては君主ありと雖も其制を擅にせず國の人民一致協合其意を致し以て國務を條列し其裁判を課して一局に委託し之を目して政府と名け有司をして其事に當らしむるを以てす有司たる者も一致協合の民意を保し重く其身を責めて國務に従事し非常の變に際すと雖も民意の許す所に非されば其措置を擬にするを得ず政府の嚴密なる既に斯の如くなるに人民猶其超制を戒め議士なるもの有て事毎に検査し有司

規を變革するに當つては精思熟慮遍く人民の見る所を盡し萬々止むを得ざる事
實あるに非ざれば決して輕舉妄作することなし故に君主英斷民意を迎ふるの國
に至りては最も慎重を加へ特に觀察を審かにし深く内國の状態を考へ廣く人民
の生産を顧み其開化の度に應じて能く施設するを主とせり(中略)我邦現今の景況
に付て施設措置の跡を察するに時勢發達として人心一方に偏執し權利を盡さ
ずして徒に開化を擬し負擔に任せずして漫りに文明を模するの弊なき能はず是
を以て其外貌は漸々爛都に習ひ往々朴野の舊を變すと雖も其心情は未だ遠かに
文明に化するを得ず加之ならず法令輕出昨是今非前者未だ行はれざるに後者又
繼くか如きは決して人民の能く堪ゆる所に非ず而して政務の端多き區域の際な
き人生の要務開化に従つて日一日よりも進まざるを得ざれば政府今日の事務は
亦已に戊辰年間の事務と其轍を齊ふして論すべからず然るに其政規尙唯五條の
みを以て標準と爲さば要路に當る者常に應變の處置に迷ひ恐らくは民意に充つ
ること能はざるに至らん然らば則今日の急務は先づ大令を布き其五條に基て條
を増し典則を建て以て後患を防ぎ且務めて生民を教育し徐かに其品位賤劣の地
を免かれしめ以て全國の大成を期するに如く莫きなり人民品位既に高くして政
府之に對應し意を國家に盡さば將來の幸福も亦多かるべし萬一徐かに大成を期
すること能はずして一二の賢明獨り其身の利達を要し民意の向背を問はずして
只管功名を企圖し要路の一局に據りて威權を偏持し萬緒國務の多き每事之を文

の意に隨て應斷するを抑制す是政治の最美なる所以なり若し人民未だ文明の化
に洽れからざれば暫く君主の英斷を以て民意の一致協合する所を迎へ之に代り
て國務を條列し其裁判を有司に課し漸を以て之を文明の域に導かざるを得ざる
ものは自然の理にして舊に舊文の盛舉ありしも叡慮の起るところも蓋し此に基
きしなるべし願ふに我邦未だ議士の事毎に検査を加ふる有らずと雖も聖令の重
くして事務の大なる歐米各國の民意を體し政を行ふ者に毫も異ることなければ
有司たるものは宜く其身を責め五條の政規を以て標準となすを要せざるべから
ず政規は精神なり百官は支體なり精神命を傳へて支體逆に動き或は命を俟たず
して妄に舉動するか如きあらば全國の事務錯亂して物情安からず勢ひ測るべか
らざるに至らん果して斯の如くならば前日の盛舉も徒らに舊制を廢するに過ぎ
ずして士民焦心粉骨の勞も空しく水上の泡に歸せん凡天下の事言ふは易く之を
行ふは難し用舎の間亦以て深く戒めざるべからず前日聖主の叡旨を推すに豈天
下を以て一家の私有とせんや民と斯に居り民と之を守り萬機の事務總て人民に
關涉せざる無くして人民も亦各其權利を盡し其負擔に任せざるべからず(中略)夫
れ權利を盡して天賦の自由を保ち負擔を任して一國の公事に供する等皆人民存
生の目的なれば細かに其條目を記載し盟約して以て其制に違反することを許さ
ず相誠めて之に従事すべきもの即典則なり典則なるものは政規に出で政規は萬
機の本根たれば一切の枝葉悉く之れより分出せざるものなし是を以て各國其政

明の各國に擬似せんと欲し、輕躁之を施行せん乎、國歩の厄運以て累卵の危きを招くべくして、幸允等も亦恐くは他日の責を免るゝこと能はざるに至らん、是今日の急務先つ政規典則を建つるに止まる所以なり。(下略)

立憲の必勢。閣裡の新舊思潮。

時運變し、民智進み、立憲の思想、油然而として具眼者の間に起る。但、有司、過慮にして又優柔、輒く民選國會の開設を斷するに踟疑し、先つ地方官會議を召集し、又府縣會並區町村會を創設し、漸次歩を追うて、純粹憲政に進まんとす。一部の國民之を不可とし、到る所に社を樹て黨を結ひ、民權伸張を唱へ、藩閥打破を叫ひ、真正完全なる國會の開設を希望して休まず。此時に當りて、元勳政治家相踵て逝き、政權終に第二流政治家の手裡に歸し、而して政府は頻々法令を發し、以て民論を欄阻するに力めたりと雖も、爲に益、國民の公憤を激成し、滔々の勢、得て制すへからざるものあり。此天下の機運に際し、閣員中、仍ほ政權壟斷を冀ふ者なきにあらすと雖も、概ね憲制實施を以て、時運必至の勢なりと爲し、

略、立憲の廟議を定めたり。但、其組織及實施の時期に至りては、各員の意見、必ずしも一ならずと雖も、之か準備の爲に、約十年の歲月を要するは、各員の私に其心に期したる所なり。大隈重信の如き、伊藤博文の如き、井上馨の如き、最も進歩主義を抱き、頗る泰西の憲法政治を嚆ひ、之を本邦に移植せんことを期し、平生之か調査を懈らす。若し夫れ頑冥者流に至りては、時運の促進、枉けて立憲に同意したりと雖も、憲制は固と是れ衷心の希望にあらざるを以て、事に遭へば輒ち諸般陰謀を運らし、以て立憲の進運を阻碍せんことを努む。重信等、審に閣裡の形勢を看取し、相偕に俗論を排し、以て憲制を確立せんことを約し、經營頗る慘憺たり。

立憲策問。實施遲速論。功名心の衝突。

明治十四年中、右大臣岩倉具視、一日内旨を奉し、密に國會開設意見を諸參議に徴し、各文書に筆して之を捧げしむ。諸參議皆な命を奉し、單り大隈重信、文書提出を肯んせず。曰く「予將に闕下に伏し、親しく意見を陳奏する所あらんと

す。何そ必ずしも文書を以てすることをせん」と。具視重ねて上命を宣し、強て之を促す。重信曰く、「已むことなくんは敢て封事を上らん、請ふ大臣内覽の套例を襲ふこと勿れ」と。具視陽に之を諾し、重信乃ち一封の奏書を上る。具視私に披きて之を閲みすれば、一々現代の大小政弊を算へ、其因て起る所を指摘し、之を矯正するの道、唯、速に憲制を布き、政治を公明に導くに在りと爲し、明年を期して議員を選擧し、其翌十六年、直に國會を召集するの急務なる所以を切論す。是れ實に廟堂の諸員、齊しく以て意外としたる所なり。夫れ憲制樹立は、滿朝幾と異議あるなく、其準備の爲に、約十年の歳月を要するは、諸員の意見略、相一致し、重信・博文等の間、亦之か約束あり。然るに今や俄に之か準備期間を縮めんとし、剩へ此計畫を同僚同志に秘し、密に之を天關に訴ふ。知らず重信たる者、何の慮る所ありて此唐突陰險の舉措に出で、將た何の信する所ありて此反覆逼迫の言を弄することを敢てしたるか。蓋し重信の胸中、功名の念、簇々燃ゆるか如く、常に勢力を國民の上に築き、以て天下に號令する所あらんと欲す。時恰も廟堂の施設、漸次放慢に流れ、爲に益、國會開設の民論を誘發し、

到底十年の歳月を待つを許さざるものあり。重信審に此形勢を察し、乃ち豫期に先んじて國會を開設し、閣裡の頑冥思想を掃蕩し、國民をして早く立憲の治に浴せしめ、施て民望を一身に收めんことを期す。謂へらく、「我れ今に於て國會急設論を廟堂に首唱せば、天下皆な國論傾聽の徳を頌し、信望自ら一身に集るへく、我か說幸に實現せば、優に立憲の首功に居り、名を千載に傳ふるに足らん。所謂勢力を國民の上に築きて、天下に號令する所以の道、之を措きて將た焉くにか求めん」と。夫の固陋陰險にして、衷心憲制の創設を憚はざる閣臣は、平生深く重信を嫌忌し、之を排斥せんことを冀うて休まず。會、國會急設密奏の事あるに及んで、此輩口を極めて重信の舉措を難し、終に相偕に同盟を結ひ、之を閣外に追放するの計を定む。夫の伊藤博文は、重信と立憲の意見を同うすと雖も、重信の密奏を企てたる一事に至りては、終に之に平かなる能はず。且つ國會開設の準備年限を短縮するか如きは、事情の到底許すへからざる所と爲す。此を以て博文亦進んで排隈同盟に加はり、重信を閣外に追放し、自ら主として憲制創設の事に任せんとす。謂へらく、「重信をして若し長く臺閣に

在らしめは、必ずや主力を憲制創設に注ぎ、自ら其首功に居り、吾儕終に手を下すに餘地なからん。幸にして滿朝皆な重信を忌み、之を排除するに於て、敢て名なきを憂へず。今の計を爲すもの、閣内武斷派と相結ひ、一舉重信を追ひ、以て自ら憲制創設の事に任するに在り」と。

開拓使官有物拂下紛議。國會開設促進。

爰に明治大事記中、事跡最も醜怪にして、然も亦大に憲制創設に資したる一事あり、所謂開拓使官有物拂下事件なるもの即ち是なり。按ずるに明治初年、開拓使を設け、之をして北海道の拓地殖民を管せしめ、經營十餘年、資を投ずること約一千五百萬圓、事業略成るを告げんとし、豫定の存續期限(明治十四年)早く既に來り、茲に所管官有物拂下の議を生ず。大阪の政商某々等、私に現任開拓使の大官と結ひ、關西貿易商會を起し、開拓使官有物の拂下を受け、一舉巨利を網せんと企て、之を時の長官黒田清隆に請ふ。其求むる所の官有物は、一切の工場(製銅所、製紙所、製毛所、麥酒造所、葡萄酒製造所、雜詰製造所等)事務所、試驗所、官舎、倉庫、其他一切の建物、及之に附

屬する官有土地、汽船、風帆船、葡萄園、桑田、養蠶所、牧畜場、海獸獵場、竝に精製未成の現存物等にして、其時價大約一千萬圓を下らず。商會は僅々三十萬圓を以て、此等一切の所有權を收得し、無利息三十箇年賦を以て之を償還せんとし、外に自今十年間、北海道收稅品(當時北海道は物品納稅の制なり)の運送販賣を受託し、其報償として販賣金額の百分之六を受け、且つ開拓使より同道漁民に貸付する米鹽購入權を得て、是れ亦之か報償を求めんとす。若し此等の要求にして、悉く政府の容るゝ所と爲らば、商會毎年の純利、果して拂下代金償還年額に幾十倍するや未だ知るへからず。此願書に接するや、清隆直に之を政府に送致し、口を極めて願意聽許の至當なるを説き、商會の爲に遊説すること太た力む。政府之を容れ、八月一日、太政官令を以て許可を指令し、翌二日、開拓使之を請願者に傳ふ。初め此問題の起るや、政府部内、異論を抱く者鮮からずと雖も、概ね清隆を憚りて發せず。單り敢然として拂下の不當を論したる者は、即ち參議大隈重信にして、國庫に著大の損害を與へて、一商會に私するの匪違なるを難し、侃々諤々、毫も假借する所なし。民間の志士論客、亦皆な慨然として起ち、一

齊拂下の不當なるを論し、有司をして此暴戾を企つることを得しむるもの、畢竟專制政治の然らしむる所なりと爲し、國會急設論益、其勢焰を高うし、一時政府の抑壓に屏息したる地方人士、再ひ起て國會開設の請願を敢てするに至る。凡そ國論の鼎沸し、且つ其希望の一致したること、以往未だ曾て其例を見ざる所にして、國民は重信に頼りて匪違中廢を希望し、重信は後援を民論に藉りて廷争し、茲に端なく政府の一角と國民と相联接するの奇觀を呈す。

東北巡幸。廟謨一決。國會開設の勅諭。

此時に當りて天子東北諸州に幸し、七月二十九日^{十四}車駕東京を發し、參議大隈重信、同黒田清隆之に扈從す。巡幸途上、清隆は開拓使官有物拂下の至計たるを奏聞し、重信は國會開設の一日を緩うすへからざるを覆説し、而して民間論客は、盛に開拓使事件の不當を叫び、又國會開設の希望を发言すること益、急なり。政府は一たひ開拓使官有物拂下の許可を指令したりと雖も、國論の囂囂たるに顧み、姑く之か實行を停止し、而して國會開設及之に伴ふ重信追放の

件は、確く前日の内議を支持し、偏に車駕還幸を待つ。巡幸七十餘日、十月十一日、東京に還御す。政府は急遽重信免官の勅裁を請ひ、直に旨を傳へて其參朝を阻み、次て二大事案の會議を御前に催す。開拓使官有物拂下の件は、爾時の國情に鑑み、容易に前日の指令を撤するの議を決す。若し夫れ國會開設の事たる、舉國人民、皆な之を熱望せざるはなく、今に於て之を欄阻せは、國論の激する所果して奈何の騷擾を醸成するや、未だ知るへからず。況や國會急設論者重信を追放したる政府、若し此問題を默了せば、全然天下の信望を失ひ、一日も其存立を保つを得ざるへし。此を以て衷心憲政を擇はざる閣臣を以てするも、今に於て終に國會開設に異論を挾まず。唯、其開設時期に關し、各自の意見區々に涉り、會議深更に及んで決せず。皇上終に明治二十三年を以て其期と爲すの聖斷を下し、閣臣をして其期間に於て、百般の準備を講せしむ。閣臣皆な俯伏して命を奉し、立憲の大猷、茲に始めて定る。翌十二日、太政官令を以て、開拓使官有物拂下許可の指令を撤し、同時に明治二十三年を期し國會を開設するの勅諭を發す。勅諭に曰く、

朕祖宗二千五百有餘年の鴻緒を嗣き中古紐を解くの乾綱を振張し大政の統一を總攬し又夙に立憲の政體を建て後世子孫繼くべきの業を爲さんことを期す嚮に明治八年に元老院を設け十一年に府縣會を開かしむ此れ皆漸次基を創め序に循て歩を進むるの道に由るに非ざるは莫し爾有衆亦朕か心を諒とせん

顧みるに立國の體國各宜きを殊にす非常の事業實に輕舉に便ならず我祖我宗照臨して上に在り遺烈を揚げ洪模を弘め古今を變通し斷して之を行ふ責朕か躬に在り將に明治二十三年を期し議員を召し國會を開き以て朕か初志を成さんとす今在廷臣僚に命し假すに時日を以てし經畫の責に當らしむ其組織權限に至ては朕親ら衷を裁し時に及て公布する所あらんとす

朕惟ふに人心進むに偏して時會速なるを競ふ浮言相動かし竟に大計を遺る是れ宜しく今に及て謨訓を明徴し朝野臣民に公示すへし若し仍ほ故さらに躁急を争ひ事變を煽し國安を害する者あらは處するに國典を以てすへし特に茲に言明し爾有衆に諭す

國會開設時期の疑義。政府の指令。

國民は國會開設の速ならんことを望み、之か準備に多大の歲月を費すを欲せず。此思想や、端なく前掲勅諭に對して、一疑義を挾むに至れり。曰く「勅諭に所謂「明治二十三年を期し議員を召し國會を開き」とは、國會開設期の最長限を示したるものにして、若し準備成熟せば、其以前之を開設するの聖意なるならんや」と。一部の政客は、固く此解釋を取り、公然之を論議して憚らず。内務省亦稍、之か解釋に惑ひ、指令を太政官に仰く。太政官は此解釋を不可とし、國會は、明治二十三年を待ち、始めて之を開設するの聖意なることを明にす。内務卿乃ち之を地方官に訓示し、人民の誤解を防ぎ、且つ既往に溯りて、新聞雜誌の記事を正誤せしむ。

第二章 國民の覺醒、政府の抑壓

第一節 國會開設の希望

公論枉屈。志士奮起。官民反目の趨勢。

明治新政の初、居然として臺閣の要地を占め、親しく政治の實權を握りたる者は、即ち各藩出身の壯士にして、此輩、門地必すしも高からず、識見必すしも博からず、其藩君は之を輕んじ、他の各藩は之を嫉み、天下亦之に心服せず。此に於てか巧に公議輿論の四字を拈出し、民と事を偕にすることを標榜し、以て我が威望の足らざるを補ひ、以て他の輕侮と嫉惡とを防ぎ、且つ以て天下の民心を攪らんとす。蓋し公議輿論を傾聽するは、政の正なるものにして、其言の何人の口に發し、其事の何人の手に成るを問はず、天下固より異議を此に挟む能はざるを以てなり。既にして封建割據の制を撤し、中央政府の基礎亦確立し、當

年の寒族、漸次衣冠に慣れ、威望聲譽、自ら其躬を纏ふに及んで、倨傲以て民に臨み、專斷以て事を處し、公議輿論、總て之を雲烟に付す。願れば維新草創の際、國民概乎無智、甘んじて被治の地を領し、官命維れ遵奉したりと雖も、年を経るに従ひ、智慮漸く進み、略政治の得失を解し、復た當年蠢愚の恨ならず。茲に政府專斷の弊益、長し、國政日に非運に傾くに及んで、草野憂國の士、慨然として起ち、口に筆に、盛に政府の施爲を非議し、五章の聖誓に立脚して、有司の專斷を詰る。其思想尙ほ頗る幼稚なりと雖も、其論調は極めて危激にして、政府顛覆を叫び、大臣暗殺を嗾かし、生氣激濶として、銳鋒當るへからず。若し夫れ不平の念、物已むへからざる者に至りては、直に兵器を把りて政府に抗せんと擬し、國內の形勢、頗る危険に赴く。然も江藤新平前に仆れ、西郷隆盛後に躓き、其中間に起りたる幾多の暴舉、一も其效を奏せざるに鑑み、夫の不平士族等、亦武力の終に用うへからざるを覺り、西南役後、概ね其刀を戢め、主ら言論を以て政府に對抗す。政府は之に應ずるに各般法令を以てし、言論集會の自由を束縛し、建白請願の門戸を杜絶し、過度に警察權を揮ひ、嚴に國論を抑壓す。其抑壓益、急に

して、志士の反抗愈、其度を加へ、官民の軋慄、日一日に長す。是れ實に當年政界の大勢なりとす。

泰西學術の影響。英佛兩學派。自由民權論の淵源。

開國以來、泰西の學術、日に月に東漸し、本邦百般の事物、一として其感化を蒙らざるはなく、政府の組織、政機の運用、亦概ね範を泰西に仰く。夫の維新創始の職制、大寶の舊制に復すと謂ふと雖も、其間頗る泰西の例規を交へ、且つ使節岩倉具視等の歐米に見聞する所、我か職制百揆を潤色するの料たりしこと、其幾何なるを知らず。若し夫れ民間志士の政治思想、亦泰西の制度學說に負ふ所頗る多く、其論議主張、概ね則を此に採るにあらざるはなし。從來世の西學を講ずる者、主として砲礮、醫術、物理、工藝の智を求むるに過ぎずと雖も、今や進て法政經濟の理を究め、斯學を以て家を成す者亦甚た尠からず。此輩先覺、或は私塾を開き、或は官職を奉し、著作講談、以て泰西の智識を天下に媒介す。新聞雜誌及翻譯の法政經濟書類、亦汎く世上に流傳し、益、邦人の政治智能を養ひ、自

由民權の思想、油然として勃興す。夫の和蘭學の事、今姑く之を論せず。西學東漸以來、其流傳の最も普遍なるものは英學にして、佛學之に亞き、獨逸其他の學術に至りては、當初極めて寥々たり。而して邦人の政治智能を啓發し、最も激烈なる思想を鼓吹したるもの、佛學實に其宗主たり。政府專制の弊日に益、長するや、佛國學派、先つ起て專制打破を叫び、人權平等を説き、邦情を革命前の佛國に比し、之を匡救するの手段、亦夫の革命黨に學はざるへからざるを論ずるに至る。中江篤介、佛學塾を開き、徒を集めて婁叟の民約論を講し、政理叢談を出して、政法の理を誨ふるや、少年事を好む者、靡然として之に嚮ひ、革命の童謠を誦し、民約の理法を奉し、争うて佛國の史籍を繙き、其言論漸次危険に赴く。英國法政の學、亦盛に世に行はれ、福澤諭吉の慶應義塾の如き、尺振八の共立學舎の如き、中村正直の同人社の如き、共に英學塾の最も盛大なるものにして、彬成學の士を出す。概するに英國學派の言論は、其旨極めて穩健にして、偏に英國議院政治の美を喜び、之を本邦に移植せんことを論議して休まず。蓋し憲法制度創立の是非は、第一段の問題にして、議院の體例如何は、自ら第二段の

問題に屬す。先づ第一段の問題を解決するにあらざれば、進て第二段の問題に入る能はず。佛國學派は、先づ自由民權論を提けて、第一問題の解決に努め、尋て立憲の大詔、渙發するに及んで、茲に始めて第二段の問題に入り、英佛其他の學派、各其奉する所を以て議論を上下し、以て至當の斷案を得んことを期し、經營の苦辛、蓋し尋常にあらず。

退職參議等民選議院設立の建白。

往者征韓論破裂の後、退職參議等の言動如何は、朝野の齊しく注目凝視したる所なり。世或は天下の動亂を豫想せざるにあらずと雖も、意はさりき彼輩の計此に出てす、却て平和なる民權論を提けて立つことあらんとは。此より先き留學生小室信夫、古澤迂郎等、新に海外より歸り、盛に列國民權發達の情況を説き、其議院制度の美を稱し、之を我國に移植するの國策たるを論し、此議を抱きて之を退職參議等の間に遊説す。退職參議等、深く政府專制の現状に憤慨し、相偕に之を矯正して、維新々政の舊に復せんことを念ふ。會、信夫等の勸説

を聴き、其説の大に我か意を得たるを喜び、方今の急務は、唯、民選議院を設けて、大に天下の公議を張るに在りと爲し、七年一月十八日、板垣退助、後藤象二郎、副島種臣、江藤新平、小室信夫、古澤迂郎、由利公正、岡本健三郎の八人、聯署して民選議院設立を左院に建白す。其書に曰く、

臣等伏して方今政權の歸する所を察するに上帝室に在らず下人民に在らず而して獨り有司に歸す夫れ有司上帝室を尊ふと曰はざるにはあらず而して帝室漸く其尊榮を失ふ下人民を保つと曰はざるにはあらず而して政令百端朝出暮改政刑情實に成り賞罰愛憎に出て言路壅蔽困苦告るなし夫れ如是にして天下の治安ならんことを欲す三尺の童子も猶其不可なるを知る因循改めす恐くは國家土崩の勢を致さん臣等愛國の情自ら已むこと能はず乃ち之を振救するの道を講求するに唯天下の公議を張るに在り天下の公議を張るは民選議院を立つるに在るのみ則有司の權限る所あつて而して上下安全其幸福を受くる者あらん請ふ逐次に之を陳せん夫れ人民政府に對して租税を拂ふの義務ある者は則其政府の事を與知可否するの

権理を有す是天下の通論にして又喋々臣等の之を贅言するを待たざる者なり故に臣等竊に願ふ有司も亦是の大りに抗抵せざらんことを今民選議院を立つるの議を拒む者曰く我民不學無識未だ開明の域に進まず故に今日民選議院を立つる尙應さに早かるへしと臣等以爲らく若し果して眞に其謂ふ所の如きか則之をして學且智而して急に開明の域に進ましむるの道即民選議院を立つるに在り何となれば則今日我人民をして學且智に開明の域に進ましめんとするは先其通義権理を保有せしめ之をして自尊自重天下と憂樂を共にするの氣象を起さしめ之をして天下の事に與らしむるに在り如是にして人民其固陋に安んじ不學無識自ら甘んずる者は未だ之あらざるなり而して今其自ら學且智にして進んで開明の域に入るを待つ是れ殆と百年河清を待つの類なり甚たしきは則今遽に議院を立つるは是天下の愚を集むるに過ぎざるのみと謂ふに至る噫何ぞ自ら傲るの太甚たしく而して其人民を視るの蔑如たるや有司中智功固より人に過る者あらん然れとも世又安んそ學問識見の諸人に過くる者あらざるを知らんや

蓋し天下の人如是蔑視す可らざるなり若し將た蔑視す可き者とせば有司も亦其中の一人ならずや然らば則均しく是不學無識なり僅に有司の専裁と人民の輿論公議を張ると其賢愚果して如何そや臣等謂ふ有司の智も亦之を維新以前に視る必ず其進みし者ならん何となれば則人間の智識なる者は必らず其之を用るに従て進むものなればなり故に曰く民選議院を立つるは是即人民をして學且智に而して急に開明の域に進ましむるの道なりと且つ夫れ政府の職其宜しく奉して以て目的となすへき者人民をして進歩するを得せしむるに在り故に草昧の世野蠻の俗其民勇猛暴悍而して従ふ所を知らしむるに在り今我國既に草昧にあらず而して我人民の従順なる者既に過甚とす然らば則今日我政府の宜しく以て其目的となすへき者は則民選議院を立て我人民をして其勇往敢爲の氣を起し天下を分任するの義務を辨知し天下の事に參與するを得せしむるに在り夫れ政府の強き者何を以てか之を致すや天下人民皆同心なればなり臣等必ず遠く舊事を引て之を證せず則ち昨十月政府の變革に就て之を驗す其れ危い哉岌々

乎たり我政府の孤立すること而して我政府の變革天下人民の之か爲に喜
戚せし者幾はくかある雷之か爲に喜戚せざる而已ならず天下人民の漠と
して之を知らざる者十の八九に居る唯兵隊の解散に驚くのみ今民選議院
を立つるは則政府人民の間に情實融通して相共に合して一體となり國始
めて以て強かるべく政府始めて以て強かるべきなり
臣等既に天下の大理に就て之を究め我國今日の勢に就て之を實にし政府
の職に就て之を論し及び昨十月政府の變革に就て之を驗す而して臣等の
自ら臣等の説を信すること愈篤く切に謂ふ今日天下を維持振起するの道
唯民選議院を立て而して天下の公議を張るに在る而已と其方法等の議の
如きは臣等必らず之を茲に言はず蓋し十數枚紙の能く之を盡す者にあら
ざれば也但し臣等竊かに聞く今日有司持重の説に藉り事多く因循を務め
世の改革を言ふ者を目して輕々進歩とし而して之を拒むに尙早の二字を
以てすと臣等請ふ又之を辯せん
夫れ輕々進歩と云ふ者固より臣等の解せざる所なり若し果して事倉卒に

出づる者を以て輕々進歩とするか民選議院なる者は以て事を鄭重にする
所の者なり各省不和にして而して變更の際事本末緩急の序を失し彼此の
施設相視ざる者を以て輕々進歩とするか是國に定律なく有司任意放行す
ればなり此の二者あらは則適さに其民選議院の立てすんはある可らざる
の所以を證するを見るのみ夫れ進歩なる者は天下の至美なり事々物々進
歩せずんはあるへからず然らば則有司必ず進歩の二字を罪する能はず其
罪する所必ず輕々の二字に止まらん輕々の二字民選議院と曾て相關涉せ
ざる也尙早の二字の民選議院を立るに於ける臣等雷に之を解せざる而已
ならず臣等の見正に之と相反す如何となれば今日民選議院を立るも尙恐
らくは歲月の久しきを待ち而後始めて其十分完備を期するに至らん故に
臣等一日も唯其立つことの晩からんことを恐る故に曰く臣等唯其反對を
見るのみと

有司の説又云ふ歐米各國の議院なる者は一朝一夕に設立せし議院にあ
らず其進歩の漸を以て之を致せし者のみ故に我今日俄かに之を模するを